659
4

新潟年鑑

昭和二十年

659
4

新潟日報社

26

一個で

マツダランプ

電球も
戰爭資材だ
家庭では
一球で
御辛抱下さ
い—

東京芝浦電氣株式會社

博

株式會社

博進社洋紙店

東京都神田區駿河臺三丁目

電話神田（25）代表番號 長一一七〇番
自一一七一番
至一一七九番

倉庫專用神田（25）〇二二九番

私書函神田局 第二十六號

大阪市東區瓦町二丁目
神戸市神戸區榮町通
名古屋市西區御幸本町通
福岡市博多行町
天津日本租界旭街
奉天市大和區稻葉町
新京特別市錦町
大連市山縣通一八
上海四川路第一四九號

大阪支店
神戸支店
名古屋支店
福岡支店
天津出張所
株式會社滿洲博進社
滿洲博進社新京出張所
滿洲博進社大連出張所
株式會社文進洋行

宴會・要法・婚禮

日本料理　支那料理

明月園

上野公園・美術學校裏
電話下谷一〇三八・二〇四六

×××××真心こめた季節滋味×××××

京花亭

京橋交叉点・西寄
電話京橋〇三八一・四九〇六

上京の折はぜひ一度

北越水産出身・長谷川武一郎経営

金剛砂
研磨紙
各種研磨紙
御照會

三羽鳥印
THREE BIRDS BRAND
TOKYO JAPAN

製造發賣元　稲葉研究所

本　　社　東京都下谷區仲御徒町三ノ一四
電話下谷(83)7682・4108

第一工場　東京都向島區寺島町四ノ二二七
電話墨田(74)5113

第二工場　新潟縣北魚沼郡小出町電話小出34.166

第三工場　新潟縣南魚沼郡浦佐村　電話浦佐37

鑛　　山　岩手縣氣仙郡下有住

接觸式硫酸製造裝置
コットレル式電氣收塵裝置
化學機械一般

株式會社 黑板工業所

東京・京橋

スレート屋根材

防火壁板・防火下見板

マグネシヤセメント製品

木毛マグネシヤ板・木毛セメント板

ホシテツクス・ベニヤドアー

吉川興業株式會社

本　社　東京都深川區富岡二丁目
電話深川(64)304—6・754・2676

大阪營業所　大阪市東區横堀五丁目八
電話船場(83)3073・6281番

工　場　千葉市今井町四三〇番地
大阪府中河内郡鴻手村四條

新潟代理店　新潟市流作場　津田商會
電話738番

東京都四谷區大京町二十一番地
新潟縣刈羽郡北條村
辯護士 **重野嘉內**
電話四谷 三九一九番

本社 東京都日本橋區本町四丁目十四番地
電話本町(66)六四二四、六四二五番
曾田香料株式會社
代表取締役 曾田政治
工場 東京、台北、札幌、青森、由岐、鹿兒島
出張所 大阪市南區安堂寺橋通り一丁目

木工一般 東京都芝區濱松町一丁目三番地
特殊映寫幕
防空暗幕
柳屋工業株式會社
電話芝(43)一五七六・三四三一番
取締役社長 柳金藏

會計監督調査證明
特許新案商標出願
計理士
辯學士
法學士
青柳富榮
事務所 東京日本橋區通二ノ二 きん藤ビル五階二號室 電話日本橋二九五七番
自宅 東京都淀橋區西大久保一ノ三六七

營業課目
諸官省並水道部御用
設計監督
水道布設
暖房裝置
衛生設備
揚水喞筒
諸機械製造販賣
水道用器具
淨化裝置
工事請負

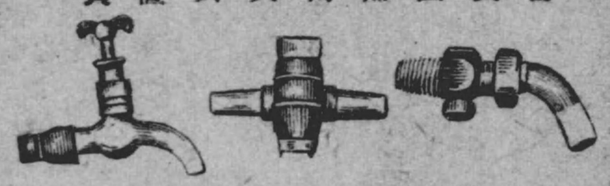

東京都神田區錦町一ノ二三
合資會社 **川崎製作所**
電話神田(25)〇二四九番
振替 東京四九一〇七番
工場 東京都神田區錦町一ノ二三

丸山清次郎

東京都下谷區南稻荷町五十二
電話下谷(83)四九六一番

鐵道電氣工業株式會社
長岡作業所

所長 小泉定次郎

長岡電話 四一五番
會津電話 一五五五番

税務ニ付イテノ相談ト代理
會社、組合ノ設立、解散手續
記帳事務一切

玉垣弘八郎事務所

稅務代理士
計理士

長岡市旭町四丁目
電話 一四三七番

長岡市城内町二丁目

長岡石油配給事業所

小林友太郎

電話 五三番
會津 三三〇八一番

肖像畫

▲如何に小さい寫眞でも擴大出來ます。雖体の中から、一人を拔拾きも自由です。鮮色して明瞭、缺き又は傷ついた寫眞からでも優めて鮮明に現。魂は現寫眞を御希望のまゝに陰更する等寫眞の缺點を補ひます。

▲故人の面影を後世に遺すばかりでなく、其人の偉業遺行をも顯はしめますから、子孫の精神修養上多大の効果があります。亦家寶、記念品として最高至上、且つ室内装飾として大変ふさわしいものであります。

▲肖像畫の最も好きと、[illegible]に對不變色と云ふ點で かりまして、御自分の姿を後世に遺したい點及び若い日の自らを保存しておきたいといふお考へには肖像畫が最も完全なものとされて居ります。

▲遠近を問はず御寫眞を送り下されば出來承ります作品は誠に心からの御滿足を得て頂きたいのが私の念願です。必ず優秀な肖像を作成するべく最も敬虔の材料を以て心血を傾けて指導致します。（案内書贈呈）

美報肖像畫部會員
美統肖像畫部甲種會員
日本肖像畫協會會員
日邦肖像畫會會長

金子豐顯

新潟縣三島郡岩塚村岩田

日本食料容器工業株式會社
取締役社長 渡邊定治
長岡市城岡驛前
電話一、四四九番

泌尿器科
其他慢性病一般
樂牛堂長岡療院
長岡市公會堂裏
岡村康三

高瀬組
長岡市旭町三丁目
電話 事務所 1 6 0 番
宮内事務所 1.0 6 8 番
自宅 1.2 8 9 番

長岡市表町五丁目七七八番地ノ二
辨理士 牛木一男事務所
自宅 電話長岡市古川町 二〇三五番
電話九三五番

長岡市美服町
株式會社 羽賀商店
長岡市美服町
電話四十一番 四十三番

長岡市西神田町二丁目
電話一六八九番
稅務代理士 池上茂貴事務所
稅務の相談と稅務の代理
會計、經理に關する事務

長岡市表町
株式會社 三葉特需工業株式會社
電話一四八〇番

公債 社債 株式 賣買
日本證券取引所新潟市場取引員
長部證券株式會社
本店 長岡市表町 電話 市外專用 二七八番 三二二番
支店 新潟市住吉町 電話 市外專用 七〇番 八七六番

新潟市松島通二丁目

日東工礦株式會社

新潟工場

電話一一一五番

社長　片倉三平

工場長　荒垣長次郎

新潟市流作場字宮浦二、五一一ノ一

日本通運株式會社新潟支店

支社長　近藤順二

理事

代表電話三九八〇番

支店所在驛

新潟、沼垂、新潟港、長岡

長野、松本、山形、酒田

鶴岡、秋田（十支店）

外二營業所、派出所、貨物取扱所九十箇所

資本金　九千二百八拾八萬圓

不二越鋼材工業株式會社

生産責任者
取締役社長　井村荒喜

新潟出張所

新潟市古町通五番町六〇一番地

電話　二一七三番
二五八二番

昭和十年略暦

神武天皇即位紀元二千六百五年

祝祭日及記念日

四方拜	一月一日
元始祭	一月三日
新年宴會	一月五日
紀元節	二月十一日
地久節	三月六日
春季皇靈祭	三月二十一日
神武天皇祭	四月三日
天長節	四月二十九日
秋季皇靈祭	九月二十三日
神嘗祭	十月十七日
明治節	十一月三日
新嘗祭	十一月二十三日
大正天皇祭	十二月二十五日
陸軍記念日	三月十日
海軍記念日	五月二十七日
明治天皇祭	七月三十日
明治神宮祭	十月三日
大東亞戰記念日	十二月八日
大詔奉戴日	毎月八日

一般行事暦

政治始	一月四日
陸軍始觀兵式	一月八日
海軍始	一月十三日
橿原神宮祭	二月十一日
關洲建國節	三月一日
明國神社祭	四月三十日
海の日	五月八日
時の記念日	六月十日
海事思想記念日	七月七日
海の記念日	七月二十日
關東震災記念日	九月一日
滿洲事變記念日	九月八日
航空日	九月二十日
戊申詔書記念日	十月十三日
明國神社祭	十月二十四日
教育勅語記念日	十月三十日
體育日	十月三日
國民精神作興詔書記念日	十月二十日
兵制發布記念日	十月二十九日
皇太子殿下御降誕日	十二月二十三日

地方行事暦

乙寶寺參茶會	二月六日
高田市雪祭	二月中旬
櫻祭、上巳の節句	三月三日
清佐櫻神社入學祭	三月三日
熊野神社例祭	四月一日
鄙祭降誕會	四月八日
度津神社例祭	四月十三日
角田妙光寺開帳	四月二十七日
端午の節句	五月五日
春日山神社例祭	五月五日
蒼柴神社例祭	五月六日
居多神社例祭	五月十七日
彌彥神社例祭	五月十八日
彌神社例祭	五月十日
日枝神社例祭	五月十六日
加茂賀茂神社例祭	五月二十一日
七夕祭	七月七日
羽黑神社例祭	七月七日
相川鎭山祭	七月十三日
白山神社例祭	七月十三日
平潟神社例祭	七月二十六日
彌彥經塚神事	七月下旬
盂蘭盆會	八月十五日
魚沼神社例祭	九月十五日
眞野宮例祭	十月十日
年越の行事・除夜	十二月三十一日

日曜表

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23
			29			29		30			30

滿洲國廣德十二年
中華民國三十四年
佛降誕紀元二千五百十一年
泰國二千四百八十八年
成吉斯汗紀元七百三十八年

西暦一九四五年
回教暦一三六四年
明治元年より七十八年
大正元年より三十四年

昭和二十年版

新潟縣年鑑

目次

昭和二十年略年表

◇本縣の沿革
縣知事一覽表 一一八
歷代縣會議長 一一二
郷土史年表 一一八
郷土史年表 一一八

◇一年略史 八一一五

◇軍事
愛馬年齢一年低下 一六一三二
下士官級役至四年延長 一六
陸軍特別幹候新設 一六
海軍志願に親家 一六
要塞警戒兵警備停止 一七
仙台師團管轄 一七
兵役免除者に入隊の途 一七
服役年限延長 一七
山崎中將戰死 一八
寺垣少將、水野中將戰死 一八
第一師團の遺骨帰還到着 一九
陸海軍同志會生る 一九
村松遺信兵學校開校 二〇
軍歌以來の歌謡 二〇
陸海軍志願入隊 二〇

大東亞戰爭 二一一二二
大東亞戰爭日誌 二二一二七
論功行賞 二七一三一

◇交通運輸
鐵道國營改正 三一一三二
摩行制限と強化 三三一三七
一等車廢止と運賃改正 三三
日新線一部開通 三四
郵便料金改正 三四
郵便振替貯金改正 三五
緊急郵便制度 三五
新潟港全面的総攻撃 三六
港湾運輸統制 三七

◇産業 三八一五二
◇農業 三八一四五
稻作目標五百万石 三八
十八年米麥買收高 三八
米の供出に奬勵金 三九
宅地開墾地價現金賣渡 四〇
麥による供出奬勵金 四〇
供出米に現金拂 四〇
集荷、新潟に報奬制 四一
農業就員制定 四一
職業會設立 四二
米麥價格引上げ 四二
自作農最高反別 四三
縣營農地反別 四三
縣の自給肥自標 四四
影響樹伐採成績 四四
農制度再改正計畫 四五

◇蠶糸業
十八年度蚕繭高 四六一四七
蚕種別生產制限 四六
蚕種價格引上 四七
蚕生糸價引上 四七

◇林業 四七一四九
十九年度新規生產計畫 四七
縣の燃料緊急対策 四八
立木伐採緊急措置 四八
新規に奬勵制 四八
木炭増産奬勵金 四九
木炭價格改訂 四九

◇水産業 四九一五〇
底曳網漁業組織統合 四九
縣水産業會創立 五〇
十八年度本縣漁獲高 五〇
水産業經營計畫 五〇

◇商業
商力強化と轉成 五〇一五一
公設市場廢止 五一
軍需物資自標 五一

◇工鑛業 五一一五二
北陸電氣工場に發組制 五一
縣金屬回收工作隊編成 五一
鑛物工場整備 五一
鑛工品生產計畫 五一
鑛工品供出奬勵制 五二

◇財政經濟 五三一六〇
◇財政 五三一五七
十九年度縣豫算 五三
十九年度縣豫算 五三
八割減稅減定額 五四
十九年度市町村豫算 五六
配付稅分配額 五六

◇經濟 五八一六〇
本年金融狀況 五八
勤勞奬励貯金 五八
十八年度貯蓄成績 五八
戰時貯蓄債と郵貯 五九
北陸五縣十八年度貯蓄高 五九
十九年度貯蓄目標 五九
縣商工經濟會議 六〇

◇行政政治 六一一六八
◇政治 六一一六三
東條內閣の出現 六一
東條內閣組織 六一
小磯米內聯立內閣成立 六一
第八十三臨時議會 六一
第八十四議會 六一
第八十五臨時議會 六一
十八年度臨時議會 六一
緊急縣議會 六一
縣選定員五十一名に 六三

學徒動員体制 七二
動員強化 七二
事務体制確立 七三
中等校入試選抜方法決る 七四
加茂農林學校 七四
新潟商六、新潟第一 七五
第二師範、新潟商校 七五
長岡商業入學狀況 七五
縣立中等校志願者數 七五
縣内學童入試 七六一七八
公私立中等校入試狀況 七八

◇訓令 七九一八三
縣下就学配給体制確立 七九
十八年度共学開設數 八〇
陸軍省受入本部 八〇
衣料切符制改正 八〇
縣青少年團事業計畫 八一
縣、勤勞動員計畫 八一
國民學校の範圍擴大 八一
職業能力申告令改正 八一
會社整理統制令改正 八二
日赤支部社員數 八二
陸上安全工員月給制斷行 八三
婦人の俸上斷行 八三
費用負擔敏速化 八三

◇教育 八四一八六
縣下社會社數 八四一八五

◇行政
三支廳設置 六四一六七
市村長選挙 六四
方行政機構整備 六五
地方行政機構改革 六五
縣庁職員の機能強化 六五
縣庁職員細則改正 六五
縣庁職員定員新設 六五
縣庁職員給與改正 六六
縣庁職員共助改善 六六
縣庁職員の職務配置 六六
新潟に三局新設 六六
軍需管理部創設 六七
大新潟實現 六七

◇翼賛會 六七一六八
本縣國民運動方針 六七
第六回縣協力會議 六八
第七回縣協力會議 六八

◇社會 六九一七八
大政翼賛は試論撃止 六九
私大、高專の實情 六九
高專入試の抜萃調 六九
中等學校の決戦態勢 七〇
女子職業學校轉換 七〇
教育學校に少壮教授 七一
國民學校決戦教育 七一
縣庁に情報局設置 七二

◇文化藝能 八七一九四
五縣放送局の組織 八七
郷土の主要放送 八八
縣庁定ラジオ相談所 八八
新聞通信機関 八八
多彩な本社の行事 八九一九一
文化奉公會發足 九一
文化芸術團体 九一
刀劍團体 九一
野支部團体 九一
音樂團體解散團体 九二
紙芝居、寄席團体 九二
文展入選者 九二
美術工藝部門受賞者 九二
出版界整理統制 九三
團、演劇の聯系統一 九三
雄獅文學會團体 九四

◇學生 九五一九八
縣學生新聞懇談會 九五
學徒出陣壮行會改正 九五
動員學徒にも優保 九六
縣少年の再出發 九六

◇運動團体 九六一九八
武道奉仕に日本一 九六
明治神宮奉賛大會 九六
新潟青少年錬成時間課 九七
寒稽古中行事 九七
武道の新修練法 九八
武德會縣支部武道大會 九八
明治神宮大會縣大會 九八

◇婦人 九九一一〇〇
女子挺身隊法制化 九九
大日本母子愛育會發足 九九
女子出動に法的措置 一〇〇
女子使用規制率設定 一〇〇
輔護女子初の挺身隊 一〇〇

◇土地 一〇一
◇人口 一〇二
◇教人錄 一〇三
◇年齡早見表 一〇三

◇國民學校長 八三一八九
◇各種團体職名錄 八九一九八
大政翼賛會縣支部 八九
縣翼養壮年團 八九
日赤縣支部 九一
文化奉公會 九二
縣商工經濟會 九二
商報、產報 九二
縣支部團体 九三
帝國發明協會 九四一九五
日赤縣支部 九五
縣國民支部 九六
産業士會 九六
傷生縣保團体 九七
縣町村長會 九七
縣水産業會 九八

◇統制施設團体 九八一一〇四
◇會社要錄 一〇四一一二一
◇支社支店分工場等 一二二一一二六
◇會社要錄追補 一二六一一二八
◇縣内人名錄 一二九一一四九
◇縣出身者人名錄 一四九一一六〇

附錄

◇都市大觀 一一二
◇町村要覽 三一四六
◇多額納稅者一覽表 一四七
◇官廳職名錄 七五一八二

659

大日本帝國皇室

天皇陛下

第百二十四代天皇　御名　裕仁

大正天皇第一皇子、明治三十四年四月二十九日御降誕、迪宮と稱し奉る、同四十一年四月十一日學習院初等科に御入學、明治四十五年七月三十日儲位に登らせらる、大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉、叙大勳位、同三年四月二日學習院初等科御卒業、同日御學問所御開始、同年十月三十一日任陸軍中尉、任海軍中尉、同五年十月三十一日任陸軍大尉、任海軍大尉、同年十一月三日立太子禮御擧行、同八年五月七日御成年式御擧行、同九年十月三十一日任陸軍少佐、任海軍少佐、同十年二月二十八日御學問所御終業、同年三月三日御外遊、同年九月三日御歸朝、同年十一月二十五日攝政御就任、同十二年十月三十一日任陸軍中佐、任海軍中佐、同十三年一月二十六日故久邇宮邦彥王第一女子良子女王を妃と爲し給ふ、同十四年十月三十一日任陸軍大佐、任海軍大佐、同十五年十二月二十五日大正天皇御即日御踐祚、昭和元年十二月二十八日勅見式、同三年十一月十日御即位禮御擧行、同十四日、十五日大嘗祭御親祭

皇后陛下

故久邇宮邦彥王第一女子　御名　良子

明治三十六年三月六日御誕生、同四十二年四月十一日學習院女學部に御入學、大正七年一月十七日東宮妃に御擇定の御沙汰あり、同年四月御學問所御開始、同十一年六月二十日御婚儀勅許、同年九月二十八日御納采、同日叙勳一等、同十三年一月二十六日御入內、同日皇太子妃とならせ給ふ、大正十五年十二月二十五日皇后に登らせらる

皇太后陛下

故公爵九條道孝第四女　御名　節子

明治十七年六月二十五日御誕生、同二十三年九月華族女學校に御入學、同三十二年七月十八日華族女學校初等中學科御修了、同三十三年五月十日御入宮、同日皇太子妃とならせ給ふ、大正元年七月三十日皇后に登らせらる、大正十五年十二月二十五日皇太后とならせ給ふ

皇太子殿下

御名　明仁　今上天皇第一皇男子

昭和八年十二月二十三日御誕生、継宮と稱し奉る

正仁親王

今上天皇第二皇男子、昭和十年十一月二十八日御誕生、義宮と稱し奉る

和子內親王

今上天皇第三皇女子、昭和四年九月三十日御誕生、孝宮と稱し奉る

厚子內親王

今上天皇第四皇女子、昭和六年三月七日御誕生、順宮と稱し奉る

貴子內親王

今上天皇第五皇女子、昭和十四年三月二日御誕生、清宮と稱し奉る

皇族（括弧內は御誕生日）

秩父宮（元淳宮）

雍仁親王　大勳位功三級陸軍大佐　大正天皇第二皇男子（明治三十五年六月二十五日）御結婚　昭和三年九月二十八日

紀勢子　松平保男子爵（明治四十二年九月九日）

高松宮（元光宮）

宣仁親王　大勳位功四級海軍大佐　大正天皇第三皇男子（明治三十八年一月三日）　御結婚　昭和五年二月四日

紀寺久子　故徳川慶久公爵第二女（明治四十四年十二月廿六日）

三笠宮（元澄宮）

崇仁親王　大勳位陸軍少佐　大正天皇第四皇男子（大正四年十二月二日）　御結婚　昭和十六年十月二十二日

紀百合子　高木正得子爵第二女（大正十二年六月四日）

寧子內親王　崇仁親王第一女子（昭和十九年四月二十六日）

閑院宮

載仁親王　大勳位（頭飾）功一級元帥陸軍大將　故邦家親王第十六男子（慶應元年十一月十日）

紀智恵子　故三條實美公爵二女（明治五年六月三十日）

春仁王　大勳位功四級陸軍大佐　載仁親王第一男子（明治三十五年八月三日）

紀直子　故一條實輝公爵四女（明治四十一年十一月七日）

東伏見宮

故依仁親王妃周子　故岩倉具定公爵第一女（明治九年八月廿九日）

伏見宮

博恭王　大勳位（頭飾）功一級元帥海軍大將　故貞愛親王第一男子（明治八年十月十六日）

故博義王妃朝子　故一條實輝公爵第三女（明治卅五年六月廿日）

博明王　故博義王第一男子（昭和七年一月二十六日）

光子女王　故博義王第一女子（昭和四年七月二十八日）

章子女王　故博義王第三女子（昭和九年二月十一日）

山階宮

武彥王　勳一等海軍少佐（豫備役）故菊麿王第一男子（明治三十一年二月十三日）

賀陽宮

恒憲王　大勳位功三級陸軍中將　故邦憲王第一男子（明治三十三年一月二十七日）

妃敏子　故九條道實公爵五女（明治三十六年五月十六日）

邦憲王　勳一等陸軍中尉　恒憲王第一男子（大正十一年四月二十一日）

治憲王　恒憲王第二男子　（大正十五年七月三日）

恭愛王　恒憲王第三男子　（昭和四年八月十七日）
文愛王　恒憲王第四男子　（昭和六年七月十二日）
宗愛王　恒憲王第五男子　（昭和十年十一月二十四日）
優愛王　恒憲王第六男子　（昭和十七年八月五日）

久邇宮

故邦彦王妃俔子　故島津忠義公第七女　（明治十二年十月十九日）

朝融王　大勲位功四級陸軍少將　故邦彦王第一男子　（明治三十四年二月一日）

妃知子女王　博恭王第三女子　（明治四十年五月十八日）
邦昭王　朝融王第一男子　（昭和四年三月二十五日）
朝彦王　朝融王第二男子　（昭和十五年五月十一日）
正子女王　朝融王第一女子　（大正十五年十二月八日）
朝子女王　朝融王第二女子　（昭和二年十月二十三日）
鏡子女王　朝融王第三女子　（昭和八年九月四日）
英子女王　朝融王第四女子　（昭和十二年七月二十一日）
典子女王　朝融王第五女子　（昭和十六年九月十八日）
故多嘉王妃節子　故水無瀬忠輔子第一女　（明治十七年九月二十五日）

梨本宮

守正王　大勲位（親飾）功四級元帥陸軍大將　故朝彦親王第四男子（明治七年三月九日）

妃伊都子　故鍋島直大侯爵第二女（明治十五年二月一日）

朝香宮

鳩彦王　大勲位功一級陸軍大將　故朝彦親王第八男子（明治二十年十月二日）

孚彦王　大勲位陸軍少佐　鳩彦王第一男子（大正元年十月八日）

妃千寶子　勝子高松伯第五女　（大正十年五月三日）
誠彦王　孚彦王第一男子　（昭和十八年八月十八日）
寛久子女王　孚彦王第一女子　（昭和十六年十二月十一日）

東久邇宮

稔彦王　大勲位功一級陸軍大將　故朝彦親王第九男子（明治二十年十二月三日）

妃聞子內親王（泰宮）明治天皇第九皇女子　（明治二十九年五月十一日）

盛厚王　勳一等功四級陸軍少佐　稔彦王第一男子（大正五年五月六日）

妃成子內親王　今上天皇第一皇女子（大正十四年十二月六日）
俊彦王　稔彦王第四男子　（昭和四年三月二十四日）

北白川宮

故成久王妃房子內親王（閑宮）明治天皇第七皇女子　（明治二十三年一月二十八日）

故永久王妃祥子　德川慶久男第二女　（大正五年八月二十六日）

道久王　故永久王第一男子　（昭和十二年五月二日）

聖子女王　故永久王第一女子　（昭和十四年十一月十三日）

竹田宮

恒德王　大勲位功四級陸軍中佐　故恒久王第一男子（明治四十二年三月四日）

妃光子　三條公睦公第二女　（大正四年十一月六日）
恒正王　恒德王第一男子　（昭和十五年十月十一日）
恒治王　恒德王第二男子　（昭和十九年八月三日）
寧子女王　恒德王第一女子　（昭和十七年五月五日）
和子女王　恒德王第二女子　（昭和十八年六月十五日）

王族及公族

昌德宮

李王垠　大勲位功三級陸軍中將　故李太王第七男子（明治三十年十月二十日）

妃方子女王　守正王第一女子　（明治三十四年十一月四日）
王世子李玖　李王垠第二男子　（昭和六年十二月二十九日）
故李王垠妃尹氏　故尹澤榮侯第一女　（明治二十七年九月十九日）

李鍵公

李鍵公　大勲位陸軍中佐　李埈第二男子（明治四十二年十月二十八日）

妃謙子　松平舜第一女　（明治四十四年十月六日）
李沖　李鍵公第一男子　（昭和七年八月十四日）
李浙　李鍵公第二男子　（昭和十年三月四日）
伏子　李鍵公第一女子　（昭和十三年十二月十九日）
李堉　大勲位　故李太王第五男子　（明治十年三月三十日）

妃金氏　故金思濬男第一女　（明治十三年十二月二十二日）

李鍝公

李鍝公　大勲位陸軍少佐　李埈第二男子（大正元年十一月十五日）

妃賀珠　故朴泳孝侯孫　（大正三年十二月十一日）
李清　李鍝公第一男子　（昭和十一年四月二十三日）
李漢　李鍝公第二男子　（昭和十五年十一月九日）
故李鳳公妃李氏　故李鍝九第一女（明治十六年七月十日）
故李埈公妃金氏　故金在鶴第一女（明治十一年七月十八日）
（昭和十九年九月三十日謹記）

運輸報國に挺身せん
輸送戰に勝たずして勝利の榮光なし！

國際運輸株式會社
社長　古川達四郎

本社　奉天市大和區千代田通一二號
大連市大山通六六番地

内地連絡所　東京都麹町區内幸町一ノ二東拓ビル内國際運輸株式會社東京事務所

支店　二十五ヶ所　出張所、營業所他　六百餘ヶ所

新潟駐在所　新潟市古町通六番町　滿鐵事務所内

本縣の沿革

◇越後國は元和後新潟小藩分立政策の下に德川幕府はこれを十一藩（高田、長岡、與板、新發田、村上、村松、糸魚川、糸谷、黒川、三日市、綱島）に分封するほか各藩の間に幕府の公領及び藩代、所領藩を介在せしめ佐渡國の直轄下に置いた

◇明治元年四月越後國に新潟裁判所、佐渡國に佐渡裁判所を置いたが同年六月新潟裁判所を廢止し、七月白河縣を置き、九月には佐渡裁判所を佐渡縣、越後國を新潟府と改称し、次いで新潟府を廢して越後府を復置し、次いで新潟府と白河縣の一縣を廢して越後府に合し、更に越後府を廢止して水原縣に合併し、同年八月水原縣を分割して柏崎縣を置き、十月長岡藩を廢して再び新潟縣を置き、十月長岡藩を廢して柏崎縣に併せた

◇四年七月の廢藩置縣により十藩が廢されてその全部縣とした結果越後佐渡の二國は十三縣となつたが同年十二月には早くこれに應じて新潟、柏崎、相川の三縣に改編された、而して新潟縣は潟原、岩船の二郡を、柏崎縣は三島、古志、刈羽、魚沼、蒲原の五郡を、相川縣は佐渡、加茂、羽茂、三郡を管轄することとなつたが、六年六月相川縣は九年四月には相川縣をそれぞれ廢して新潟縣に併せ、斯くて西暦一八七三年以來十年間に亘つた

◇明治以後縣廢置の跡を辿ればは、明治四年三月潟原郡の一部を若松縣に編せしめ十一年六月柏崎郡と信濃國水内郡とに亘り國郡の境界を定定し、十二年五月潟原郡の内と蒲原、鹽沼の三郡を一目隔して潟原郡を南北四中の四郡に、魚沼郡を南北中の三郡に、鹽沼郡を東西四中の三郡に分ち、新潟を區とした、越えて十九年五月蒲原郡の管轄であつた東潟原郡を合併し、二十二年四月新潟區を市とし、二十九年四月三島郡島崎村を越後國に編入し、三十九年四月古志郡長岡町を、四十四年八月中蒲原郡横田町を何れも市となし、最近では昭和九年一月南蒲原郡三條町に、同十五年四月には刈羽郡柏崎町に市制施行を見、現在では五市十六郡となつてゐる

縣知事一覽表

置縣以前の長官

任命年月	官職名	氏名
慶應四・四・六	新潟裁判所	三條隆平
慶應四・四・六	佐渡裁判所	四條隆平
〃 四・四・九	佐渡裁判所	滋野井侍従
〃 四・六・四	越後府知事	岩野廣次郎
〃 四・七・二	越後府知事	四辻公賀
〃 四・七・九	柏崎縣知事	四條隆平
明治元・九・二	越後府知事	四條隆平
〃 元・九・二	柏崎縣知事	久我通城
〃 元・九・二	佐渡縣知事	井上關多
〃 元・一〇・五	新潟府知事	西園寺公望
〃 元・一〇・二	佐渡民政方	奥平謙輔
〃 元・一一・二	越後府知事	壬生基修
〃 二・二・七	新潟縣知事	樺田英世
〃 二・二・七	水原縣知事	壬生基修
〃 二・二・一〇	佐渡縣知事	新　貞老
〃 二・七・一〇	水原縣知事	一條實輝
〃 二・九・一一	柏崎縣知事	三條西公允
〃 二・一〇・三	水原縣知事	三條西公允
〃 二・一〇・三	柏崎縣知事	一條實輝
〃 三・三・四	新潟縣知事	新荘駿信
〃 三・三・六	新潟縣知事	三條西公允
〃 三・六・四	新潟縣知事	平松時厚

歴代縣會議長

（府縣會議員發布後ノモノ）

就任年月	退任年月	氏名
明治二三・一〇	明治二三・二	松村文二郎
同 二三・二	同 二三・三	山口權三郎
同 二六・二	同 二六・一	島田　茂
同 二六・三	同 二九・一	山口權三郎
同 二九・四	同 三二・四	山口權三郎
同 三二・四	同 三五・四	山口權三郎
同 三五・四	同 三八・四	山口權三郎
同 三八・四	同 三八・四	鈴木　昌司
同 三八・四	同 三八・四	樋口　元周
同 三八・四	同 三九・三	藤野　左門
同 三九・四	同 三九・三	稲田善七郎
同 三九・三	同 三九・四	大瀧伊十郎
同 三九・四	同 三九・三	坂口仁一郎
同 三九・三	同 三九・三	高岡　忠雄
同 三九・三	同 三九・九	鈴木　長藏
同 三九・一〇	同 三九・八	鈴木　長藏
同 三九・一〇	同 三九・九	高岡　忠雄
同 四〇・一〇	同 四〇・一〇	高岡　忠雄
同 四〇・一〇	同 四〇・九	上田　良平
同 四〇・一〇	大正 四・九	松浦熊次郎
大正 四・一〇	同 八・九	松浦熊次郎
同 八・一〇	同 九・一	小島大郎
同 九・一一	同 一三・九	松本　弘
同 一三・一〇	昭和 一九・九	松本　弘
昭和 一九・一〇	同 二九・九	松本　弘

〃・四・一一　〃　五・九　〇・一一　柏崎支廳知事　南部義矛

置縣以後の長官

明治四・一一　明治五・五　〇・七　新潟縣令　平松時厚
〃　四・一一　〃　八・七　三・九　相川縣令　新貞老
〃　五・五　〃　八・八　三・四　新潟縣知事　福本正隆
〃　五・九　〃　六・六　〇・一〇　柏崎參事　鳥尾斷三
〃　八・七　〃　九・四　〇・一〇　相川縣令　鈴木稻城
〃　八・一一　〃　一八・四　九・六　新潟縣令　永山盛輝
〃　一八・四　〃　一九・七　〇・一一　〃　森崎五郎
〃　一九・七　〃　二三・一三　六　新潟縣知事　篠崎五郎
〃　二二・二　〃　二四・四　一・五　〃　千田貞暢
〃　二四・四　〃　二九・二　四・一　〃　鷲山田安定
〃　二九・二　〃　三〇・四　一・三　〃　淺田德則
〃　三〇・四　〃　三三・一　二・一〇　〃　勝間田稔
〃　三三・一　〃　三三・九　〇・九　〃　千頭清臣
〃　三三・九　〃　三六・二　二・六　〃　柏田盛文
〃　三六・二　〃　四〇・一　四・〇　〃　岡部浩
〃　四〇・一　〃　四五・三　五・三　〃　清水家教
〃　四五・三　大正元・一二　〇・一〇　〃　森正隆
大正元・一二　〃　二・三　〇・四　〃　伊澤多喜男
〃　二・三　〃　三・四　一・一　〃　安藤謙介
〃　三・四　〃　五・六　二・三　〃　坂仲輔
〃　五・五　〃　六・二一　一・八　〃　北川信従
〃　六・二一　〃　八・四　一・五　〃　渡邊勝三郎
〃　八・四　〃　一二・六　四・三　〃　太田政弘
〃　一二・六　〃　一四・一〇　二・五　〃　小原新三
〃　一四・一〇　昭和二・四　一・七　〃　三松武夫
昭和二・四　〃　三・二〇　一一　〃　藤沼庄平
〃　三・二　〃　三・五　三・四　〃　三松正剛
〃　三・五　〃　四・七　五・三　〃　力石雄一郎
〃　四・七　〃　五・八　七・三　〃　尾崎勇次郎
〃　五・八　〃　六・一〇　八・一　〃　三松武夫
〃　六・一〇　〃　六・一二　一〇・三　〃　黑崎眞也
〃　六・一二　〃　七・六　一二・三　〃　中野邦一
〃　七・六　〃　一〇・一　六・七　〃　小幡勝治
〃　一〇・一　〃　一一・四　一二・八　〃　千葉了
〃　一一・四　〃　一三・六　一・四　〃　宮脇梅吉
〃　一三・六　〃　一四・八　二・三　〃　關屋延之助
〃　一四・八　〃　一五・四　一・一　〃　中村安太郎
〃　一五・四　〃　一六・一　一〇・一〇　〃　君島清吉
〃　一六・一　〃　一八・六　二・五　〃　安井誠一郎
〃　一八・六　〃　一八・七　現在　〃　土居章平
〃　一八・七　現在　〃　前田多門

新潟縣鄉土史年表

天皇皇紀年號　主ナル史實

4	仁明	一四九三	同一〇 越州の名始めて史上に見ゆ、大國主命高志の沼河比賣と婚姻し給ふ
56	清和	一五一一	貞觀三 天孫語山命米水濱に上陸す
			四道將軍の一人として大彦命北陸經營、久比岐國道、阿江國道任命せらる
			古志の和奈美の水門の名史上に出づ
			武內宿禰に北陸及び東方經營を巡
60	醍醐	一五三三	同五 蒲原郡伊夜比古神を名神とす、伊夜比古神の名始めて史上に出づ
79	陽成	一五八七	元慶元 彌彥神、大神、居多神各々に從四位下を授く、居多神の名始めて史上に出づ
80	高倉	一八三六	安元二 越後、越中大に震し壓死者多し
81	安德	一八四一	養和元 新波神の雞の名史上に出づ
			乙寶寺の名史上に出づ
			源義仲、城資職を破りて越後に入る
82	後鳥羽	一八四七	文治三 源義經、越後を過ぎて奥羽に逃るといふ
			源頼朝の將比企能員等信濃國善光寺騷擾より出羽に攻入る
			源頼朝、曾我兩成の弟禪師（通稱國上禪師）を召す、禪師自殺す
			曾文覺佐渡に流さる
			佐々木盛綱、城資盛を伐ちてその知行地を奪ひ
			曾我兄弟越後に流さる
			京都南禪寺の開山無關和尚越後に禪宗を弘む
83	土御門	一八五八	同九 腰備上皇越後寺泊を發して佐渡に遷幸し給ふ△官員藤原家貞加治莊園文山に於て殺害佐々木盛綱の爲に破らる
		一八六一	建仁元
		一八五三	建久四
		一八四九	同五
84	順德	一八七八	建保六
85	仲恭	一八八一	承久三
88	後堀河	一九〇二	仁治三
89	後嵯峨	一九〇七	寶治元
90	後深草	一九一〇	同一〇 蒲原郡伊夜比古神を名神とす、伊夜比古神の名始めて史上に出づ
91	亀山	一九一三	弘長三 彌彥神、大神、居多神各々に從四位下を授く、居多神の名始めて史上に出づ
92	後宇多	一九一八	同五 越後、越中大に震し壓死者多し
93	伏見	一九二一	同一一 越後、越中大に震し壓死者多し
94	後伏見	一九二四	正中元 新波神の雞の名史上に出づ
95	後二條	一九二七	嘉暦二 乙寶寺の名史上に出づ
96	花園	一九三一	元德三 源義仲、城資職を破りて越後に入る
97	後醍醐	一九三四	正慶元 源義經、越後を過ぎて奥羽に逃るといふ
98	後村上	一九三八	同五 源頼朝の將比企能員等信濃國善光寺騷擾より出羽に攻入る
99	長慶	一九四一	弘和元 源頼朝、曾我兄弟の弟禪師（通稱國上禪師）を召す、禪師自殺す
100	後圓融	一九四八	同一三 曾文覺佐渡に流さる
101	後小松	一九八七	明德三 佐々木盛綱、城資盛を伐ちてその知行地を奪ひ
			曾我兄弟越後に流さる
102	稱光	一九八〇	永德元 天平感寶元 越後の人員行基大和國菅原寺を建立す
		一九八一	同一三
103	後花園	一九四〇	天平勝寶元 越後の人員行基大和國菅原寺を建立す
104	後土御門	一四八九	文明一八 越後、佐渡に國分寺並に國分尼寺を建立す
105	後柏原	一五〇一	天平一八 越後、佐渡に國分寺並に國分尼寺を建立す
106	後奈良	一五二六	天平感寶元 越後の人員行基大和國菅原寺を建立す
107	正親町	一五五七	弘仁元 越後の人員行基大和國菅原寺を建立す
108	後陽成	一五八六	天平感寶元 越後の人員行基大和國菅原寺を建立す
109	後水尾	一六一六	元和二 坂上田村麻呂越後守となる
110	明正	一六二四	寛永元 坂上田村麻呂越後守となる
111	後光明	一六四四	正保元 坂上田村麻呂越後守となる
112	後西	一六四八	慶安元 坂上田村麻呂越後守となる
113	霊元	一六五四	同四 坂上田村麻呂越後守となる
114	東山	一六八七	元禄一〇 坂上田村麻呂越後守となる
115	中御門	一七一六	享保一 坂上田村麻呂越後守となる
116	桜町	一七三六	元文一 坂上田村麻呂越後守となる
117	桃園	一七四四	寛保四 坂上田村麻呂越後守となる
118	後桜町	一七四六	寛延元 坂上田村麻呂越後守となる
119	後桃園	一七六一	宝暦一一 坂上田村麻呂越後守となる
120	光格	一七七一	明和八 坂上田村麻呂越後守となる
121	仁孝	一七八一	安永一〇 坂上田村麻呂越後守となる
122	孝明	一八四七	嘉永一 坂上田村麻呂越後守となる
123	明治	一八六八	慶應四 坂上田村麻呂越後守となる
124	大正	一九一二	明治四五 坂上田村麻呂越後守となる
125	現在		大正一一 坂上田村麻呂越後守となる

維新當時の十一藩

領地	姓名	領地高
島田藩	織原政敏	十五万石
村上藩	内藤信民	五万石
新發田藩	溝口直溥	十万石
村松藩	堀直賢	三万石
與板藩	井伊直安	二万石
長岡藩	牧野忠恭	七万四千石
三日市藩	柳澤德世	一万石
糸魚川藩	松平直醇	一万石
黑川藩	松平光昭	一万石
椎谷藩	堀之義	一万石
藤岡藩	牧野忠泰	一万一千石

貴族院議員

刈羽郡高田村字新道　飯塚知信
三島郡塚山村字塚山　長谷川越夫

衆議院議員

（昭和十七年五月改選）

西蒲原郡道上村大字河間五一三　長沼權一
東京都杉並區井荻三ノ一　北條吉
新潟市西堀前通七番町九二八　吉川大介
中蒲原郡新津町　高岡大輔
中蒲原郡亀田町　佐藤芳男
東京都北多摩郡武蔵野町吉祥寺三三五　小柳牧衛
岩船郡村上本町一六一一　細野圭亮
長岡市千歳町九二五　三宅正一
東京都北多摩郡田無町六六〇　加藤知正
南蒲原郡加茂町字加茂二九三　田下政治
新潟市學校町二番町五二九三　今成留之助
西頸郡糸魚川町字押上　中村文七郎
高田市仲町二丁目八〇　石田寛佐
東京都小石川區原町一二五　増田義一

縣會議員

（昭和十四年九月改選）
（○印は參議會員）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一五六八	同四一	七月新潟縣下大火災二千三百餘戸焼失△四月新潟縣下大火二千五百餘戸焼失
一五六九	同四一	七月大河津分水開鑿式を挙行す
一五七〇	同四三	四月信濃新潟兩縣下地震被害
一五七一	同四四	四月高田市附近△九月信濃地震
一五七二	同四五	三月栃尾地震上
一五七三	大正一	四月北陸線全線、越後線濁口山和嶺間開通
一五七四	同三	四月新潟日報社と合併△十一月羽越線村上駅開通、越後西線全線
一五七五	同四	四月明治紀念新潟縣下博覽會開催
一五七六	同五	一月長岡線濁口駅西長岡間開通△十月高田分線新潟西長岡間開通、長岡市市制施行
一五七七	同六	十月新潟第二記念博覽會
一五七八	同七	八月米價騒擾起る、外米輸入
一五七九	同八	四月新潟縣下警察官吏訓令△十月陸軍歩兵第十五旅團四個聯隊新潟市に移駐
一五八〇	同一一	四月新潟縣下警察官吏大異動△六月△八月大河津分水新川開鑿、水流△十一月庄瀬川改修工事竣成
一五八一	同一二	四月都鄙線濁口駅と分岐△十一月長岡駅開通
一五八二	同一三	四月濁口駅と分岐△三月新潟市に國立第六高等學校設置△四月新潟縣下大火二千五百餘戸焼失
一五八三	同一四	三月新潟市に國立第六高等學校開校△十月新潟縣下大雪
一五八四	同一五	三月新潟縣下雪崩災害△八月新潟縣下大水
一五八五	昭和一	十月越後線濁口駅と分岐
一五八六	同四	四月鶴見線新潟四十二米△十月信濃川大水△八月九月新潟縣下大水△十月信濃川水△十一月新潟縣下大水
一五八七	同六	一月新潟縣下大雪△十一月新潟市に高等商業學校開校
一五八八	同七	六月第二回新潟縣下産業博覽會△八月新潟縣警察官吏△八月新潟縣下大水△十一月新潟縣下大雪
一五八九	同八	一月第二回新潟縣下産業博覽會△八月新潟縣下大水
一五九〇	同八	一月三條市制施行△十一月新潟北線全線開通△十月新潟縣下大雪△八月新潟縣下大水
一五九一	同一〇	八月新潟縣下大水、七百八十五戸焼失
一五九二	同一一	九月新潟縣下大雪
一五九三	同一二	一月北新潟駅開駅△三月新潟縣下大雪△三月新潟縣下大雪△三月新潟縣下大雪

北越製紙株式會社

長岡市大手通二丁目七三五番地

本社出張所及工場所在地

本社　長岡市大手通二丁目七三五ノ一六

東京出張所　東京都日本橋區本石町三ノ二

大阪出張所　大阪市東區瓦町三ノ二

長岡ファイバー工場　長岡市鶴王町

新潟工場　新潟市沼垂町

沼垂工場　新潟市馬越

パルプ工場　新潟市山木戸

市川工場　市川市市川新田

戸田工場　埼玉縣北足立郡戸田町

吉濱工場　群馬縣足柄下郡吉濱町鍛冶屋

赤谷鑛業所　新潟縣北蒲原郡赤谷村大字上赤谷字鷲井

小田洲鑛業所　樺太豊須郡多内町大字小田洲字小田洲

一年略史

（自昭和十一年十月至昭和十九年九月）

▲は海軍關係事項

十八年十月

【一日】東久邇宮成彬王殿下の御納采の御儀執り行はせらる△科學技術總動員機構合方策閣議決定△反樞軸官ナボリ入城▲鄭商工經濟會設定、會頭に白勢貞作氏▲中等及び國民學校教員異動發令

【二日】天皇陛下、ラウレル氏一行に親見仰付けらる△農林省、運輸省負新設決定△陸軍武官服役四十五歳まで延長△愛知縣に臨時徴兵檢査施行公布△國史編修委員會官制公布▲アッツ玉碎の英靈山崎中將以下故山へ無言の凱旋

【三】獨軍コルシカ島を撤收▲山崎師團隊長の高田市民葬執行

【四日】▲第一回戰時下防諜長會議を新潟市に開催

【五日】戰時運輸船舶補充計畫を定めて閣議△ライリピン特命全權大使に村田省藏氏任命△ラウレル氏一行マニラに歸還

【六日】大日本青年團團結決定△學校法公布、學徒動員體制一新▲第三回北陸地方産業會議を本縣に開催、土故産業、供米問題等協議

【七日】陸軍技術有功章、特殊鋼等發明に授與△ライリピン獨立に關する聲明書と憲法草案、獨立準備委員會設置▲第三回北陸地方食糧産業會議を石川縣に開催▲新井港開港式挙行、擴張三千万円

【八日】東條内閣改造、東條首相兼陸相、八田運輸通信大臣任ぜられ商工次官兼任△軍需、運輸、通信三省の設置及び軍需會の強化強力化方策を閣議決定▲縣下地方事務所長會議開催、前田知事供米完遂を激勵

【九日】廣田縣木社々長横死

【十一日】十八年産米第一回豫想收穫高は平年作六千三百三十三萬餘石と發表▲十九年度縣豫算要求書提出、總額四千二百餘萬円▲新潟新聞社長横死、後任に村上作氏

【十二日】第一次官廳疎開、國民學校及び教育非常措置、閣議決定△電報料、改組電話料値上げ決定△テー・モン、ビルマ特派大使、「天皇陛下と國民陛下」本縣の供米勞力に感謝電を寄す

【十三日】第八十三議會召集の詔書公布△東久邇宮成彬王殿下と照宮成子内親王殿下の御結婚の御儀執り行はせらる▲新潟市に郷土部隊合同慰靈祭

【十四日】靖國神社に合祀の英靈招魂式執行△ライリピン共和國獨立宣言式、大統領にラウレル博士就任△日比同盟條約調印

【十五日】滿洲國、國民政府、タイ國、比島共和國を承認▲縣倉庫增產指導本部、新潟市白山神社々頭に新穀感謝祭執行

【十六日】天皇、皇后御巡幸、靖國神社に行幸啓△新原二位局逝去△ビルマ、ドイツ両國、比島共和國承認△第一回シャワ中央參議院開院式△マウントバッテン軍團防衛

軍官用化學機械 木般甲主機關製造

株式會社 日曹製作所工場

本社 東京都麹町區大手町二丁目八ノ七 電話丸ノ内一二七一番(5)

電話 一八四〇番
一四二八番

販賣品目

鑄鐵工作機械
石油鑿井製油蒸山機械
ナガオカ渦卷ポンプ
改良型ベツヘー空氣壓
水壓機械
綿糸紡績機械
毛糸紡績機械
人絹機械
鐵骨及鐵構品
タイムレコーダ

株式會社 大阪機械製作所工場

電話二六〇・三五八・二六七・電略(〇テ)又八(テ)

本社 大阪市西淀川區佃町二丁目ノ八 電話淀(47)一三二・一三三・二三五・二三六番

東京出張所 東京麹町區丸ノ内三丁目有樂館四階 電話丸ノ内(23)一七一九番・三〇九六番

株式會社 津上安宅製作所

本社及營業所 東京都京橋區銀座西二丁目三中島ビル三階 電話京橋(56)〇七〇六・一二〇六番

電話 二四二・一五七四・二〇八五・二二四〇番

長岡市藏王町四百五番地

倉敷工業株式會社

長岡支社

電話(代表)二二三〇番

同 長岡機械製作所
同 長岡第二機械製作所
同 堀之内機械製作所

【十七日】スカルノ氏、ジャワ島[illegible]長官就任△新任インド総督マーヴェル着任

【十八日】統制會社令を公布實施△クロアチア、比島共和國承認

【十九日】北方並に外地行政機構[illegible]△米英ソ三國會談モスクワで開始△英米加三國、對ソ武器[illegible]

【二十日】伊共和政府、比島共和國承認

【二十一日】自由インド假政府樹立、主席にスバス・チャンドラ・ボース氏就任△田邊奥地行幸を明治聖蹟外地[illegible]

【二十二日】十九年度歳入歳出概算の[illegible]を「千百億」と仰出さる△[illegible]政府、自由インド假政府承認

【二十四日】自由インド假政府、米英に宣戦布告△ルマ國、自由インド假政府承認△大日本東亜會議支部主催「大東亜[illegible]」を新潟市白山神社に挙行

【二十五日】第八十三議會開會△[illegible]

【二十六日】天皇陛下、議會開院式に行幸△各宮殿縮減決[illegible]△中野正剛氏逝去△法華宗管本山本成寺[illegible]

【二十七日】クロアチア、印度假政府承認

【二十八日】△東部二十三部隊秋季演習北海の諸隊中最大規模を加る(二日間)△空の勇士蔵山八郎大佐(小倉聯隊出身)らの合同葬を浦山講堂で執行

【二十九日】第八十三議會開會[illegible]△本縣時局地方事務所長會議を開いて林商工[illegible]

【三十日】日華同盟條約調印

【三十一日】チャンドラ・ボース氏來朝△假議東亜人會聯支部武道大會を新潟で開催

十一月

【一日】臨時行政調査特別委員[illegible]地方行政協議會の機構強化等[illegible]公布、四日實施△[illegible]三項、各[illegible]

【七日】日比谷公會堂に大東亜[illegible]民決戦大會開催△陸海軍同志會初夜部[illegible]

【八日】米・伯協定調印△ビルマ[illegible]ナチス[illegible]

【九日】△仙台[illegible]を仙北[illegible]

【十日】第八十四議會召集の詔書公布△[illegible]クリミヤ半島に大攻勢開始と伝へらる

【十一日】十八年度予算成立、歳入八百五十三万円と[illegible]△ビルマ[illegible]

【十二日】[illegible]

【十三日】[illegible]

【十四日】△第二次日米交換船本縣出身[illegible]△[illegible]ジトミールに[illegible]

【十六日】玉京敏、スカルノ両氏[illegible]△[illegible]

【十七日】藤原銀次郎氏逝去△[illegible]

【十八日】[illegible]△[illegible]

【十九日】物資行政の[illegible]△[illegible]

【二十日】新潟市町内會[illegible]

【二十一日】日[illegible]

朝陽筆

墨陽朝

硯陽朝

朝陽筆　朝陽墨　朝陽硯　朝陽模型航空機

製造元　株式會社　寶翰堂

新潟市湯の町今泉原南[illegible]　電話　八番
曼殊市本町一丁目　電話　大一九番
東京都日本橋區[illegible]町四　電話　花淵四九八四番
新潟市上大川前通七番町　電話　一七八三番

愛國筆

製造本舗

松山堂本店

新潟縣關原町
電話　五番
振替口座　東京六五五
大阪二一四

十二月

【一日】米英軍機カイロ會談を米政府發表▲新潟選管同開票、同長に吉田弘吉氏▲新潟、伏木、酒田船川の北陸四港に石炭公團制實施▲選信局新設に伴ひ新潟郵政會分局設置▲佐渡度津神社參道及び大鳥居竣工式挙行

【三日】國民勤業能力申告令（實施）

【四日】行政査察使に藤原銀次郎鈴木貞一、五島慶太の三氏併附けらる△ポリヴィア新樞機卿宣戦布告▲日獨蘇天氏出迎へ、新潟市公會堂で大東亞青年講演會開催

【七日】天皇、皇后両陛下多摩陵に行幸啓

【八日】東條首相、帝國不動の決意を中外に宣明△ゲルチキ島の赤軍壊滅と獨公表▲大東亞戦爭開戦二周年、縣民曉天に必勝の新願▲第ケ浦第五陸に山本元帥像除幕式▲新潟市石山、農産野菜市場を併せて人口十九万突破▲縣貯蓄物、乗合両自動車運送業組合創立

【九日】太元帥陛下、陸軍獣科士官學校に初行幸、同校所在地に「堀武雄」の名稱を賜ふ△西園寺美智子女王殿下と德大寺齊定陸軍中尉御結婚の儀を勅許あらせらる△中等學校新考査法實施—學區制縣合考査制を全國に實施▲學制改革に關する縣下第一回男子中等學校長會議を長岡で開催

【十日】昭和十九年度一般會計豫算機算百五十二億四千万円を閣議決定△第一回内地米穀增産奬勵公債△獨四東、南伊東海岸パリ港で敵艦船二十二隻撃沈破

【四日】行政査察使に藤原銀次郎鈴木貞一、五島慶太の三氏併附けらる△ポリヴィア新樞機卿宣戦布告▲日獨蘇天氏出迎へ、新潟市公會堂で大東亞青年講演會開催

【七日】天皇、皇后両陛下多摩陵に行幸啓

【八日】東條首相、帝國不動の決意を中外に宣明△ゲルチキ島の赤軍壊滅と獨公表▲大東亞戦爭開戦二周年、縣民曉天に必勝の新願▲第ケ浦第五陸に山本元帥像除幕式▲新潟市石山、農産野菜市場を併せて人口十九万突破▲縣貯蓄物、乗合両自動車運送業組合創立

【九日】太元帥陛下、陸軍獣科士官學校に初行幸、同校所在地に「堀武雄」の名稱を賜ふ△西園寺美智子女王殿下と德大寺齊定陸軍中尉御結婚の儀を勅許あらせらる△中等學校新考査法實施—學區制縣合考査制を全國に實施▲學制改革に關する縣下第一回男子中等學校長會議を長岡で開催

【十日】昭和十九年度一般會計豫算（一兆一千二百五十五万円）公布

[illegible]

[illegible]

[illegible]

【二十六日】[illegible]の件を決定（六月一日[illegible]）

【二十七日】決戦非常措置要綱に基く中央官庁の許認可等の事務の簡正及び地方委譲に基く許認可等[illegible]措置令施行規則公布（六月一日[illegible]）▲第三十九回[illegible]記念日本[illegible]の軍事功労者十一氏、八[illegible]

【二十九日】[illegible]アブリリア、ヴアルモントネ、ヴエレトリ（イタリア）を撤收

六　月

【一日】民間保有の[illegible]の回收に関する勅令公布實施△右[illegible]小實[illegible]の館上を殺害▲飯山[illegible]に[illegible]入

【二日】畑俊六大将、元帥府に列[illegible]る△[illegible]（一万円）定期[illegible]金（六月十五日　取扱　開始）を[illegible]

【五日】[illegible]ローマ撤收

【六日】[illegible]に對する米加[illegible]（三[illegible]）を[illegible]決定（八日實施）△立[illegible]に関する勅令[illegible]△[illegible]

【七日】[illegible]（七日實施）△米英[illegible]上並に[illegible]中から北[illegible]上[illegible]作[illegible]開始

【八日】[illegible]、[illegible]烈な市街戦のの[illegible]ペイユー撤收

【九日】十九年度[illegible]の節約に[illegible][illegible]決定▲自作[illegible]創設促進のため[illegible]地主[illegible]会を新潟田に開く

【十日】大[illegible]唯男、鈴木貞一、大[illegible]四正敬の三氏行政査察使に勅命△赤軍カレリア地峡で大規模攻勢開始の旨赤軍司令部發表

【十二日】経済犯[illegible]防[illegible]を衆[illegible]議で決定△家[illegible]類の[illegible]改正即日實施△[illegible]政府時局[illegible]刑法制定公布（七月一日實施）

【十三日】[illegible]時食糧[illegible]産推進中央本部の機構、職制發表▲[illegible]合同[illegible]を新潟市公會堂で[illegible]

【十四日】▲水野[illegible]労政課長勇退

【十六日】決戦非常措置十五項目を全面的に實施△北九州に米機二十機内外來襲、十機撃墜破▲[illegible]町村長[illegible]総選で時局[illegible]の申合せを行ふ▲[illegible]会[illegible]動▲[illegible]の第三次銀行統合一西、新潟[illegible]、新[illegible]三行合併[illegible]

【十七日】地主の分も含めて小作者に[illegible]米麦新[illegible]を各地方長官に通[illegible]

【二十日】[illegible]、製麦の最高[illegible]價格引上げ△[illegible]及び[illegible]實施に伴ふ[illegible]戦時非常金融[illegible]の[illegible]

【二十一日】▲[illegible]機構改革、事務局長に水野[illegible]労政課長

【二十三日】▲本[illegible]の[illegible]労[illegible]

【二十五日】▲[illegible]教育[illegible]改組のため[illegible]を[illegible]

【二十六日】▲第五回[illegible]防記念日[illegible]に防[illegible][illegible]巡[illegible]開く

【二十七日】▲第六回北[illegible]北[illegible]

[illegible]

七　月

【一日】▲[illegible]壮[illegible]長[illegible]原[illegible]郎中[illegible]政長官に[illegible]田

【四日】▲十九年度[illegible]二百九十一町村指定、本[illegible]は八ケ村

【五日】米英に[illegible]せざる限り[illegible]は[illegible]に非ずと帝國政府、大[illegible]作戦の[illegible]明

【六日】▲[illegible]ト中等[illegible]校長[illegible]

[illegible]

【七日】▲本[illegible][illegible]決定

[illegible]

本部設置に決定

【八日】[illegible]市[illegible]の[illegible]を[illegible]局設置▲地方行政[illegible]官房長制を廃止、[illegible]に二部制を布く、右に伴ふ地方官[illegible]動發令、[illegible]長秋田[illegible]一部長に[illegible]▲本[illegible]主[illegible]改[illegible]行並に演技を新潟、小千谷、高田に公[illegible]

【十日】▲[illegible]壮[illegible]長に長[illegible]一副[illegible]長に佐藤[illegible]平氏[illegible]▲地方行政[illegible]改革に伴ふ[illegible]並に人事異動發表

【十四日】▲[illegible]倶[illegible]集会で國民[illegible]起[illegible]二次参加方針[illegible]

【十五日】▲大田新[illegible]長に、後任に石谷[illegible]三郎少将▲本[illegible]の返り材決戦回收運動實施（一ケ月間）

【十七日】海軍大臣に[illegible]邦大将親任△[illegible]軍[illegible]促進並に[illegible]部[illegible]集[illegible]開[illegible]設[illegible]、本[illegible]も[illegible]人[illegible]定地▲[illegible]学徒動員本部設置内答及び人事[illegible]▲[illegible]外動員の先[illegible]出[illegible]▲[illegible]会[illegible]に今秋[illegible]作[illegible]及別[illegible]並に[illegible]

【十八日】最[illegible]を[illegible]にサイパン島の[illegible]全員戦死を[illegible]△

[illegible]内閣[illegible]強化のため[illegible]内[illegible]総辞職△後[illegible]に[illegible]大将、[illegible]東[illegible]司令官に山田乙三大将、教育総監に杉山元[illegible]任

【二十日】小[illegible]、米内[illegible]大[illegible]に組閣の大命降下△[illegible]統、ム[illegible]相と[illegible]直[illegible]に[illegible]あり、未[illegible]に終る▲全[illegible]に[illegible]水、[illegible]地[illegible]水三万七千[illegible]町歩に及ぶ

【二十一日】小[illegible]、米内聯立内閣成立△中央協力[illegible]、部門別部[illegible]開く

【二十三日】[illegible]、東部[illegible]ブスコフ、オストロフ撤收

【二十四日】[illegible]総監に阿部信行大将、[illegible]総長に中野大[illegible]、[illegible]院長[illegible]任▲[illegible]会[illegible]課長に、後任に高田[illegible]課長

【二十五日】新内閣の[illegible]で二十年度[illegible]方針決定△新東京都長官に西尾大将[illegible]任△[illegible]統、ゲッベルス宣[illegible]相を[illegible]力[illegible]労力総監に任命

【二十八日】統帥と[illegible]務の[illegible]及び[illegible]の明[illegible]化を[illegible]海[illegible]相[illegible]で共[illegible]△[illegible]別志願兵令施行規則公布

【二十九日】内閣[illegible]会長に田中

八　月

【一日】地方長官大[illegible]動△タイ国内[illegible]官[illegible]にアペイウオン少佐△ビルマ[illegible]立一周年記念式典▲[illegible]部[illegible]線会議で率先敵[illegible]を申合せ

【二日】▲地方[illegible]大[illegible]動、有[illegible]部[illegible]退、後任に[illegible]本三[illegible]

【五日】最[illegible]挺[illegible]会[illegible]設置△[illegible]後任[illegible]を小林[illegible]大[illegible]接[illegible]△[illegible]イタリア[illegible]ブイレンツ[illegible]撤收△[illegible]氏[illegible]計[illegible]長に[illegible]△[illegible]会[illegible]部次[illegible]で水[illegible]對[illegible]各[illegible]作[illegible]決定

【六日】台[illegible]府、台[illegible]

【七日】[illegible]後[illegible]原[illegible]郎氏逝く

【八日】小[illegible]相、一[illegible]総[illegible]、[illegible]総を[illegible]△[illegible]子[illegible]者の[illegible]正決定

【十日】[illegible]鈴木[illegible]太郎[illegible]△[illegible]に[illegible]

【十二日】[illegible]中央[illegible]行に[illegible]

【十三日】[illegible]ベイユン大将[illegible]

[illegible]

[illegible]十五日[illegible]決定△[illegible]上[illegible]カンヌ市占[illegible]

【十六日】[illegible]会[illegible]指[illegible]決定▲中山[illegible]高[illegible]長[illegible]へ、後任に川島防空総本部事務官

【十七日】大日本[illegible]本部[illegible]本放五郎大佐

【十八日】サイパン島の婦女子も全員自決の旨[illegible]

【二十日】米空軍約八十機、九州及び中國西部空襲

【二十一日】在[illegible]米空軍二十機内外北九州及び中國西部に再び來襲

【二十二日】[illegible]政新[illegible]発表△姿[illegible]出に奏[illegible]金[illegible]附、[illegible]供出[illegible]等決定△[illegible]部[illegible]ヤツスイ市撤收△[illegible]部[illegible]一[illegible]岩[illegible]、北[illegible]へ△大日本[illegible]文部の[illegible]決定

【二十三日】地方長官[illegible]△女子[illegible]員令、[illegible]令、官[illegible]員令公布即日施行

【二十四日】地[illegible]改造△タイ[illegible]ベイユン大将[illegible]

【二十五日】中[illegible]央[illegible]行に[illegible]

[illegible]

[illegible]の信用供與を[illegible]△[illegible]本[illegible]の水害に[illegible]△[illegible]本[illegible]の水害に[illegible]△[illegible]救[illegible]金[illegible]、[illegible]正[illegible]で[illegible]

【二十九日】臨時[illegible]会[illegible]の[illegible]公布（九月六日召集[illegible]五日間）△[illegible]長に[illegible]田[illegible]徳大将、明治神宮[illegible]に[illegible]司[illegible]公△ブルガリア[illegible]府、米英に休戦申入れ▲本[illegible][illegible]四十五万四千名指定

九　月

【一日】各省政務官決定△白金[illegible]收[illegible]始（十一月十四日まで）△各[illegible]に[illegible]兵制[illegible]行▲前田知[illegible]、新潟[illegible]の[illegible]烈[illegible]の壮行[illegible]動後[illegible]開[illegible]

[illegible]

【二日】フインランド[illegible]ソ休[illegible]

【四日】フインランド対[illegible]國交断[illegible]▲地方事務所長[illegible]議で[illegible]産米期別供出[illegible]決定

【五日】[illegible]田の[illegible]

[illegible]

【六日】[illegible]八十五[illegible]

[illegible]

【七日】[illegible]

[illegible]

【十一日】[illegible]府、[illegible]日外交[illegible]▲[illegible]、市内[illegible]▲大竹[illegible]一[illegible]逝く、年八十五

【十三日】比[illegible]共[illegible]米英に[illegible]戦布告

【十五日】本[illegible]の改[illegible]百[illegible]億八千万円と決定

【十六日】決戦決[illegible]石炭[illegible]

[illegible]

【十七日】[illegible]務供給[illegible]業[illegible]制改正公布（十月[illegible]日實施）

【十八日】▲[illegible]地方[illegible]長に[illegible]口[illegible]長[illegible]、後任に山[illegible]務官、水[illegible]長に米田[illegible]

【十九日】▲二十[illegible]度[illegible]隊部[illegible]会で第三・四半期[illegible]計[illegible]協議▲長[illegible]市[illegible]田[illegible]氏の市長[illegible]可決

【三十日】大[illegible]及びテニヤン島の我が部隊全員[illegible]△決戦下の國民[illegible]動[illegible]決定△[illegible]政府、イタリアファシスト政府、スロヴアキア、クロアチア三國と國交断[illegible]

[illegible]

軍事

徴兵適齢一年低下

大東亞戰爭勃發以來第二國民の召集、同じくこれが四十五歳までの召集期間延長、朝鮮における徴兵制の施行、台湾における徴兵實施の準備、學徒徴集延期撤廢等帝國兵役制度上刮目すべき措置を次々ととり來つた國軍當局に於ては徴兵適齢の一年低下を斷行、右措置に關する勅令「徴兵適齢臨時特例」並に陸軍省令「昭和十九年度に於ける徴兵事務の特例に關する件」を十八年十二月二十四日公布、即日施行した、この措置は我が國兵制史上特記すべき大改正である

△徴兵適齢臨時特令

兵役法第二十四條の二の規定により當分の内同法第二十三條第一項及第二十四條に規定する年齢は之を十九年に變更す（附則略）

下士官服役年限延長

兵役法中陸軍武官服役令及海軍軍人服役令が改正され十月二日公布、即日施行された、即ち下士官の服役期間はその出身兵種別並び任官當時の年齢等によつて一定してゐるがつたが、從來四十五年未滿で下士官の服役を終つてゐたものに對し、この改正により一律に全員四十五年に達する年の三月三十一日まで延長された、從來一般の下士官は滿四十年までであつたからこの改正により下士官の服役年限は五年延長されたわけである

同時に補充令の改正で第二國民兵から下士官となる途が拓かれたため第二國民兵役の下士官の服役も新に規定され、なほ同官、准士官特に必要ある場合には少佐に對しても臨時點呼を實施されることになつた

陸軍特別幹候新設

陸軍では戰局の要請に基き特別幹部候補生制度を新設し十二月十五日陸軍勅令、省令及十八年度の召集告示を公布、即日施行した、この制度は從來の幹部候補生或は特別幹候生兵自願者制度と少年兵の中間に當るもので、戰時間に國軍幹部を養成することを主眼として採用兵種は飛行兵、船舶兵、通信兵、兵技兵、航空兵の五種であるが第一回は飛行兵と船舶兵の二兵種のみを採用した、同制度の要點は

一、從來の少年兵よりも更に學力程度の高い者（中等學校第三學年程度）から試驗によつて選拔これを實踐又は學校等で教育し概ね一年六箇月で現役下士官となす、從つて中等學校の在學生にとつて最も魅力的に幹部となる途が拓かれたわけである

一、志願者資格は學歴等に制限はなくその能力による事とし、年齢は採用の年の三月三十一日に於て滿十五年以上二十年未滿のものたる事

一、本制度によつて下士官となつた者の現役服務期間は特別幹候に採用の日から通算して二箇年でその後は陸軍伍長になるのが原則であるが希望によつては現役に服する途があり、現役將校希望者には特別幹候の間隙は下士官に任官後陸軍養成科士官學校の試驗を受けるか、又は少尉候補者の試驗を受けて將校となり得る

海軍志願に凱歌

十一月一日から十二月二日にわたつて行はれた第十の海軍志願兵徴募檢査は純眞な帝少年の觀覧に豪愉な戰局を反映して未曾有の好成績をきめた、称宮成績は次の通りであるが、これを十八年度に比較してみると、全國第一位を占めた宮崎が人口率に對し二二〇、四人、新潟が四六人であつたのが十九年度に於ては一〇二、六八人といふ驚異的數字にまで引上げてゐる（いづれも縣別當に對しての受檢增加率を示す）

△四國三三・〇〇△宮崎三三・八一△刈羽一七・〇六△西浦一五・六一△佐渡一五・一一△三古一三・〇〇△北魚一二・四一△中頸一一・二五△南魚七・七九△北浦七・二〇△中魚七・〇九△中郡浦四・八五△東頸四・六四△長岡三・二三△南浦三・一三△新潟二・六四△柏崎一・六〇△高田〇・六三△三條〇・〇一

新潟海軍人事部長

竹内平七大佐

新潟地方海軍人事部長戸田鎮雄大佐の長期療養出に伴ひ十二月七日付内平七海軍大佐がその後任に補せられた、同大佐は幾知縣知多郡大府町大字吉田の出身で五十三歳（昭和十八年）大正二年海兵卒昭和十二年大佐に累進、同十三年仙台地方海軍人事部長、同十六年大阪地方人事部長、同十七年横鎮附となり次いで新潟へ轉じたもの

赤澤中將 近衛師團長に

本隊長岡市殿町四丁目出身赤澤八重藏中將は十八年十月二十九日附を以て近衛師團長に補せられた旨同年十一月二十六日陸軍省から發表された、同中將は陸士、陸大卒大正四年青島戰役に參加陸士教官第一師團參謀、人事局課員を經てヨーロッパへ出張昭和十二年北支駐屯歩兵隊長、華北支那に在つて各地の戰闘指揮に從事し陸士生徒隊長、同幹事を歷任、同十六年遞信省警視長として北海道廳の重職に任じてゐたものである

山本號 "等命名式

山本元帥遺示の「親愛なる國民」の發案に基づき、本年佐官民議員が義捐金を拵へて献納した軍艦山本號三機（重戰機）の命名式はレイ未亡人、即子孫正岩及び米内海軍大將、武井、堀頭海軍中將、前田知事ら來賓多數を迎へ、元帥の出身地長岡市公會堂に於て四月二日挙行されたが、のちにも盛大に挙行された

三條市民の献納した三條市民號並に東海見附出鈴木松四郎氏献納、見附號の報國飛行機命名式は金井代理として同郡加茂町出身の舞鶴人事部長岩淵三次少將を迎へ十二月十五日三條國民學校に於て行はれた

陸軍豫士官學校理學科試驗廢止

陸軍では豫科士官學校及び陸軍學校豫科生徒の採用に當り昭和二十年度から豫科試驗を廢止する旨八月二十六日發表した、從つて右生徒の選衡は學校の成績、勤務動員先に於ける成績、身体檢査、口頭試問等によつて合格が決定されるわけである、特別幹部候補生、少年兵の採用に關してはすでに學科試驗が廢されてゐたが現役將校生徒の採用にこれを廢止したことは陸軍始まつて以來の大英斷で右は勤務動員學徒が安んじて生産增强に一意精進するやうにとの當局の温い親心によるものである

學徒徴兵猶豫停止

陸軍では當局の要請に基き特別幹部候補生制度を新設し十二月十五日陸軍勅令、省令及十八年度の召集告示を公布、即日施行した、この制度は從來の幹部候補生或は

陸軍では戰局の重大性に即應し學徒の徴集猶豫を停止して皇軍幹部候補生制度を新設し十二月十五日陸軍勅令、省令及十八年度の召集告示を公布、即日施行した、この制度は從來の幹部候補生或は

第四項の規程を動員に基く「在學徴集延期臨時特例」並にこれが施行に必要な省令「昭和十八年臨時徴兵檢査規則」を十月二日公布即日施行した、即ち兵役法第四十一條第四項の發動は「戰時又は事變に際し特に必要ある場合に於ては勅令の定むる所により徴集を延期せざる事を得」といふにあり、學生の徴集延期を全面的に停止してその全員に對し徴兵檢査を實施することとなつたものである、但し除外例として理工科系統及び醫科のもの、農科の中で林學、農藝化學農林化學又は畜産關係のもの、即醫、獣醫學のもの、その他國策の要請となるべき學校の生徒等は入學延期をなし得ることとなつてゐる

本年度臨時徴兵檢査

臨時徴兵檢査

學徒徴兵猶豫停止に伴ふ十八年度の本籍學徒臨時徴兵檢査は十月二十五日から八日間にわたつて新潟長岡両市に徴兵事務局設置、長岡檢査場には山本元帥の遺兄巻正君（成績優秀）も參加して出陣學徒壯丁の意氣一しほ旺盛なものがあつた

大東亞戰爭從軍記章御制定

大東亞戰爭從軍者全般に對して記念の表彰を與ふる旨の御沙汰あらせられ、曩くも大東亞戰爭從軍記章を御制定遊ばされ、右に關する大東亞戰爭從軍記章令を十九年八月二十一日附官報で公布された、曩はる勅諭は大東亞戰爭の出征陸、海軍軍人、軍屬をはじめ戰地に臨まざる動員部隊まで、は臨時編成部隊の將兵、軍醫、軍務に從事した文官、御用船、病院船等の乘組員、傷病者の救護に從事した者、その他皇務を輔弼したる者、その他皇務に及んだ者である

仙台師團演習

東部第二十三部隊では十八年十月二十八、九両日にわれり北浦原一帯の蒲原平野に秋季演習を擧行、戰塵を拂ふ暇もなく福島縣へ駒を進め十一月一、二の二日間二十四部隊との校隊對抗演習を喜多方平野に展開、戰塵に容々顧きをかけて戰友白虎隊見と合体して志波兵團を編成、四日長驅宮城縣へ出發連日の苦闘に拘らず士氣旺々早く五日早曉から三日間にわたり宮城部隊との兵團對抗演習に仙北平野を壮烈なる統帥戰で搖がし、更に十日からは十和原東部軍司令官を迎へて師團演習と連戰に次ぐ連戰で王城寺原に空地一体の敵戰を繰擴げ十一日曉の空に響く休戦ラッパと共にさしもの敵戰も鉾を收めた

兵役免除者に入隊の途

陸軍では過去の徴兵檢査で兵役免除となつた者も志願により陸軍の上陸軍部隊に編入し得る途を拓き十二月十二日陸軍特別志願兵令中改正勅令を公布、即日實施した兵役免除者の志願手續方法は陸軍に軍醫又は醫師の健康診斷書、履上明細書及戸籍抄本を添へ本籍地の聯隊區司令官（陸軍兵事部長）に提出すればよい、聯隊の結果審査と認めた者には軍の都合により隨時臨時召集又は充員召集の手續によつて部隊に編入され、部隊編入後の取扱も一般應召者と異るところはない

服役年限延長

第八十三議會で可決された兵役法の改正は十八年十一月公布、即日實施せられたが改正の要點は「服役年限の終期を四十五年に滿つる年の三月三十一日までに延期」「台湾同胞の徴兵制實施」「戰時又は事變に際し特に必要ある場合現役兵の入營を繰期し又は歸休せしめることを得ることとした事」「兵員の配賦、徴兵檢査の實施等徴集區を戰時に即應する如く改正した事」の四點であるが、服役年限の延長は明治五年徴兵令制定以來始めてのもので改正の適用を受けるものは第一國民兵、第二國民

月一日少将に進級、第一線の指揮官として、ビルマ、インパール、ウ作戦に活躍した、第一線の指揮官として、ビルマ、インパール、ウ作戦に活躍した、十九年四月第四師団長に補せられ、二年間

村松陸軍少年通信兵學校開校式

村松陸軍少年通信兵學校の開校記念式は十八年十二月十日校庭で挙行、全國から徴募された生徒達は開校の喜びを満身に漲へて整列、初代校長高木正實大佐は「本校の使命は皇統護持の旗幟たる通信戰力の一大強化にして……」と校訓和の足並高く大東亞の決戰場へ向へ」と烈々の訓辞を與へ整然たる分列行進を行つて式典を閉ぢ雪中演習場で壮烈な祝賀會を開いた

本社主催通信兵校一日入校

本社では新潟聯隊區司令部協力の下に県下國民學校高等科二年生から二十名を選抜、十二月十九日開校間もない「村松少年通信兵學校一日入校」を行はしめ、翌二十日にわたつて同校の生活を親しく体驗させて少年通信兵志願熱の推進と認識の徹底に多大の効果をさめた

中尾八郎少將

八月一日功四級一の恩賞に浴した中尾八郎少將は鶴川市出身、十四年四月新潟地方海軍人事部關聯と共に初代部長として着任、海軍恩賞及に功績を残し十六年〇〇警長として出動、十九年一月二十八日帰と共に水潟く屍と敵つたものである

本縣海軍献金

十八年四月から十九年三月に至る一ケ年間新潟地方海軍人事部に寄託された献金は國防一百三十五万二千百八十三円六十一錢、愉兵十九万八十九円十七錢、學徒技術奨勵金四万二千七百四十八円九十三錢、計一百五十八万四千二十一円七十一錢に上つた

事變以來の献金額

一月二十七日の第八十四議會衆議院議會分科會に於て發表された支那事變以來十八年十二月末までの陸海軍への献金献品額は次の通り

…陸　軍…

献金品件數　△國防金六十六万八千餘件△國防品二十六万餘件△愉兵金百四十三万八千餘件△愉兵品六十九万六千餘件△學徒技術奨勵金四万八千餘件

受領した金額　△國防献金三億四千五十八万餘円△愉兵金一億一千五百六十四万餘円△學徒技術奨勵金一千三百五十二万餘円△計四億六千九百七十五万餘円

右の献金により整備した陸兵器

▽飛行機一、三二六▽戰車裝甲車二六六△各種火砲一、九九一▽各種機關銃一、七二二▽軍言機二五二△探照燈二五〇

…海　軍…

△國防献金　二億八千百一十三万五千五百六十七円△愉兵金七千九百六十六万三千百七十四円△學徒技術奨勵金千五百八十八万千六百九十二円△総額三億七千六百七十餘万円△愉兵品総數三千三百十五万七千八百九十三點

陸軍主要人事

陸軍中將　野田　謙吾
補教育總監部本部長

陸軍大佐　高木　正實
補村松陸軍少年通信兵學校長（一八・一〇・一）

陸軍大佐　松村　秀逸
補大本營陸軍報道部長（一〇・一五）

前任者公爵邦寧雄少將は現部長に轉出

陸軍中將　飯村　穣
補陸軍大學校長（一〇・二九）

前任者岡部直三郎大將は某要職に轉出

陸軍中將　赤柴八重藏
補近衛師團長（一一・二六）

新潟縣出身　大學教授　田宮知耻夫
任陸軍司政長官（一）（一二・一一）

陸軍中將　本村　好茂
補陸軍參謀本部第二部長（一二・一七）

陸軍中將　安藤　利吉
陸軍司令官

陸軍中將　西原　一策
補陸軍參謀本部第一部長

同　古閑　健
補子都宮師團長（一九・一・七）

陸軍大將　東條　英機
補參謀總長

陸軍大將　後宮　淳
補軍事參議官兼參謀次長

陸軍中將　飯田祥二郎
補中部軍司令官

參謀總長元帥陸軍大將　杉山　元
免本職（二・二二）

陸軍中將　中澤　三夫
補陸軍獸料士官學校長

同　河田末三郎
補工兵監

同　小倉　藤次
補近衛師團長（三・一）

陸軍大將　藤江　恵輔
補東部軍司令官

陸軍中將　下村　定
補西部軍司令官

同　秦　彦三郎
兼補陸軍大學校長

同　七田　一郎
補陸軍科學學校長（三・二五）

土肥原東部軍司令官並に飯村穣大校長は某要職に轉出

軍事參議官兼參謀次長陸軍大將　後宮　淳
兼補陸軍航空總監陸軍航空本部長

陸軍中將　安田　武雄
補軍事參議官

陸軍中將男爵　神川　好敏
補陸軍航空士官學校長

陸軍中將　小林隆二郎
補防衛總參謀長（三・二八）

陸軍中將　物部　長鶴
補陸軍兵監（四・一）

陸軍中將　但馬　正
補東京師團長

新潟縣長岡市台町三丁目八百七番地
栃尾織道株式會社
電話
本社　一一一
長岡營業所　九七一
栃尾出張所　一一一
見附出張所　二四〇
二四三
六二九三〇九
番番番番番番

新潟縣見附町新町二〇二番地
見附織維工業施設組合
電話
一一四三
三〇一六
五一三〇
番番番

「無烟燃料」
山一炭鑛
五十嵐一意
事務所　福島縣喜多方町字寺町
自宅　新潟縣見附町末廣町
電話　三三三番

歯科一般
口腔外科
山本歯科醫院
本院　南蒲原郡見附町新町
分院　南魚沼郡湯佐醫通
電話　五十四番

新潟縣見附町濱田町
大竹染工場
大竹寅吉
電話四番

新潟縣長岡市外本大島
長岡鐵道株式會社
電話本社五二五番
電話西長岡四一八番
（信越線來迎寺驛中繼）

日本赤十字社新潟支部
長岡赤十字病院
所在地 長岡市袖明町
電話長岡 二二二 〇〇〇〇 六六六〇 三二一〇 番番番番

古志郡北谷村
村長 笹原作二
（私宅）北谷村名木野

新潟縣古志郡北谷村
北谷村農業會
電話見附三五六番
樽澤支所
電話見附三六一番
市谷支所
電話見附一二九番

津上安宅製作所協力工場
有限會社 見附製作所
新潟縣見附町本町三七七
電話 本社 三四九番
工場 二三四番
工場 一四四番

新潟縣古志郡新組村下新町
池田作茂

安田火災
住友生命
明治生命
代理店
機業 鈴木政治
新潟縣南蒲原郡見附町本町
電話二四七番

新潟市鍛町上一ノ町
御旅館 篠田旅館
篠田喜四郎
電話（二一〇四番 一四六〇番

日産生命保險株式會社
富國徴兵保險相互會社
大倉火災海上保險株式會社
越南代理店
宮島德三郎
見附町
電話一五五番

新潟縣南魚沼郡六日町
上越小運搬業株式會社
電話六番
取締役社長 高橋源太郎

外科一般
坂井病院
院長 坂井藤吉
長岡市東千手町（追廻ノ橋際）
電話長岡（一〇二一番 九八八番

補陸軍航空總監部次長兼陸軍航空本部次長（四・六）　陸軍中將　菅原道大
補沼川部隊長（五・五）　陸軍中將　蔡合忠吉
補陸軍航空通信學校長（五・一五）　陸軍中將　板花義一

那須陸軍總司令官陸軍大將　畑俊六
元帥府に列せられ特に元帥の稱號を賜ふ（六・二）

任陸軍司政長官（一）　陸軍中將　篠原鐵一郎（七・一）
補仙台師團兵務部長　陸軍少將　太田藤太郎
同　石谷堅三郎
補新潟聯隊區司令官　陸軍中將　南部寅吉
補陸軍士官學校長（七・一五）　陸軍中將　恒藤恭
補海軍兵學校長（八・五）　陸軍中將　
補陸軍航空總監部附
軍事參議官兼參謀次長　陸軍航空總監兼陸軍航空本部長　後宮淳
陸軍大將

補參謀總長　陸軍大將　畑俊六
同　山田乙三
補關東軍司令官　元帥陸軍大將　杉山元
補教育總監　陸軍中將　菅原道大
補陸軍航空總監兼陸軍航空本部長（七・一八）　教育總監部本部長陸軍中將　野田謙吉
教育總監代理被仰付（七・二三）　陸軍中將　佐伯文郎
補陸軍憲兵隊部長　同　軍永義次
陸軍省人事局長事務取扱被免（七・二八）　陸軍大將　田中新一
補軍事參議官兼陸軍大學校長　陸軍中將　柴彦三郎
免兼陸軍大學校長（八・四）　陸軍中將　河邊虎四郎
補陸軍航空總監部次長兼陸軍航空本部次長　同　山岸宏武
補陸軍士官學校長　陸軍中將　柴山兼四郎
任陸軍次官（一）

補陸軍兵器行政本部總務部長　陸軍少將　伊藤鈴調
補陸軍大將　岡部直三郎
補北支方面陸軍最高指揮官（九・一）　陸軍中將　山脇正隆
前任岡村寧次大將は某要職に轉出
任陸軍大將（九・二三）

海軍主要人事

海軍中將　野村直邦
補吳鎮守府司令長官
前任者南雲忠一中將は海上某要職に轉出
補海軍省軍需局長　海軍中將　鶴島茂明
同　柳原博光
補海軍機關學校長　海軍中將　保科貞朗
補海軍省軍務局長（一八・一〇・五）　海軍中將　多田武雄
補佐世保海軍工廠長（一一・一）　海軍中將　相馬六郎
海軍中將　藤田昌三
補軍事參議官（七・一五）

補陸軍航空總監兼陸軍航空本部長

海軍大臣兼任　岡　田啓介大將
同　野村　直邦
海軍軍令部　同　豊田副武
海軍航空本部長（九・一五）　海軍中將　戸塚道太郎
海軍航空本部長（九・一六）　海軍大將　野村　直邦
海軍艦政本部長（九・一六）　海軍中將　岡　敬純
海軍大臣兼任　海軍中將　岡　敬純
海軍軍令部次長（十一月一日）　海軍中將　宇垣纏
海軍省軍務局長（十一月一日）　海軍少將　保科善四郎
海軍省人事局長（十一月一日）　海軍少將　中澤佑
海軍省軍務局第一課長（十一月一日）　海軍大佐　石川信吾
海軍省人事局第一課長（十一月一日）　海軍大佐　山縣正郎
海軍省軍務局第二課長（十一月一日）　海軍大佐　柴山兼四郎
海軍省人事局第二課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省軍務局第三課長（十一月一日）　海軍大佐　大井篤
海軍省人事局第三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第二十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第二十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第二十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第二十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第二十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第二十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第二十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第二十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第二十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第二十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第二十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第二十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第二十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第二十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第二十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第二十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第二十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第二十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第二十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第二十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第三十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第三十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第三十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第三十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第三十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第三十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第三十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第三十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第三十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第三十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第三十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第三十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第三十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第三十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第三十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第三十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第三十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第三十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第三十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第三十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第四十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第四十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第四十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第四十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第四十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第四十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第四十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第四十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第四十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第四十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第四十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第四十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第四十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第四十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第四十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第四十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第四十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第四十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第四十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第四十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第五十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第五十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第五十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第五十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第五十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第五十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第五十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第五十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第五十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第五十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第五十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第五十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第五十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第五十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第五十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第五十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第五十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第五十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第五十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第五十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第六十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第六十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第六十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第六十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第六十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第六十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第六十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第六十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第六十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第六十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第六十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第六十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第六十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第六十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第六十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第六十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第六十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第六十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第六十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第六十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第七十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第七十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第七十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第七十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第七十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第七十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第七十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第七十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第七十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第七十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第七十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第七十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第七十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第七十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第七十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第七十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第七十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第七十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第七十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第七十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第八十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第八十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第八十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第八十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第八十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第八十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第八十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第八十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第八十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第八十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第八十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第八十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第八十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第八十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第八十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第八十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第八十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第八十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第八十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第八十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第九十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第九十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第九十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第九十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第九十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第九十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第九十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第九十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第九十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第九十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第九十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第九十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第九十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第九十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第九十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第九十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第九十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第九十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第九十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第九十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百二十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百二十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百二十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百二十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百二十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百二十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百二十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百二十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百二十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百二十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百二十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百二十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百二十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百二十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百二十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百二十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百二十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百二十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百二十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百二十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百三十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百三十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百三十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百三十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百三十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百三十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百三十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百三十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百三十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百三十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百三十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百三十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百三十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百三十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百三十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百三十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百三十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百三十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百三十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百三十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百四十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百四十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百四十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百四十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百四十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百四十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百四十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百四十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百四十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百四十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百四十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百四十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百四十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百四十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百四十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百四十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百四十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百四十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百四十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百四十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百五十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百五十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百五十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百五十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百五十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百五十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百五十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百五十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百五十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百五十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百五十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百五十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百五十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百五十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百五十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百五十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百五十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百五十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百五十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百五十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百六十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百六十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百六十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百六十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百六十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百六十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百六十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百六十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百六十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百六十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百六十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百六十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百六十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百六十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百六十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百六十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百六十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百六十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百六十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百六十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百七十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百七十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百七十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百七十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百七十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百七十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百七十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百七十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百七十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百七十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百七十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百七十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百七十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百七十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百七十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百七十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百七十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百七十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百七十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百七十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百八十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百八十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百八十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百八十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百八十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百八十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百八十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百八十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百八十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百八十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百八十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百八十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百八十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百八十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百八十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百八十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百八十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百八十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百八十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百八十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第百九十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第百九十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第百九十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第百九十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第百九十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第百九十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第百九十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第百九十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第百九十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第百九十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第百九十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第百九十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第百九十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第百九十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第百九十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第百九十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第百九十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第百九十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第百九十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第百九十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第二百課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第二百課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第二百一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第二百一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第二百二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第二百二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第二百三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第二百三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第二百四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第二百四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第二百五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第二百五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第二百六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第二百六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第二百七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第二百七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第二百八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第二百八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第二百九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第二百九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第二百十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第二百十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第二百十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第二百十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第二百十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第二百十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第二百十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤佑
海軍省人事局第二百十三課長（十一月一日）　海軍大佐　高田利種
海軍省軍務局第二百十四課長（十一月一日）　海軍大佐　石井一郎
海軍省人事局第二百十四課長（十一月一日）　海軍大佐　小野寺信
海軍省軍務局第二百十五課長（十一月一日）　海軍大佐　中原義正
海軍省人事局第二百十五課長（十一月一日）　海軍大佐　藤原喜平
海軍省軍務局第二百十六課長（十一月一日）　海軍大佐　三和義勇
海軍省人事局第二百十六課長（十一月一日）　海軍大佐　福留繁
海軍省軍務局第二百十七課長（十一月一日）　海軍大佐　中島親孝
海軍省人事局第二百十七課長（十一月一日）　海軍大佐　大和田昇
海軍省軍務局第二百十八課長（十一月一日）　海軍大佐　長谷川清
海軍省人事局第二百十八課長（十一月一日）　海軍大佐　澤本頼雄
海軍省軍務局第二百十九課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤賢了
海軍省人事局第二百十九課長（十一月一日）　海軍大佐　阿部俊雄
海軍省軍務局第二百二十課長（十一月一日）　海軍大佐　岡敬純
海軍省人事局第二百二十課長（十一月一日）　海軍大佐　多田千尋
海軍省軍務局第二百二十一課長（十一月一日）　海軍大佐　佐藤鉄太郎
海軍省人事局第二百二十一課長（十一月一日）　海軍大佐　小澤治三郎
海軍省軍務局第二百二十二課長（十一月一日）　海軍大佐　大西瀧治郎
海軍省人事局第二百二十二課長（十一月一日）　海軍大佐　城島清重郎
海軍省軍務局第二百二十三課長（十一月一日）　海軍大佐　中澤

[illegible]戦果を大本営発表【四日】陸軍航空隊十二月中に敵四百七十[illegible]撃破—大本営発表【五日】陸軍将兵に論功行賞△グンビ岬に敵一ケ師団襲、我部隊のカラサ集結を大本営発表【六日】海鷲ラバウルで廿九機、カビエングで十二機撃墜—大本営発表【七日】安藤台湾軍司令官陸軍大将に親任△自由印度假政府ヒルマに進出【八日】ラバウルで四十二機撃墜—大本営発表【十日】江南殲滅戦に偉勲を樹てた安藤部隊前出隊、橋本部隊可児分隊に感状授與、上聞に達す△ラバウルに敵百五十機來襲、五十二機撃墜【十二日】ガダルカナル島方面に偉勲を樹てた○○部隊水上航空部隊に感状授與され上聞に達す△高雄、聯水附近に十一日夜敵機來襲—台湾軍発表【十四日】三笠宮殿下、大本営陸軍参謀に御就任、大陸から御帰還【十五日】ラバウル來襲の百六十機中六十五機撃墜、海鷲トロキナ、ムンダの敵飛行場爆砕—大本営発表【十六日】陸鷲マザブ、マラワサ、テンビ三飛行場を奇襲四十機撃破機【十八日】ラバウル來襲の約二百機中百二機撃墜、なほ十五日発表のラバウル来襲戦果に五十四機撃墜追加—大本営発表【十九日】マカッサル方面に來襲の敵機群に突入体当りを敢行した本野中尉、眞鍋二飛曹に感状授與、上聞に達す【二十日】ラングーン附近で重機敵五機を撃墜した穴吹軍曹に感状授與、上聞に達す【二十一日】海軍将兵に論功行賞【二十二日】海鷲ラバウルで四十三機撃墜—大本営発表【二十五日】ラバウルで二十二、三両日にわたり百二十五機撃墜、マーカス岬、グロースター岬、フインシハーヘンの敵陣地猛襲、戦艦船、海上トラック三隻撃沈破、我が荒鷲ニューギニア方面で四十四機撃墜、駆逐艦二隻撃破、バンダ海方面で十一機撃墜、ビルマ、支那方面で二十三機撃墜、船舶二隻撃破—大本営発表【二十六日】敵機我病院船吉野丸を不法爆撃【二十八日】ラバウルで二十四、六、七の三日間に百二十五機撃墜—大本営発表【三十日】ラバウルで九十五機撃墜—大本営発表【三十一日】敵有力部隊三十日マーシャル諸島に來襲、海軍陸戦隊海軍守備部隊と激戦敵撃退—大本営発表

【二月】

【一日】敵マーシャル諸島に侵攻、クエゼリン、ルオット両島に上陸、海鷲及び陸海軍守備部隊激戦敵撃退【三日】我潜水艦マーシャル諸島ウオッゼ島附近で敵大型巡洋艦一隻撃沈△ラバウルで廿九機撃墜破【四日】領印度国民軍と協同プチドン、アキヤブ方面で英印軍撃破進撃、陸軍部隊の敵航空部隊に對する一月中の進攻襲撃戦果—銃爆、南太平洋で三百七十三機撃墜破—大本営発表【七日】秋山鷹男海軍中将の戦死発表【八日】ラバウルに來襲（六、七、九三日間）の五百八十機中百十七機撃墜—大本営発表【十日】賀陽宮邦憲王殿下陸軍歩兵第一線より校閲遊撃隊附に御轉補、第一線より御帰還△陸軍部隊、航空部隊と協力印領国境マユ山系以東の敵主力包囲、六日モンドウ方面の敵退路遮断—大本営発表【十一日】海軍将兵に論功行賞の恩命、特に南海で敵撃墜した敵爆撃隊司令佐藤康夫、ブナで玉砕した安田義達両大佐に殊勲特進【十二日】ブナ、バサブア両守備部隊の偉勲上聞に達す【十四日】海軍将兵に論功行賞、航空戦に偉勲を樹てた柯田重治少佐以下十勇士に二階級特進の恩命【十七日】海軍将兵に論功行賞△有力なる敵機動部隊トラック諸島に來襲【二十一日】参謀長に東條大将、事務部総長に島田大将親補同時に参謀次長二人制を實施し、後宮大将向次長に補さる△十七日—十九日に亘りトラック來襲の敵を撃破、敵巡二隻撃沈、空母、軍艦各一隻撃破、飛行機五十四機以上撃墜、我方巡二、駆三、輸送船一三、飛行機二二〇機喪失—大本営発表【二十二日】スタンレー島進作戦に偉勲を樹てた瀬山部隊、野砲部隊鍋島隊に感状授與、上聞に達す△比島政府、非常時状態宣言【二十三日】マリアナ諸島に敵大部隊來襲、空母、大型艦等五隻撃沈破、なほ敵機ザイパン、テニヤン、グアムを空襲—大本営発表【二十五日】クエゼリン、ルオット両島守備部隊秋山、山田両少将以下六千五百名全員戦死—大本営発表△音羽正彦侯クエゼリンで壮烈な御戦死公表【二十九日】九日以來印領国境の英印軍第七師主力をシンゼイワ盆地に包囲猛攻、印度国民軍も協力して二十四日までに大半殲滅—大本営発表

【三月】

【一日】陸軍将兵に論功行賞△量令部二次長制實施、塚原中将起用△高須、野村、澤本三提督大将に進級【二日】軍旗奉戴に偉勲を樹てた護国部隊軍旗衛兵及旗護兵並大軍曹以下十名、小池部隊小崎中尉に感状授與され、上聞に達す△大本営海軍報道部長に栗原悌大佐就任【三日】海軍艦艇及陸海軍航空部隊一、二月中に敵撃墜十一隻撃沈—大本営発表【四日】ブチドン方面の英印軍第七師殲滅戦果陸軍部隊の二月中に於ける敵機撃墜戦果を大本営発表【五日】太元帥陛下、海軍大學校（卒業式）大本営海軍部に行幸【七日】ギルワ附近の戦闘に偉勲を樹てた大創部隊石田肉薄攻撃隊、横山部隊川口無線隊に感状授與され上聞に達す【十日】中支南印領ブオートホワイトの敵を猛攻中と発表【十一日】[illegible]作戦[illegible]で潮風[illegible]主力殲滅、更に海軍中大本営発表【十五日】陸鷲三家に亘り密川を攻撃、四十五機以上撃墜破【二十一日】海軍将兵に論功行賞△小笠原特別[illegible]攻撃敵[illegible]二、[illegible]【十六日】山縣中将以下アッツ玉砕部隊その他に論功行賞【廿日】太元帥陛下、陸海軍士官學校卒業式に行幸△インパール上空で敵四十一機撃墜—大本営発表【廿一日】敵機動部隊スマトラ島西方沿岸に出現、サイパンを空襲—大本営発表【二十三日】[illegible]表【二十五日】[illegible]式執行【二十五日】天皇陛下、朝鮮の英霊に親拜△陸軍将兵に論功行賞【廿日】ニミッツ、マッカーサー作戦敵戦のため[illegible]米太平洋艦隊司令部[illegible]【二十七日】海軍[illegible]ギニア島ホーランディア及びアイタペに上陸、敵[illegible]ノックス米海軍長官[illegible]

【四月】

【一日】[illegible]長官に故山中将、大阪鎮守府長官に大野中将[illegible]【二日】大元帥陛下、海軍各科少尉候補生に親閲【四日】カロリン諸島來襲の敵機動部隊を夜襲[illegible]【五日】[illegible]【六日】陸海軍部隊、四月中に敵[illegible]【七日】陸海軍部隊、[illegible]【九日】陸海軍部隊、[illegible]【十日】ノックスの後任に海軍長官代理フォレスタルの[illegible]【十二日】古賀元帥の殉職[illegible]△北支の中支[illegible]【十四日】ブーグンビル島トロキナ[illegible]

【五月】

【一日】バリ島[illegible]作戦、ガダルカナル島[illegible]作戦、偉勲を樹てた吉川[illegible]中尉[illegible]【二日】我潜ホーランディア西方沿岸で巡洋艦等二隻撃沈破、敵機動部隊トラック、モートロック両諸島を空襲、我方これを邀撃して空母一撃破、三十[illegible]【三日】北支[illegible]【五日】[illegible]【六日】[illegible]【七日】[illegible]【八日】[illegible]【十日】[illegible]【十一日】[illegible]【十五日】陸鷲三家に亘り密川を攻撃、四十五機以上撃墜破【二十一日】海軍将兵に論功行賞△小笠原特別[illegible]攻撃敵[illegible]【十六日】山縣中将以下アッツ玉砕部隊その他に論功行賞【廿日】太元帥陛下、陸海軍士官學校卒業式に行幸△インパール上空で敵四十一機撃墜—大本営発表【廿一日】敵機動部隊スマトラ島西方沿岸に出現、サイパンを空襲—大本営発表【二十三日】[illegible]表【二十五日】[illegible]式執行【二十五日】天皇陛下、朝鮮の英霊に親拜△陸軍将兵に論功行賞【廿日】ニミッツ、マッカーサー作戦敵戦のため[illegible]米太平洋艦隊司令部[illegible]【二十七日】海軍[illegible]ギニア島ホーランディア及びアイタペに上陸、敵[illegible]ノックス米海軍長官[illegible]

る【三日】インド洋上で敵海水艦の放つた魚雷に依り撃沈、船員の危急を救つた石川船長に感状授與され、上聞に達し特に二階級特進【四日】西部ニューギニア・トル河口附近に上陸の敵の大半撃滅、殲滅敵掃蕩中—大本營發表【七日】海軍部隊五月中九百八機撃墜破—大本營發表【十四日】サイパン、大宮島に敵有力機動部隊現れ空襲我所在部隊敵艦一隻撃沈、百廿四機以上撃墜破—大本營發表【十五日】在支航空部隊六月一日—十二日までの戦果、撃墜破炎上百四十三機、飛行艇撃沈破八十八隻—大本營發表【十六日】在支米空軍二十機内外、九州方面に來襲、撃墜破十機、マリアナ諸島に來襲の敵サイパンに上陸企図、激戦展開中、敵機動部隊小笠原諸島父島、硫黄島空襲—大本營發表【二十日】サイパン來襲の敵逐に同島の一角を占め逐次兵力増強中、マリアナ諸島附近に出現せる敵部隊は在本洋作戦隊の大部を集中する大機動部隊で十二日以來戦艦、空母等二十二隻撃沈破、三百機以上撃墜、わが方も航空、飛行機に相當の損害あり、長波、龍驤完全攻略、胡龍作戦開始以來敵兵力約十五個師團潰滅、河南作戦軍陳誠西方で東進第一戦區軍の敗殘部隊及び第八戦區軍の六個師を撃破し海關方面に潰走せしむ—大本營發表【二十一日】大東亞戦爭戦果合公表【二十三日】我陸合撃隊の一部マリアナ諸島西方海面に敵機動部隊を捕捉十九、二十両日に亘り空母五、戦艦一以上撃沈破、敵艦載機以上を撃破せるも決定的打撃を與へるに至らず、我方亦空母一、附隨油船一、飛行機五〇を失ふ—大本營發表【二十九日】後陽飛行場占領、河南作戦開始以來の戦果、撃破六一、八六二、俘虜一九、七七七、各種火砲四〇九門、車輌機一、六九七両撃—大本營發表【三十日】上海方面の我部隊、重慶第三戦區軍に對し攻勢開始、廣州を攻略—大本營發表

【七　月】

【一日】我部隊小笠原諸島南方で北上中の敵機動部隊を捕捉攻撃し空母等四隻撃沈、五十五機以上撃墜、サイパンの敵陣地及び附近海面の敵艦船攻撃中で六月二十日—三十日までに戦艦、駆逐、輸送船等十六隻撃沈破、二百十二機撃墜—大本營發表【三日】南支方面重慶第七戦區軍に攻撃開始、豊城鐵道に沿ひ北進中—大本營發表【四日】サイパンの我部隊はガラパン市街、タポーチョ山、ドンニイの線で優勢なる敵と激戦中—大本營發表【五日】サイパン島東北部の我陣地に優勢なる敵侵入分戦を現出し我将兵勇戦中—大本營發表△支那大陸における我軍軍行動の目的に鑑し帝國政府軍大幹部明發表【六日】敵機動部隊硫黄島、父島に來襲三、四両日に亘り七十四機以上撃墜、我方飛行機三十機、艦船五隻を失ふ—大本營發表【八日】敵機十數機九州西北部に來襲【十日】ミイトキーナ飛行場奇襲三十九機を撃墜破炎上—大本營發表【十二日】二式飛行場攻撃、在地艦五十二機撃破炎上【十四日】桂林飛行場急襲、八十九機以上炎上撃破【十五日】硫黄島附近で敵三個師團艦隊、駆逐艦【十六日】大宮、トラック、ウオッゼ、ペガン諸島に敵機延一百七十九機來襲【十七日】野村直邦大將海軍大臣に親任△陸海軍部隊撃破六月中の戦果、撃墜一四六〇機以上、我方自爆未歸還及び地上における損害三百六十九機—大本營發表【十八日】サイパン島の我部隊全員戦死を遂げ在留邦人亦運命を共にす—大本營發表△東條内閣総辞職、後藤総長、嶋東軍司令官、教育総監、吳鎮長官更迭【二十日】小磯、米内両大將に組閣の大命降下【廿二日】小磯、米内國力内閣成立△敵約一ケ師大宮島に上陸開始我部隊激戦敵撃中—大本營發表【二十五日】ビアク島上陸の敵に反覆攻撃を敢行、駆逐艦一隻を撃沈破して全機自爆を遂げ大部隊長倉田少佐以下八名に感状授與され、上聞に達す【二十六日】敵逐にテテヤン島に上陸、激戦中、敵スマトラ島サバンに來襲、我所在部隊駆逐撃、港水巡四隻撃沈破、敵艦の大部を撃破—大本營發表【二十八日】陸軍志願兵令施行規則及び昭和十二年陸軍省令第六十六號改正公布【廿九日】敵鳴鏑山、奉天、大連に來襲【卅日】陸軍將兵に論功行賞△新州、桂林を攻撃、各飛行場に爆撃、敵機を撃墜破炎上百十三機、飛行場施設撃破炎上十六ケ所—大本營發表△我軍ミイトキーナ自主的撤退完了【四日】衡陽総攻撃開始【五日】最高戦爭指導會議設置【七日】小笠原諸島來襲の敵機動部隊撃退、敵機四十一機以上撃墜、巡洋艦一隻撃破—大本營發表【八日】東部軍四個師を撃滅して衡陽完全攻略—大本營發表【十一日】衡陽攻略戦果—俘虜第十軍長方先覺以下一三、三〇〇、敵屍四、一〇〇以上、鹵獲品各種砲火一〇一門—大本營發表△南鮮、九州、山陽に敵二十機來襲【十二日】インパール、コヒマ方面作戦部隊、八月上旬開戦以來戦果、次期作戦準備中—大本營發表【十四日】南部方面報告戦果—敵屍六万六千餘、捕虜一万一千、飛行機撃墜破炎上八百六十九機—大本營發表【十七日】ガダルカナル島作戦に従事兵隊となり敵飛行場に潜入、偉勲を樹てた中澤中尉外四名に感状授與され、上聞に達す△皇軍勇士なほガダルカナル島に殘存奮戦しつゝある旨敵側報道【十八日】サイパン島守備隊全員戦死の婦女子も亦従容として自決の道を選んだ旨報道さる【二十日】敵八十機九州中國西部に來襲、その一二十三機撃墜【二十一日】北九州、中國西部に敵二十機内外連續來襲【二十二日】我皇金輝南方に新作戦開始【二十四日】タイ國、陸海軍總指揮官にポット・パホン・ヨーテイン大將任命【二十七日】廣水完全占領△綏山、上海に敵機來襲【二十八日】我航空部隊梁山、恩施、衡州爆撃【二十九日】我在支空軍地林飛行場を夜襲、二十一機撃破【卅日】台湾に單十數機來襲、四機撃墜

【九　月】

【一日】台湾に敵兵制海行△敵機動群小笠原を襲ひ三十一、二日三百數十機來襲【二日】高須四郎海軍大將戦死△父島、硫黄島に延二百數十機來襲、硫黄島に砲撃【三日】湖江南岸の敵新帝國完全占領【四日】大鳳島、南鳥島にも敵來襲、大鳳島に海、空より砲撃【五日】セレベス島メナドに約五十機、ラバウルに九十機、ハルマヘラ島に八十機來襲△湘桂鐵路の要衝衡陽、白水攻略【六日】南方各地に空襲、惜しくも戦病死した高須四郎大將の海軍葬挙行【七日】ペラオ、ヤップに七、八両日千七百機來襲【八日】衡陽周邊に敵來襲、大鳳市街並に飛行場攻略—大本營發表△敵機百餘機鳴山、本溪湖を襲ふ【九日】海軍將兵に論功行賞△ミンダナオ島に四百機來襲【十日】南滿來襲の敵を邀撃、更に成都附近を強襲して四十機撃墜破—大本營發表△パラオ、ヤップ両島に三百五十機來襲【十一日】皇軍金輝より行動を開始、亞熱帯新州占領—大本營發表△皇海軍機関府司令長官に岡敬純中將親補

支那事變 大東亞戦 論功行賞

◇大東亞戦第九、十回（海軍一八・一〇・一三）

殊勲甲

功五旭六　飛曹長　内山　進　北熊城川村

功六旭七　二飛曹　藤田　美治　北熊少手谷町

一般殊勲者

旭　六　大尉　田代　駿吉　新潟市

◇支那事變陸軍生存者第四十六回、同死亡者第五十一回、大東亞戦第十一回（海軍一〇・一六）

殊勲甲

功四旭六　大尉　佐藤　哲男　刈羽田尻村

一般殊勲者

旭　三中佐　中島　幸平　上郷

功五　曹兵大尉　中瀬　繁栃尾

功五旭六大尉　鶴巻　亮　新發田

旭　六中尉　竹内進太郎　有田

同　少尉　古屋　幸一　同

◇大東亞戦第十一回（海軍一一・一〇）

殊勲甲

功五旭六　二飛曹　石塚　喜治　刈羽高柳村

一般殊勲者

功五旭六　曹長　峰村　正鶴坂

同　同　高橋　勝雄　新潟市

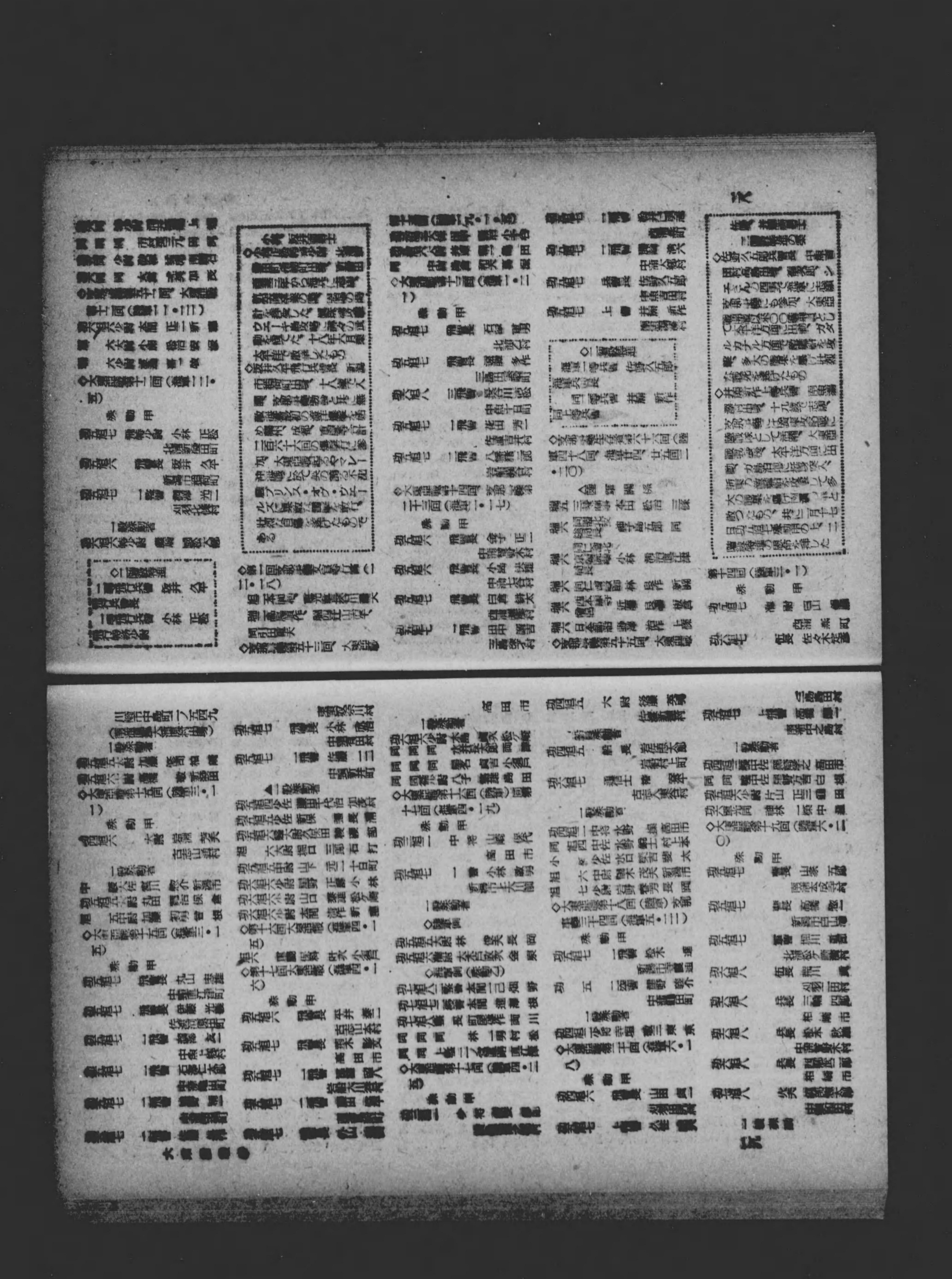

功五旭五大尉 堀 一男 [illegible]
同 髮光同 高橋 久雄 金澤
同 旭六少尉 志田 正知 刈羽
旭六 同 坂上久太郎 七谷
同 同 川俣 貞夫 長岡
◇第二回支那事變文官等行賞（七・八）

大綬 藤 博 瑞二 新倉利貴
瑞四 有松 昇
◇大東亞戰第廿四（陸軍七・三〇）

殊勲甲（百十九名）

功四旭四大尉 風間 秀次 坂井輪
功四旭五大尉 田村 誠一 新潟市
同 同 同 佐藤 但夫 諏戸
同 同 同 渡邊文太郎 村松
同 同 同 [illegible]川 莊一 十日町
同 同 同 中尉 瀧澤 雅晴 新潟市
同 旭六同 金子 敬藏 大面
功五旭五少尉 星 [illegible] 新潟市
同 旭六同 渡邊 寅松 新關
同 同 同 進尉 三浦 久作 新組
同 同 同 同 皆川 信之 三川
同 同 同 同 波潟 大治 高巻
同 同 同 同 田中 剛雄 葛塚
同 同 同 同 大澤 晴 大江山
同 同 同 軍長 星野 [illegible]一 小出
同 同 同 同 餘越 保山 本
同 同 同 同 中村 勘 新發田
同 同 同 [illegible]同 [illegible]谷 定一 名古屋町
同 同 倉島 仁作 澤川
同 同 同 [illegible] 蒲谷 [illegible]藏 [illegible]谷
同 同 同 小林 茂 [illegible]
同 旭七同 寺尾 利助 川東
同 同 同 藤田 茂 新潟市
同 同 同 丸山 一男 [illegible]彦
同 同 同 山崎 博 新潟市
同 同 同 武田 克孝 内野
同 同 同 板井 仁作 小吉
同 同 軍曹 本間 敬治 新潟市
同 同 同 村川 直藤 津川
同 同 同 田浦 [illegible] 加茂町
同 同 同 本多 寅作 森町
同 同 同 [illegible]見 與吉 [illegible]原
同 同 同 三浦 [illegible]吉 金泉
功六同 同 伍長 駒澤 [illegible]郎 [illegible]越
同 同 同 [illegible]原 留吉 黑川
同 同 同 五十嵐 [illegible]太 長浦
同 同 同 有本 三郎 加茂町
同 同 同 角原 博榮 [illegible]瀨
同 同 同 森山 重雄 太田
同 同 同 柳川 正一 吉田町
同 同 同 渡邊 磯三 五十公野
同 同 同 [illegible]原 幸一 女川
同 同 同 渡邊 好成 新發田
同 同 同 松本 司 新津
同 同 同 瀨澤 信司 三條
同 同 同 伊藤 松平 中野小國
同 同 同 [illegible]部 孝吉 [illegible]津
同 同 同 [illegible]部 [illegible]吉 [illegible]谷
同 同 同 木村 竹松 内藤府
同 同 同 羽田 正夫 新發田
同 旭八同 長谷川正一 [illegible]
同 同 同 菊地 直吉 加治
同 同 同 南雲 孝一 千手
同 同 同 二瓶 武雄 津川
同 同 同 [illegible]平 由治 [illegible]名
同 同 同 清水 [illegible]吉 十全
同 同 同 佐藤 [illegible]作 [illegible]塚
同 同 同 戸田 博平 橋
同 同 同 菊地 [illegible]雄 北谷
同 同 同 野口 茂 上組
同 同 同 清水 完平 今町
同 同 同 和田 太一 日根
同 同 同 [illegible]井 竹五郎 板倉
同 同 同 坂爪 清二 長岡
同 同 同 長濱 末吉 保内
同 同 同 吉田 [illegible]光 宮本
同 同 同 加藤 啓一 新潟市
同 同 同 笹川 六市 黑埼
同 同 同 [illegible]野 [illegible]久 [illegible]
同 同 同 笹川 万一 新潟市
同 同 同 本田 [illegible]太 國上
同 同 同 押[illegible]見 政五郎 [illegible]島
同 同 同 森山吉右衛門 堀之內
同 同 同 [illegible]田 [illegible]二 上組
同 同 同 田邊 末作 根岸
同 同 同 [illegible]部 [illegible]尚 上井太[illegible]雄 島上
同 同 同 佐藤 [illegible]治郎 [illegible]町
同 同 同 [illegible]原 清吉 片貝
同 同 同 [illegible] 俊名 [illegible]雄 小川
同 同 同 渡邊 [illegible]作 小川
同 旭七兵長 泉田 源八 五泉
同 同 同 平澤 利政 [illegible]尾
同 同 同 高田 作司 坂井輪
同 同 同 島垣 [illegible]治 新潟市
同 同 同 小泉 清 新潟市
同 同 同 高橋 正義 佐々木
同 同 同 [illegible]澤 猛 新潟市
同 同 同 [illegible]長 [illegible]郎 上組
同 同 同 [illegible]佐 [illegible]平 中野俣
◇大東亞戰第二十一回（陸軍八・一）

殊勲甲

功七旭七 上飛曹 片沼 幸一 三島郡野町
功五旭七 一飛曹 平澤 [illegible]平 三島郡寺村

一般殊勲者

功四旭二少將 中尾 八郎 高知
功五小綬少佐 今井 哲夫 高田市
功五旭五少 佐藤 [illegible]木 仙一 岩船町
功五旭五大尉 [illegible]藤 弘 村上本
功六旭六少尉 大塚吉三郎 [illegible]岡
[illegible]田 [illegible]二 上組
◇大東亞戰第二十二回（陸軍九・

殊勲甲

功五旭七 上飛曹 伊藤 [illegible]本
東蒲上條村
功五旭八 一等 近藤 [illegible]雄
新潟市白山浦
功五旭七 一飛曹 [illegible]見 茂正
東蒲上條村

一般殊勲者

功五旭六獨大尉 三井[illegible]藏 柏崎
功五[illegible]光大尉 坂口治三郎 明治
功五旭五大尉 [illegible]川 次郎 八幡
功六旭六特少尉 [illegible]野二[illegible] [illegible]野
功五旭六少尉 山口 由藏 下條
功六旭六同 寺田八十二 [illegible] 詰
◇大東亞戰第廿一回（陸軍九・一五）

殊勲甲

功四旭六 中尉 中山文次郎
中蒲[illegible]岸村
功五旭六 軍長 [illegible]野 [illegible]男
三島出雲崎町
功五旭七 軍長 [illegible]澤 友次
中蒲新飯田村
功五旭七 軍長 [illegible]田 [illegible]衛
中蒲岡川村
功六旭七 伍長 [illegible]口 文藏
[illegible]村
功六旭七 伍長 澤田 勇一
三島大積村
功六旭八 伍長 高橋 政夫
中條小合村
功六旭八 伍長 長谷川政雄
西蒲漆山村
功六旭八 兵長 小見 敏藏
北蒲堀越村

軍屬殊勲者

功五旭六 船長 守屋千代藏
新潟市山ノ下
功七旭八 水夫 山口辰太郎
岩船村上町
功七旭八 水夫 大島 岩男
岩船岩船町
功七旭八 工員補夫 山田勇治郎
柏崎市西[illegible]町

感 状 授 與

（括弧内の數字は發表月日）

陸軍側

【鴨村部隊中隊長若林東一中尉】西東、香港、アンボン、チモール に轉戰、ガダルカナルの血戰に於て「遮らざる抵貫隊長」として玉砕、軍司令官から二回に亘り個人感状授與（一八・一〇・二）

【鴨村部隊中隊長大升松市中尉】ガダルカナル島作戰に於ひ偉勳を樹つ（一〇・七）

【鬼塚部隊】ガダルカナル作戰に於て〇〇砲隊の特性を發揮全局の作戰に貢献（一〇・二三）

【古閑兵團主力・同配屬部隊・同協力部隊】敵のアキャブ反抗を撃砕、所々なる戰勝を以て其の企圖を完封（一一・八）

【大津部隊】十八年夏太行作戰に偉勳を樹つ（一一・一三）

【キスカ島和田高射砲中隊】中隊長和田朝三大尉指揮の下、旺盛なる攻撃精神と卓越せる戰技を發揮して五十餘機を撃破、長期に亘るキスカ島防備に貢献（一一・一六）

【中畑部隊第本中隊・梅木部隊飛田小隊】中隊長第本忍中尉及び小隊長飛田政市少尉指揮の下十八春江北殲滅戰に偉功を奏す（一二・一一）

【巡洋、小柴、里見、飯田、反町各部隊】十八年初頭、中支那方面に於ける江南殲滅作戰に偉勳を樹つ（一二・二七）

右殊勲部隊中大坪部隊反町歩兵中隊中隊長反町幸作中尉は本縣吉忠彦新組村大字大屋新田出身で両親（榮松、キク）は現在朝鮮全羅北道沃溝郡羅浦面西谷里に居住してゐる、中尉は郷山中學、東京都北多摩郡の日本農士學校を經て昭和十三年朝鮮部隊に現役入隊豐橋士官學校を卒へて同隊復員、十五年東部第二十三部隊に、次で中支鎮部隊に轉屬、爾來長沙作戰、浙贛作戰等に參加ののち十八年初夏の江南作戰には常に大隊主力として力戰、感状に見る如き偉功を奉したものである

感 状

太平部隊反町歩兵中隊（長陸軍中尉反町幸作）

漁洋關宜興西南五十二粁）付近の戰闘に於て暗夜霧雨中未知の地形と敵情の不明とを克服し或は奇襲に依り或は壮烈なる白兵戰を敢行し終夜に亘り約十六粁の縱深を有する堅陣に據る敵を突破し敵第百二十一師に甚大なる損害を與へて遂に敵第十集團軍をして要衝漁生關死守の企圖を放棄するの已むなきに至らしめたり

【安藤部隊前田隊、橋本部隊可兒分隊】安藤兵團麾下前田繁中尉指揮の機關銃一中隊歩兵一中隊及び可兒松太郎伍長以下八名は十八年初夏の中支方面に於ける江南殲滅作戰に偉功を奏す（一九・一・一〇）

【穴吹智軍曹】十八年十月八日ランングーン附近に於て單機克く五機を撃墜、大東亞戰開始以來各種作戰に參加世機を屠る（一・二〇）

【ブナ守備部隊（山本大佐の指揮する能物部隊及神吉隊の一部を基幹とする部隊）・パサブア守備部隊（山本部隊及同配屬部隊）】十七年秋ニューギニア島スタンレー山脈よりの我反轉作戰に常り寡兵よく後方基地を死守し從容として玉碎戰略展開の礎石を築く（二・一一）

【淵山隊】・野崎部隊鶴隊】十七年末より十八年初頭に亘るスタンレー山系よりの轉進作戰に際し防禦、地上戰闘並に海上輸送作業に偉勳を樹つ（二・二二）

【[illegible]部隊】[illegible]中尉小崎春雄】十八年二月ラエ[illegible]作戦に於て[illegible]の攻撃により撃沈した[illegible]小[illegible]に軍旗を維持し全員一致協力遂に三ユーブリテン島マーカス岬西方約十キロに上陸、軍旗維持の大任を全うす（三・二）

【大[illegible]部隊】石田肉薄攻撃班、横山部隊川口[illegible]隊】十七年末及び十八年初頭ニューギニア島ギルワ附近の戦闘に於て敵陣深く潜入し敵[illegible]兵を撃破し[illegible]動し[illegible]つ（三・七）

【[illegible]川部隊】中隊長[illegible]中尉大尉】十八年四月以来在支[illegible]飛行部隊中隊長として各地に転戦、中隊の[illegible]機敵生還[illegible]に五十数機に及び大[illegible]の[illegible]撃墜せるもの十九機、同年十二月二十七日[illegible]川飛行場攻撃に際り敢然敵機に激突、壮烈なる戦死を遂ぐ（三・二五）

【石川[illegible]】十九年四月十四日[illegible]陸行中の[illegible]に[illegible]の[illegible]射した前進中の[illegible]に[illegible]撃を加へて阻止せんとし[illegible]、[illegible]に妖雲りを洪行して遂にこれを阻止し[illegible]の危急を救ふ（六・三）

【[illegible]】[illegible]部隊[illegible]中尉、[illegible]本[illegible]利[illegible]長、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]軍曹】十九年五月二十七日敵のビアク島上陸開始に際り[illegible]敵[illegible]を[illegible]つて果敢[illegible]の攻撃を反復敢行、敵[illegible]を[illegible]して全機目撃す（七・二五）

【[illegible]】[illegible]部隊中[illegible]少尉、[illegible]飛行[illegible]長、[illegible]井金市兵長、村上政明兵長、高木清隆上等兵】中澤少尉指揮の下に[illegible]候となり昭和十七年末ガダルカナル島作戦の[illegible]に際しルンガ飛行場を奇襲破壊すべしとの命を受けるや[illegible]到[illegible]の下に所期の目的を達し敵の後方を撹乱して奇襲的生還を[illegible]す（八・一七）

【野[illegible]】[illegible]隊長】十九年八月二十日敵B29の北九州に来襲するや果敢なる[illegible]を敢行してその二機を撃墜し[illegible]機一体壮烈なる戦死を遂ぐ（九・一九）

【[illegible]】[illegible]部隊、[illegible]守備隊】右両部隊は優勢なる[illegible]に対し長期に亘り奮戦を[illegible]て多大の損害を与へ[illegible]の全滅作戦に多大の貢献をなして[illegible]壮烈なる戦死を遂ぐ（九・二〇）

海軍側

【第一次ソロモン海戦ソラギ攻撃部隊】[illegible]ソロモン諸島有[illegible]に出撃するや十七年八月八日夜ソラギ湾[illegible]に殺到し[illegible]敵[illegible]を撃破（一八・二・一六）

【南太平洋海戦[illegible]部隊・〇〇航空部隊】昭和十七年十月南太平洋方面に作戦中二十八隻の敵新鋭[illegible]隊をサンタクルーズ諸島北方に捕捉、敵空母三隻を[illegible]、[illegible]機一隻其他多数を撃沈、敵機多数を撃墜して潰走せしむ（一一・二〇）

【第三次ソロモン海戦〇〇部隊挺身攻撃隊・〇〇部隊ガダルカナル島攻撃隊】昭和十七年十一月ガダルカナル島敵基地[illegible]に突入[illegible]敵[illegible]二十八隻を撃沈破して[illegible]滅（一一・二五）

【ルンガ沖夜戦・〇〇部隊[illegible]】昭和十七年十一月ルンガ沖に於て[illegible]勢なる敵[illegible]隊を撃破、北[illegible]戦の[illegible]を[illegible]（一二・一）

【ソロモン海戦作戦・第〇〇潜水部隊・第〇〇潜水部隊・第〇〇潜水部隊・第〇〇潜水部隊】昭和十七年八月七日以降十月二十七日に至る間ソロモン諸島及南東海域に於て敵[illegible]、空母、[illegible]、[illegible]等八隻撃沈破するほか[illegible]、[illegible]等全軍の作戦に貢献（一二・一八）

【ルンガ泊地[illegible]潜水部隊】ソロモン諸島ルンガ泊地現在の敵[illegible]を攻撃多大の戦果を挙ぐ（一二・一八）

【ソガタ[illegible]駐〇〇部隊水上航空部隊】十七年八月ショートランド島に進出以来南東方面作戦に寄与水上機隊の[illegible]発揮（一九・一・一五）

【木[illegible]隊】[illegible]の指揮せる第〇〇海軍航空隊[illegible]攻撃隊】十八年六月マカッサル方面に来襲せる新[illegible]十六機の敵中に突入休[illegible]りを敢行して敵[illegible]を破摧（一・一九）

【第八駆逐隊】昭和十七年一月十九日パリ[illegible]作戦に際しロンボック海峡に於て[illegible]敵[illegible]七隻を撃沈破して潰走せしむ（五・一）

【[illegible]】十七年十一月三十日夜ガダルカナル島に対する敵[illegible]作戦中ルンガ沖に於て優勢なる敵艦隊[illegible]撃破し水雷戦隊の[illegible]発揮（五・一）

海軍功勞者表彰

海軍記念日に[illegible]長官、同人事部より海軍[illegible]功勞者として個人八、團体七が表彰された

△海軍大臣表彰

[illegible]寺[illegible]長　樋口友[illegible]
西[illegible]城[illegible]西[illegible]海[illegible]隊長　内山秀[illegible]
中[illegible]村松[illegible]記　能木快[illegible]
團体　西[illegible]城郡地方[illegible]

陸軍功勞者表彰

第三十九回陸軍記念日の佳日を[illegible]し陸軍[illegible]事功勞者として本縣から左記五氏が表彰された

南洋見附町長　山谷興一
北[illegible]郡[illegible]分會長　前田保
陸軍大佐　前田保
北[illegible]佐々木村分會長
陸軍中尉　佐々木[illegible]門
西[illegible]分會長
伍長　[illegible]
新潟[illegible]西[illegible]町　[illegible]

北陸無線株式會社

鹽澤工場　新潟縣南魚沼郡鹽澤町四拾一番地
（電話六二・一一五）

見附工場　新潟縣南蒲原郡見附町大字本町二五四ノ二
（電話一二六）

（日本無線株式社社長）

社長　中島進治

專務取締役　稲田修二

株式會社 新潟鐵工所
○○○工場
電話 一二五番
七一番

中央電氣工業株式會社
南魚沼郡六日町
電話 五五番

經營鑛山

大倉鑛山
大湯鑛山
浦佐炭鑛
魚沼油田

大倉產業株式會社

社長　井村荒喜

本社　富山市石金不二越鋼材工業株式會社內
電話代表富山三一九一番

事務所　新潟縣南魚沼郡浦佐二四番五四番
電話浦佐二四番五四番

鑛業所　新潟縣南魚沼郡東村

交通通信

鐵道運賃改正

交通機關の發達と物價の騰貴力の吸收を目的とする鐵道運賃の改正に關する具体的內容は一月廿三日運輸省から發表され四月一日から實施された、この改正の要點は遠距離逓減制を廢して距離比例制とし從來の運賃のほかに諸雜費等に對し一人キロ當り三錢五厘、一等一錢、一等一錢五厘、寢臺旅客に對してはその六割引に相當する三錢、一錢、四厘の「運賃特別賃」を設定されたことで、これと同時に施行された通行稅を加へて新しい運賃が割出されるわけで、即ち運賃の基本賃率と通行稅とを加へた左の運賃に諸雜費の割增を通じたものが大人運賃となる

△三等　二錢五厘
三〇粁以下の場合　一錢七厘五毛
一五〇粁以下の場合　二錢七厘五毛
一五〇粁を超え二〇〇粁以下の場合　三錢

二〇〇粁を超える粁程	一錢七厘五毛	一等	二錢五厘
△二等		二等	一錢五厘
一五〇粁以下の粁程	大人 一錢五厘	三等	一錢
一五〇粁を超え二〇〇粁以下の粁程	四錢 一錢五厘	寢臺	三錢
二〇〇粁を超える粁程	三錢	△寢臺	一〇錢
△一等		一五〇粁以下の粁程	七錢
一五〇粁以下の粁程	七錢五厘	一五〇粁を超え二〇〇粁以下の粁程	五錢
二〇〇粁を超える粁程	四錢五厘	二〇〇粁を超える粁程	三錢

但しこの場合京浜線の運賃を理論化し約數取扱ひを廢止せしめるため端數は五十錢以下の金額のときは五錢、十錢單位に、五十錢を超えるときは十錢單位に、五円を超える金額のときは五十錢單位に切上げる、新運賃を基準とする主要区間の改正運賃は左の如くである

△信越線

新潟	三五錢	直江津	四五
柳原	一・九五	柳原	一・一〇
長岡	二・一〇	長岡	二・七〇
柏崎	一・四〇	柏崎	一・九〇
直江津	四・八五	直江津	四・二〇
高田	三・一〇	高田	二・九〇
長野	七・一〇	長野	六・五〇
松本	九・八〇	松本	三・九〇
金沢	四・八〇	金沢	四・〇〇
	一二・九〇		九・五〇

△羽越線

新發田	九五	新發田	一・〇〇
村上	二・〇五	村上	二・七〇
鶴岡	一・六〇	鶴岡	二・二〇
酒田	三・三五	酒田	四・九〇
秋田	三・四〇	秋田	四・三〇
青森	七・七〇	青森	一〇・〇〇
	六・九五		一〇・〇〇
	一六・〇〇		二三・五〇

△奥羽線

福島	一・二〇	福島	一・六〇
郡山	二・五五	郡山	三・五〇
仙臺	七五	仙臺	一・一〇
盛岡	一・八〇	盛岡	二・三〇

△其の他

高崎	四・三五	高崎	六・〇〇
東京	一〇・二〇	東京	一三・〇〇
京都	五・五五	京都	七・五〇
大阪	一三・二〇	大阪	一七・五〇
	八・二五		一一・〇〇
	一九・五〇		二七・五〇
	八・七〇		一二・五〇
	二〇・四〇		二九・五〇

次に新潟、白山、長岡、高田の各驛を起點とする二十キロ以下の運賃は

△新潟驛—矢代田（一三・三粁）
同　—五泉（一六・九粁）
△白山驛—巻　（一三・二粁）
△長岡驛—越後川口（一四・九粁）
同　—越後川口（一三・八粁）
同　—三條（一一・六粁）
△高田驛—糸魚川（一三・三粁）
同　—市振（一四・八粁）
同　—名立（一二・八粁）

なほ巻のみは一等は三等の五倍、二等は三等の二倍、十粁に滿たず三等は四十粁迄は奈良田が一、二等は免稅

△急行、寢台料金

定期旅客運賃	線路、軌道、軌路とも諸費、修理、工事の別を問はず左記の額（二等では稅を含む）に粁程を乘じ端數を十錢單位に切上げたものを通行運賃に加算する	從來の三等一ケ月一粁當り	一二錢
		同　三ケ月同	二八錢八厘
		同　六ケ月同	五〇錢四厘
		二等一ケ月同	三〇錢
		同　三ケ月同	七五錢六厘
		同　六ケ月同	一円三六錢八厘

等一割、二等二割、一等三割の運賃が通行稅の改正により三等三割、二等四割、一等六割とそれぞれ倍加され、通行稅を含めて五十錢單位に取られた

旅行制限を強化

運輸當局の強化實施方策たる「決戰非常措置要綱」に基く旅客の輸送制限に關する件は三月十四日發表、四月一日から實施され、通勤通學を除く旅客の輸送に制限的な大制限を加へるに至つた、その內容は次の如きものである

この新行された能力制限のうち一等車、寝台車、食堂車の全廃、急行列車、二等車の廃止は三月十四日東京発下りから廃止された

△二等車、寝台車、一、二等合造車、食堂車は三等車に改造して乗客の要望の増加をはかる

△急行列車の廃止、東京新潟大本線、関西本線を一本の急行だけを残し、東京及び急行列車合計十七本を廃止したことによって残した急行列車は主として新潟線の増発に充てあと合計二十一本の新列車を増発する

△三等車に洗面所、急行列車及び寝台列車及び食堂車に三等車を増すだけで、次第にそれを廃止して三等車に代替する

△二等車は三等車に改造して廃止し、特別急行列車に二等車の増加をはかる

△二等車、食堂車、急行列車、二等車の廃止は三月十四日東京発下りから廃止された

△二等車、寝台車、一、二等合造車、食堂車は三等車に改造して廃止し、特別急行列車に二等車の増加をはかる

△急行列車、二等車、食堂車、寝台車の全廃

東京、大阪、名古屋、神戸、横浜、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、函館、室蘭、小樽、長崎、新潟、敦賀、清水、宇品、下関、門司、若松、博多、鹿児島、那覇	一〇錢	五錢
東京、大阪、名古屋、神戸、横浜、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、函館、室蘭、小樽、長崎、新潟、敦賀、清水、宇品、下関、門司、若松、博多、鹿児島、那覇の他	一〇錢	五錢

（八）公衆電話の市内通話

（市外通話（單位錢））

キロ内	料金	キロ内	料金
八	一〇	五九〇	一七〇
一二	一二〇	七一〇	二〇〇
四〇	一三〇	八三〇	二三〇
八〇	四〇	九五〇	二六〇
一二〇	五〇	一一〇〇	三〇〇
一六〇	六〇	一二五〇	三四〇
二〇〇	七〇	一五〇〇	三八〇
二四〇	八〇	一八〇〇	四二〇
二八〇	九〇	二一〇〇	四六〇
三二〇	一〇〇	二四〇〇	五〇〇
三六〇	一二〇	二四〇〇以上	五四〇

（九）自二料金制施行前の電話料

五錢	一三五円	
六錢	二二五円	

以下端数を端にする為に十内を後ず

（一〇）

東京、大阪	六〇〇円	
名古屋、神戸	五〇〇円	
横浜、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、函館、室蘭、小樽、長崎、新潟、敦賀、清水、宇品、下関、門司、若松、博多、鹿児島、那覇	四五〇円	
五錢	四〇〇円	
六錢		

なお後の通信費金改正に伴はせて電報を円滑、簡易的に進行するための種々制度の改正、取扱ひ停止ならびに行つた

料金後納制度新設　郵便物を廃止し、これに代つて料金後納制度を新設した、これは同一差出人から同時に五千通以上毎月五回以上差出す各種郵便物の料金を一月毎に取纏の翌月二十日迄に現金で納付できる制度で、従来の約束郵便とは全く別個のものなので従来の約束郵便は三月三十一日限り取消した

郵便物等に関する　米麦、牛乳の輸送、果実及び魚介類などの郵送禁止品を小包郵便物に入れて送つたことを取扱中発見した場合はこれを差出人に通知して、小包郵便料金の低が高い小包郵便料金の五倍の料金を徴収する

郵便物等　制度改正

通信機関には郵便為替、電信為替、電話料金等の合理化を図るため十八年十一月一日から次の通り制度を改正実施した

◇郵便為替

一、郵便為替の引受、支拂、振出料金を次の通り改正した

△為替引受料　五百円まで十錢、五百円を超えるもの二十錢

△為替振出料　一日に付五錢

△為替支拂料　二十円まで十錢、五百円まで四十錢、一千円まで六十錢、三千円まで八十錢

二、本人受取指定制度廃止　本人受取指定制度は本人が自分で本人受取人を指定することになつた

三、特殊取扱の停止　書留による預入、振替及び現金拂と為替証書による送金、拂出請求、拂出通知書及び拂出請求書の取扱停止

緊急郵便制度

人手不足から電報配達が遅れ勝ちであるのに鑑み通信院では官公署軍衛、新聞社や結婚、葬祭、慶弔関係等の緊急電報や郵便物、優先的に取扱ふ緊急郵便制度を設け七月十六日から開始した、これは通信局長から電報と認定された各電報は相互間にこの制度を利用する場合、指定された郵便局に指定証を提出すれば、別に到着の一時間前に郵便を持込めば、別に到着の一時間後には必ず受取人が指定された郵便局で受取ることが出来る、取扱電報は第一種（電話、書類）のみに限られ、表記は「〇〇郵便局気付第〇号、〇〇電報」と記し、電報に「〇〇郵便局第〇号、〇〇電報」と差出人の氏名を書込むことになつてゐるが「〇〇郵便局」は指定郵便局名「第〇号」は郵便局長の認定番号である、なつてこの制度は毎日必ず相互に通信し合ふ必要にのみ限られてゐる、料金は二十グラムまで毎に五十錢である、指定郵便局三十三ケ所中東京もきまれてゐる

電話設備費増額

昭和十九年度の電話設備費は前にき七月一日通信院から次の要綱を発表した

一、郵政加入者、公益事業その他戦力増強に必要な申込だけを納める

二、今年は新設を切り下げ何時でも受附ける

三、加入申込の手続や各種郵便局に出張所で取扱ひ簡易化して申込者の手数を省く

四、航空券、船舶、電波兵器、海陸輸送等の緊急要務方面の電話架設には特に考慮を払ふから関係者に説明すること

五、戦争中の特別措置として七月一日以降電話設備費を次の通り倍額に値上げする（單位円）

	電話加入	共同加入
東京　大阪	九〇〇	五七〇
京都　神戸	七〇〇	四四〇
名古屋　横浜	五四〇	三二〇
四級局（除横浜）	四八〇	二九〇
五級局	四二〇	二六〇
六級局	三六〇	二三〇
七級局	三〇〇	二〇〇
八級局	二四〇	一七〇
九級局以下		

不急電報受附制限

通信院では時局下最も重要な電報の送達を確保するため十二月十五日（十八年）から次の通り不要不急と認められる電報の受附を停止した

◇内容が比較的急を要しない電報は全面的に受附を停止（電信

◇郵便為替

一、料金改正　為替、振出料金を次の通り簡明にした

△通常為替料　五百円まで十錢、五百円を超えるもの二十錢

△為替振出料　一日に付五錢

△為替支拂料　二十円まで十錢、五百円まで四十錢、一千円まで六十錢、三千円まで八十錢

二、本人受取指定制度廃止　本人受取指定制度は廃止し加入者はどこの郵便局でも無料で本人受取人を指定することになつた

三、特殊取扱の停止　書留による預入、振替及び現金拂と為替証書による送金、拂出請求、拂出通知書及び拂出請求書の取扱停止

新潟市内の郵便局に指定された郵便局に郵便を持込めば、別に到着の一時間後には必ず受取人が指定された郵便局で受取ることが出来る、取扱電報は第一種（電話、書類）のみに限られ、表記は「〇〇郵便局気付第〇号、〇〇電報」と記し、電報に「〇〇郵便局第〇号、〇〇電報」と差出人の氏名を書込むことになつてゐるが「〇〇郵便局」は指定郵便局名「第〇号」は郵便局長の認定番号である、なつてこの制度は毎日必ず相互に通信し合ふ必要にのみ限られてゐる、料金は二十グラムまで毎に五十錢である、指定郵便局三十三ケ所中東京もきまれてゐる

電話設備費増額

昭和十九年度の電話設備費は前にき七月一日通信院から次の要綱を発表した

一、郵政加入者、公益事業その他戦力増強に必要な申込だけを納める

二、今年は新設を切り下げ何時でも受附ける

三、加入申込の手続や各種郵便局に出張所で取扱ひ簡易化して申込者の手数を省く

四、航空券、船舶、電波兵器、海陸輸送等の緊急要務方面の電話架設には特に考慮を払ふから関係者に説明すること

五、戦争中の特別措置として七月一日以降電話設備費を次の通り倍額に値上げする（單位円）

	電話加入	共同加入
東京　大阪	九〇〇	五七〇
京都　神戸	七〇〇	四四〇
名古屋　横浜	五四〇	三二〇
四級局（除横浜）	四八〇	二九〇
五級局	四二〇	二六〇
六級局	三六〇	二三〇
七級局	三〇〇	二〇〇
八級局	二四〇	一七〇
九級局以下		

不急電報受附制限

通信院では時局下最も重要な電報の送達を確保するため十二月十五日（十八年）から次の通り不要不急と認められる電報の受附を停止した

◇内容が比較的急を要しない電報は全面的に受附を停止（電信

嘆願、激励、謝礼など）◇列車、船の私家は受信人の旅行々程の打合せなどに関するものを除き取扱停止◇同文と留守の取扱を停止する◇午後十時以後到着の比較的急を要せぬ電報の配達は翌朝に繰越したものを一時間繰上げ午後九時以後のものは翌朝廻しとする◇電話などで電報を頼信する電報乱送の取扱は同からの距離、発信人の資格などにより制限する

新潟逓信局長更迭

新潟逓信局長　吉田　弘苗

任通信院総務局長（二）

通信院総務局官房文書課長　津田鍼外喜

任新潟逓信局長（二）（五月六日）

吉田前局長は十八年十二月一日新潟局の開局と共に本省官房秘書課長から転じたもの

新潟港　全面的総揚制

海上輸送力の非常動員措置に基き十二月一日から新潟港は伏木、酒田、船川の北陸三港と共に石炭の総揚げ制が実施されたが三月十五日新潟海運局並に船舶運営会新潟出張所で協議の結果、船舶、電波兵器、海陸輸送等の緊急要務方面の電話架設には特に考慮を払ふから関係者に説明すること

五、戦争中の特別措置として七月一日以降電話設備費を次の通り倍額に値上げする（單位円）

	電話加入	共同加入
東京　大阪	九〇〇	五七〇
京都　神戸	七〇〇	四四〇
名古屋　横浜	五四〇	三二〇
四級局（除横浜）	四八〇	二九〇
五級局	四二〇	二六〇
六級局	三六〇	二三〇
七級局	三〇〇	二〇〇
八級局	二四〇	一七〇
九級局以下		

不急電報受附制限

通信院では時局下最も重要な電報の送達を確保するため十二月十五日（十八年）から次の通り不要不急と認められる電報の受附を停止した

◇内容が比較的急を要しない電報は全面的に受附を停止（電信

嘆願、激励、謝礼など）◇列車、船の私家は受信人の旅行々程の打合せなどに関するものを除き取扱停止◇同文と留守の取扱を停止する◇午後十時以後到着の比較的急を要せぬ電報の配達は翌朝に繰越したものを一時間繰上げ午後九時以後のものは翌朝廻しとする◇電話などで電報を頼信する電報乱送の取扱は同からの距離、発信人の資格などにより制限する

新潟逓信局長更迭

新潟逓信局長　吉田　弘苗

任通信院総務局長（二）

通信院総務局官房文書課長　津田鍼外喜

任新潟逓信局長（二）（五月六日）

吉田前局長は十八年十二月一日新潟局の開局と共に本省官房秘書課長から転じたもの

新潟港　全面的総揚制

海上輸送力の非常動員措置に基き十二月一日から新潟港は伏木、酒田、船川の北陸三港と共に石炭の総揚げ制が実施されたが三月十五日新潟海運局並に船舶運営会新潟出張所で協議の結果、船舶、電波兵器、海陸輸送等の緊急要務方面の電話架設には特に考慮を払ふから関係者に説明すること

五、戦争中の特別措置として七月一日以降電話設備費を次の通り倍額に値上げする（單位円）

	電話加入	共同加入
東京　大阪	九〇〇	五七〇
京都　神戸	七〇〇	四四〇
名古屋　横浜	五四〇	三二〇
四級局（除横浜）	四八〇	二九〇
五級局	四二〇	二六〇
六級局	三六〇	二三〇
七級局	三〇〇	二〇〇
八級局	二四〇	一七〇
九級局以下		

不急電報受附制限

通信院では時局下最も重要な電報の送達を確保するため十二月十五日（十八年）から次の通り不要不急と認められる電報の受附を停止した

◇内容が比較的急を要しない電報は全面的に受附を停止（電信

船舶運営会支部

船舶運営会では採炭機構を強化するため主要八港支部長に所属会社重役を兼職のまゝ就任せしめ、これにより運航実務者の全幅的協力のもとに地方組織の確立を実現することになり、新潟支部長には五月十八日川崎汽船取締役鶴勝文氏が任命された

新潟局に　旅客貨物兼課

新鐵局では本省における鐵道第一二課の新設に伴ひ重要物資輸送の綜合計画及び旅行統制の完璧を期するため運輸課を解消、旅客、貨物の両課に独立させ五月六日今村運輸課長の両課長兼務を発令した

新潟鐵道郵便局

所在地　新潟市本町通九番町

△局　沿　革

△昭和三十年五月五日金澤郵便局信局に鐵道郵便事務取扱開始

△明治三十一年十一月二十九日鐵道郵便係を置く

△明治三十四年四月一日鐵道郵便課を置く

△明治三十六年四月一日鐵道郵便局を設置

△昭和十二年十月一日金澤鐵道郵便局を富山に移転、富山鐵道郵便局と改称

△昭和十九年五月一日富山鐵道郵便局を新潟へ移転、仙台鐵道郵便局新潟派出所を併合、新潟鐵道郵便局と改称

△所掌線路及区域

線路名	区間
大阪貨物線	敦賀港出張所（敦賀直江津間、直江津酒田間）
群山新潟線	若松新潟線
柏崎新潟線	柏崎新潟線
岐阜富山線	高山富山線
金澤輪島線	金澤輪島線
高岡城端線	高岡城端線
高岡氷見線	高岡氷見線

新潟市へ　逓信講習所

新潟逓信局の開所以来考慮されてゐるもので長期を本所として金澤新潟に支所を設けることに決定、一新潟逓信講習所は古町九番町逓信病院（耳科専門病）の一部と逓信診療所を講習所として九月六日入所式を挙行

農業

十九年度稲作目標五百萬石

[illegible]

区別	面積（反）	収穫（石）	反収（石）
水稲	一、七八八、四〇三（一、七九一、八〇九）	五、〇〇〇、〇〇〇（四、三五六、七五二）	二、七九五
陸稲	一〇、七七〇（八、二七一）	八、〇〇〇（一〇、五八五）	一、二〇〇
計	一、七八四、一一三（一、八〇〇、〇〇〇）	五、〇〇〇、〇〇〇（四、三五六、五八三）	二、七九〇
大豆	一、一一〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一、一〇〇、〇〇〇（一五、七〇〇）	一、二一〇
雑穀	二〇、〇〇〇（二〇、〇〇〇）	二〇、〇〇〇（九、八〇五）	一、〇〇〇
甘藷	二、三六、八〇五（二、三六、九四七）	二、九〇〇（二、四二、九四七）	一、〇〇〇
合計	一、八六、〇〇〇（一、八六、〇〇〇）	一、八〇〇、〇〇〇（一、八四、〇〇〇）	〇、七一〇

五百萬石目標内訳

[illegible]

学校苗床	一、〇一三	一四、九二三（一四、四二〇）	皮糖
大麻苗床	一六、五六八（一六、五六八）	一四〇〇、六〇六・六（一三、五六八）	〇、八六〇
雑穀	一〇、二五七	九、六〇五	〇、九一〇
雑穀	三六、八三六（三、六七〇）	一四三、七一・五（一三、三七三）	〇、六七〇
手植米	一〇、〇〇〇（一〇、〇〇〇）	一〇、〇〇〇（九、八〇五）	一、〇〇〇
大豆	一、一五、六〇〇（一五、七〇〇）	一一〇、三六八・一（一五、三五五）	〇、七八〇
陸稲	四八、五四、九三〇	一五、三六八、四（一三、九六七、七〇〇）	水田一、〇六
甘藷	二、六八、二八五	二、三六、九四七、〇〇〇	二、九〇〇
合計	一、八六、〇〇〇（一、八四、〇〇〇）	一、八〇〇、〇〇〇（一、八四、九九〇）	〇、七一〇

[illegible]

十八年産米収穫

昭和十八年における米穀収穫は言[illegible]月十五日調査から総数を代表し[illegible]総収穫は六千二百八十八万七千四[illegible]十五石で、これを第一回調査総収穫高に比較すれば三千三百五[illegible]石（五厘）の増加となつてゐる前年に比べれば三百八十八万八千七[illegible]百八十八石（五分八厘）まで減少[illegible]面年度平均に比べて六十二万七千三[illegible]と百十八石（一分）のそれぞれ減少[illegible]

全國麦収高

農商省調査（十一月十一日）による昭和十八年の全國麦収穫は大麦　五、二六六、〇七三石　裸麦　五、二八〇、六四九　小麦　七、九九〇、四八五　計　一八、五三七、二〇七で前年度に比べて大麦は四十七万四千三百八十一石、裸麦は三千四百九十八石、小麦は一

米の供出と業務令

政府は四月二十八日、米穀業者に対する業務令を公布し、「米穀の強制供出」を実施することになつたが、その骨子は

1. 政府は米穀の強制供出を行ふ
1. 米穀業者は政府の指定する米穀を政府に売渡す義務を負ふ
1. 政府は米穀の強制供出に対し九十パーセント以上を買上げ、残りの十パーセントを買上げ、残りの生産者は自主的に十五日から業務を開始する
1. 米穀業者は100パーセントを買上げ、政府は生産者を通じ、米穀業者に対し、買上げ手数料を交付する（但し業務令による強制供出の場合は、業務令による強制供出の場合は、業務令による強制供出の場合は、

する

（ハ）以上により交付を受けた奨勵金の部落内の配分は部落内の生産者及び在村地主各自の落穂拾遺供出量に按分して生産者及び地主に配分する

（二）報奨金　供出割當量の供出完遂でも中に容易なことではないしかし異常な努力によりは増産の餘剰あるのみならず、耕農部面についても地主者の勤行、食生活の合理化によつて割當以上の供出も亦可能であり、農家與上の犠牲はこのことを強く要請してゐる、この趣旨から割當量の一〇〇パーセントを超えた供出については次の如く報奨金を交付することとした

（イ）部落内の生産者及び地主の供出数量が當該部落に對する當初の供出割當量（工場敷地への轉換等已むを得ない事由により相當面積の耕地が他の用途に供せられるに至つたため減額したとき即ち一の（三）の（ロ）の場合は改訂した供出割當量）の一〇〇パーセントを超えたときはその超過供出量に對し生産者の供出米については石當り一〇〇円、地主の供出米については石當り七五円の報奨金を交付する、但し一の（三）の（イ）の場合、即ち格段の災害にたり著しい減收あつた餘の部落に對する當初の供出割當量を減額した場合に於ては例述の如く奨勵金の交付はあるが報奨金は交付しない

五、部落内縣に對する供出割當量を超えた供出米はその一部を當該部落内縣當し難き必要ある場合に於ては地方長官の申請により農會長作米として供用する事とし地方長官の努力に俟いる事とする

六、米穀の増産及び供出に關し特に功績あつた者に對しては農林大臣賞を授與する

買入價格は据置

農林省では右の米穀生産供出に關する特別奨勵の断行と同時に四月二十八日付の官報に十九年度産米の買入價格を告示した、その標準價格は例年と同じく石當り四十七円に據置き、等級、等級、格差も現行通りとしたが稀米については最近の食糧事情に鑑み稀米生産を可及的に優米に轉換させるため稀米價格の優米價格に對する一割高を改訂し十九年度産米については

五分高に引下げた

「在村地主」とは、

米の報奨制に伴ひ在村地主に對し割當量に對する九〇パーセント以上一〇〇パーセントまでの分については右十五円の報奨金、一〇〇パーセント以上の供出については石七十五円の報奨金を交付することになつてゐるが、右在村地主の定義については地主在住の市町村のみならずその隣接市町村をもさむこととする旨五月九日決定した

臨時農地管理令實施

十八年未決定の食糧自給強化並に戰時農地管理令及び同施行規則は三月二十五日公布、即日實施された、要旨は農地の生産力低下を防止するため、農地がその有效利用をなし得ないもの所有に歸したり、またはそれらの者に耕作關係を生ずることを禁止するもので、改正の要點は次の通り

一、農地の所有權、永小作權、賃借權、地權（朝鮮の一部に行はれつゝある慣行小作權）若くは賃借權の譲渡契約を締結せんとする當事者または新に農地につき永小作權設定契約若くは賃借權契約を締結せんとする當事者は市町村長の許可を受けること

一、許可の申請は地方長官にするが、農地の永小作權若くは賃借權の譲渡契約又は農地の永小作權の設定契約若くは賃借權契約締結の許可に關しては市町村長（六大都市は區長）に權限を委譲する（施行規則）

麥にも供出奨勵金

政府は十九米穀年度下半期に於て麥類の増産供出完遂を期るため「昭和十九年産麥類の供出確保に關する件」を五月六日發表した、その大要は十九年産麥についてに出割當量を超える供出に對して

作權設定契約若くは賃借權契約を締結せんとする當事者はその契約の締結につき農商大臣の定めるところによつて地方長官の許可を受けることを要する（臨時農地管理令中改正）

一、農地の荒廃面積五十坪以下の場合は許可を必要としなかつたが今後はその場合も土地區劃整理を施行したもの、施行中のものについても地方長官の指定した地域内の農地の濫廃について許可を要する（施行規則中改正）

「供出奨勵金」として小麥、裸麥は石當り十一円、大麥は石當り七円五十錢を當該部落に對して交付することを明目とし、その他概ね四月二十八日決定せる米の供出報奨制を中心とする特別措置に準じて諸般の具体策を織込み、これを以て十九米穀年度需給計畫上の所要量を確保せんとするものである

なほ右の増産は十九年産麥類の供出に關し適用されるもので、次後き以後の麥類については米の報奨制等の實施の成果を見究め、更めて決定される

◇要　領

一、割當量の決定　綜合配給食糧用等麥類の需給計畫上必要とする數量を確保充足することを通前として小麥、裸麥及び大麥の各種別ごとに十九年の生産見込量と自家用麥の數量とを勘案して算定し、一旦割當てた以上は原則として變更しない、但し災害による被害大なる場合及び耕地が工場用地等に轉換する場合等は米の場合に準じて考慮される、尚從來政府の買入れなかつた報奨用麥も今後政府で買入れる

れる

一、供出割當の方法　供出割當の單位は部落とすることを始め割當の方法は四月二十八日決定した「米穀の増産及び供出奨勵に關する特別措置」による米穀の供出割當の方法に準じて行ふ

一、供出完了後の麥の處置　農家が自己の分搗量の供出を完了したときはその餘のものは保有並に消費の自由を認めるが、賣るのは政府に對する以外は許されない

一、供出奨勵金　部落に對し割當をした小麥、裸麥及び大麥の各各について部落内の農家の供出數量が、その部落に對する各種別の供出割當量の十割を超えたときはそれぞれ麥の種類別に見た超過供出量に對し、小麥裸麥は各々石當り十一円、大麥は石當り七円五十錢の供出奨勵金をその部落に對し交付する、割當でられた麥類の各種類全部がいづれもそれぞれ割當量を突破したければ供出奨勵金は交付されないが、次の如き麥類相互の代替供出は認められてゐる

一、麥類相互の代替供出　部落内の農家の供出数量がその部落に對する供出割當量の十割に達しない種類の麥類のある場合でもその不足分を他の種類の麥類を以て代替供出したときはその供出不足の麥類についてもこれを供出が十割に達したものと見做して他の種類の麥類につき右の代替の結果發つた超過供出があれば供出奨勵金を交付する

一、代替の比率　右の代替供出の場合の換算比率は小麥二石、裸麥二石、大麥一石三斗を相互に相等しいものと計算する

一、供出奨勵金の部落内の配分　以上の要領によつて部落に交付された供出奨勵金は部落内の農家各自の麥の種類毎の超過供出量に按分して農家に配分する

一、表彰　麥類の増産と供出に關し特に功績のあつた者に對しては農林大臣賞を授與する

麥供出奨勵金遞増

五月六日發表の麥類供出奨勵金交付方法は一部を改正、八月二十二日發表された、決定の内容次の通り

一、部落單位の供出割當量が一〇〇パーセントを突破した場合一〇七パーセントまで七パーセント分に對し小麥、裸麥について一円、大麥はそれぞれ石當り十一円、大麥については七円五十錢の供出奨勵金を交付することにはなつてゐるが、一〇七パーセントを超える超過分については小麥、裸麥に對し石當り二十五円、大麥については石當り十七円の供出奨勵金を交付する

一、格段の災害によつて著しい減收があつたため供出割當量を減額した場合は改訂供出量を基準として一〇〇パーセント以上に對し小麥、裸麥石當り十一円、大麥石當り七円五十錢の供出奨勵金を交付する

一、工場敷地へ轉換等の已むを得ぬ理由で相當面積の耕地が減少したため割當量を減額したときは一〇〇パーセントまでは小麥裸麥は石當り十一円、大麥石當り七圓五十錢、一〇七パーセント以上は小麥、裸麥石當り二十五円、大麥石當り十七円の奨勵金を交付する

一、麥類の代替供出及び供出奨勵金の部落内農家への配分方法は前の決定と同様

供出米に即金拂

農林省では米麥の供出促進を圖るため政府買入れ米麥の代金に即金拂ひを實施する旨九月七日地方長官並に食糧事務所長宛通牒した、政府買入れ米麥の代金交拂ひは從來供出（農業倉庫に入庫）してから三週間乃至一ケ月を要し農家の増産供出意慾を阻害しつゝあつたので、全國農業經濟會と打合せの結果十九年度産新米の買入れから實施する事となつたものである、即金拂ひの方法は

一、市町村・農業會は報　農會受託（入庫）と同時に農家に對し代金全額の立替即拂ひをなすこと

一、市町村農業會が立替即拂ひにより負擔する金利に相當する金額（石當り約三円）は全國農業經濟會が都道府縣農業會を經由して市町村農業會に補給する

等である、但し即金拂ひの場合に於ても從來通り原則として現金で買ひ上げ、農家の生産資金として流用する場合にのみ現金拂ひを認める方針には變りがない

堆肥、薪炭に報奨制

政府は堆肥並に薪炭についても増産を促進するため報奨制度を採用することになり九月十九日その要綱を發表した、最近の化學肥料逼迫に鑑み農林省では自給肥料一本に依存すべく第八十五臨時議會に五千万円の追加豫算を計上、屋敷及び家畜尿の増産、蓮華による綠肥増加、緑肥刈敷による草刈運動堆肥増産の指導奨勵等の施策を講じたが、堆肥の報奨制はこれが側面増産工作であり、その運用には種々の困難が豫想されるが、大体の方針は次のやうである

一、十九年七月一日から二十年三月三十一日までの九ケ月を指定期間とし、この期間の生産目標を百六十億貫（前年度實績百四十億貫）とし、この目標百六十億貫を突破した場合、前年の實績百四十億貫以上の分に對し全部十貫當り三十錢の割合で報奨金を附與する

一、報奨の對象となる新規增産分は堆肥堆積場において共同作業により積込むものとする

産業報國會の指定

産業報國會の指定は、[illegible]

指定數	男	女	計
滋賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]
兵庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奈良	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和歌山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥取	[illegible]	[illegible]	[illegible]
島根	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山口	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大分	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	[illegible]	[illegible]	[illegible]
沖縄	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

被指定者	男	女	計
滋賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]
兵庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奈良	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和歌山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥取	[illegible]	[illegible]	[illegible]
島根	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山口	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大分	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	[illegible]	[illegible]	[illegible]
沖縄	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

産業報國會十五萬餘

[illegible]

産業報國會の指定

[illegible]

産業報國會設立

[illegible]

産業報國會の指定

[illegible]

販賣價格引上げ

[illegible]

産業報國會の指定

[illegible]

産業報國會の指定

[illegible]

産業報國會の指定

[illegible]

出廻量　[illegible]　[illegible]　[illegible]
今年　[illegible]

	大麥	裸麥	小麥
改正	[illegible]	[illegible]	[illegible]
買	[illegible]	[illegible]	[illegible]
出廻量	[illegible]	[illegible]	[illegible]

等級別買入價格

大麥正味四五瓩當

一等	二等	三等	等外
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

裸正味五一、五瓩當

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

裸麥正味六〇瓩當

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

小麥正味六〇瓩當

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

麥買渡價格改訂

農産課では右に伴ひ六月廿日標準買渡價格を決定玄麥並に精麥の最高販賣價格を改正し即日實施した即ち大麥は一円六十七錢上げの二十三円二十錢（五二・五瓩十一円二十錢）裸麥は二円三十錢上げの三十四円三十四錢（六十瓩十四円八十五錢）としたが小麥は前年通り右當り三十三円二十九錢（六十瓩十四円五十二錢）に据置いた、それを等級別にすれば次の通り

	大麥（四五キロ當）	裸麥（六〇キロ當）
一等	一〇・二〇円	一五・六五円
二等	一〇・〇三	一五・四〇
三等	九・九〇	一五・一五
等外	九・七〇	一四・八五

	大麥（五〇・五キロ當）	小麥（六〇キロ當）
一等	一一・九〇	一五・三〇
二等	一一・七〇	一五・〇七
三等	一一・五〇	一四・八二
等外	一一・二五	一四・五二

また右により中央倉糧營團及び地方倉糧營團の最高販賣價格は次の通り（單位円）

	中央倉糧營團最高販賣價格	地方倉糧營團最高販賣價格
押麥（四〇瓩當）	[illegible]	[illegible]
挽割麥（同）	[illegible]	[illegible]
丸麥（同）	[illegible]	[illegible]

なほこの結果精麥の消費者價格は二十錢上げの三円三十錢となつた

種子米麥買入價

政府は四月二十八日及び五月五日の閣議で昭和十九年産の酒米と種子用米麥を政府で買入れることに決定し、その買入價格を左の如く五月九日告示した、酒米と種子用米麥は從來地方農業會で斡旋または麥託販賣を行ひ、その價格は地方長官が定めてゐたが、十九年産から政府で買入れることになつたので全國的に價格を統一したもので、その結果酒米の玄米との格差は從來右當り最高五円であつたのが二円五十錢と半減し、種子用米麥は大体現行の程度にきめられることになつた

一、酒米の買入價格を新に設け精玄米の價格に六十キロ（十六貫俵）當り一円（一石當り二円五十錢）を加算した額とする

二、種子用米麥の買入價格を新に設け、種籾は合格籾の價格に冊七・五キロ（十貫俵）當り二円七十錢（合格籾の價格の約三割）種子用麥は四十五キロ（十二貫俵）當り二円五十錢、五十二・五キロ（十四貫俵）當り三円、裸麥及び小麥六十キロ（十六貫俵）當り四円（いづれも合格籾の約二割に相當する）をそれぞれ加算した額とする

自作農最高反別

自作農創設資附金の限度擴大に伴ふ本縣の方針を決定するため十八年度第一回縣農地委員會を十月十四日縣廳で開催、稻作地帶及び稻作養蠶地帶、稻作園藝地帶の三地域別に自作農創設事業の最高反別を左の如く決定した

◇稻作地帶　北蒲、中蒲、西蒲、南蒲、三島、古志、刈羽、中頸、西頸、岩船、佐渡、新潟、長岡、高田、三條、柏崎の十一郡五市を認定、最高事業反別二町八反（水田二町四反、畑四反）

◇稻作及び養蠶地帶　東蒲、北魚沼、南魚、中魚、東頸の五郡を認定、最高反別一町八反（水田一町四反養蠶四反）

◇稻作及び園藝地帶　園藝地帶に左記三市十郡の四十四ケ市町村を認定、最高反別一町六反（水田一町、園藝地六反）

△北蒲（瀧川、木崎、聖籠、佐々木、五十公野、豊栄、松ケ崎）

△中蒲（石山、鳥屋野、大江山、黒田、両川、横越、亀塚、大鄕、曰井、須田、新飯田、灰塚村、小須戸、小合、新津）△西蒲（坂井崎、黒埼、月潟、小吉、内野、巻）△南蒲（加茂、大島）△古志（上川西）△刈羽（西中通、刈羽）△中頸（新道、宮谷）△西頸（糸魚川）△岩船（瀬波）△佐渡（小木、八幡、真野、西三川）△新潟市（鹿大形）△長岡市（上桜島、下中島、草生津）△三條市（石上、栗林）

なほ自作農創設事業の對象として地帶別最高反別と共に最低及び適正整備反別を左の如く決定したが現在の縣下平均耕地面積は田八反九畝、畑三反、計一町一反九畝に過ぎない

◇地帶別最低及び適正反別

◇稻作地帶　最低二町（水田一町八反、畑二反）適正二町五反（水田一町一反、畑四反）

◇稻作及び養蠶地帶　最低一町（水田一町、桑園二反）適正一町五反（水田一町一反、桑園二反）

◇稻作及び園藝地帶　最低一町（水田六反五畝、園地三反五畝）適正二町一反（水田八反、園地四反）

耕整實施反別

本縣の耕地整理事業は明治三十七

營業課目

麻織物製造
マニラ麻捲糸製造
ソノ他附帶事業

新潟縣南魚沼郡六日町大字六日町一、〇六九ノ一

興亞航空麻布株式會社

電話　一、二二二番
振替口座東京　一二〇八五六

分工場　中魚沼郡十日町六八四番地
同　中魚沼郡中條村字四日町一、六五八
同　中魚沼郡外丸村字三箇甲一、三六二
同　中魚沼郡外丸村字外丸十二、二六九

理研航空機部品株式會社
南魚沼郡六日町
電話四〇番

「ブドウは兵器」
上越化學株式會社
南魚沼郡鹽澤町
電話鹽澤二番

越南精機株式會社
南魚沼郡六日町
電話百十二番

年頃から本格的に奨勵され既に實施されたもの七五九地區、事業費三千三百万円に達してゐるが、實施反別は縣下耕地の三分の一たる八萬町歩に過ぎず勞力節約、機械化畜力化促進のためにも未整理十萬町歩の耕整は縣除の事業なので縣ではこれが全面的實施の對策を進めてゐる、昭和十七年末の郡別實施反別は次の通り

	田	畑	其他
北蒲	八三六反	一三〇九反	三三五反
中蒲	一九四五	三五三七	四〇八
西蒲	六四九六	八八四	四三二
南蒲	四三八四	三六四	四三三
東蒲	八三	六六	三一九
三島	四一九五	四二九六	三六〇
古志	四四〇九	三六八	三一四
北魚	四四九	九六	四三
南魚	一四四	三六六	八四四
中魚	三四五	四四四	八九
刈羽	一三三	一〇一	一〇一
東頸	四一四	七四	四〇
中頸	三一四	三三四	三一九
西頸	五三四	五六	一六
岩船	三八四	一四九	三四四
佐渡	一四四	三一〇	一四〇
三條	八三八	四三一	四三六
長岡	三三四	七一〇	一九六
高田	四四〇	三一	...
計	五四一四	四四九五	三一四一

縣の自給肥新目標

七億七千餘萬貫

食糧増産の根源たる肥料の確保を期すべく政府の打つた堆肥報奨制の意圖に応ふべく縣では發表と同時に計畫の新樹立に着手したが本縣の十九年度堆肥生産目標七億四千万貫で新増産割當三千六百万貫を入れても四億七千六百万貫に過ぎず、縣全体としては前年度の生産實績約五億万貫を確保すれば十貫當り三十錢合計十万八千円の報奨金を貰ひ得るのであるが、縣の農産物生産割當を達成するには七億四千万貫を確保することが必要なので、縣では當初目標に三千六百万貫を加へた七億七千六百万貫を新目標として強力な増産運動を起すことになつた

全層施肥實施割當

縣では十九年度に於ても肥料對策の一として一万六百餘町歩に對し全層施肥を奨勵したが郡市別割當次の通り（括弧内は堆肥反別）

北蒲	一〇〇五反	三三〇〇・八	
中蒲	一四三九・一	一六八・九	
西蒲	一四六六・一	八八八・七	
南蒲	一〇一〇・二	一一三九・〇	
東蒲	四〇〇・〇	四〇〇・〇	
三島	六六九・〇	八三四・〇	
古志	七六六・八	九六六・〇	
北魚	三六六・六	四四六・〇	
南魚	三〇六・八	三三六・六	
中魚	八四・二	一一九・〇	
刈羽	四四〇・八	四三六・〇	
東頸	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
中頸	六四四・八	八八一・〇	
西頸	三四・五	四四四・三	
岩船	三〇・二	三四〇・〇	
佐渡	三三一・〇	四六六・〇	

蔭影樹伐採成績

食糧増産對策の一たる本縣の蔭影樹伐採十八年度の成績は實施町村一八二で反別は四三、八一〇町、畑一八町の計三、八三八町歩（增收見込米一一、四三〇石、畑作一割）であつたが、被害反別八、七〇〇町歩の半數にも達せぬといふ不成績に終つた

◇郡別實施反別

	被害反別	實施反別
北蒲	八一四	二一七七
中蒲	四八九九	一三九六
西蒲	五一一	一二五〇
南蒲	一八三五	六四〇
東蒲	一一一七	一六〇
三島	一一一三	一八一
古志	一四〇八	五四五
北魚	一三三一	三三〇
南魚	四七八五三	一六八九四
中魚	四〇九〇・六	五五〇五
刈羽	一五一九	九四三
東頸	三七六六	二七一五
中頸	四五八一	三五〇三
西頸	八三一	一九七
岩船	三五四一	一五四〇
佐渡	六六四四	二一〇五

電動機再配置計畫

農業勞力對策上の劃期的施策たる縣の十九年度農村電動機再配置計畫は郡内移動合計六二五馬力、郡外移出一四五〇馬力、郡外移入一四五〇馬力で郡市別次の通り（單位馬力）

【北蒲】佐渡六五移出、郡内五九【中蒲】佐渡六〇、中魚一七九、東頸四一、中蒲三六を移出、郡内六一【西蒲】中頸二〇八、刈羽一一三、南魚三〇移内、郡内一三【南蒲】東頸四九、古志一、北魚一六〇、南魚一五〇、西頸一三一移出、郡内三六【東蒲】中蒲三六移入【三島】刈羽三六移出、郡内六八【古志】三條三四、南蒲一移入、郡内一三四【北魚】南蒲一五〇、西蒲一〇移入【南魚】南蒲一五〇、西蒲三〇移入【中魚】中蒲一七七移入【刈羽】西蒲一三三、三島三六、長岡七移入【東頸】中蒲七七、南蒲一三移入【中頸】高田一、西蒲二〇八移入、郡内一一三【西頸】南蒲一三一移入【岩船】佐渡三八移出、郡内三【佐渡】北蒲六六、岩船三八、中蒲六〇移入【新潟市】なし【長岡市】刈羽七移出【高田市】中頸二移出【三條市】古志三四移出【柏崎市】なし

農機具修理事務局

農作業及び資材利用の合理化をはかるため十九年春から縣の實施した農機具修理班は農村からも好評を以て迎へられたのでこれが恒久的機構として縣農業會内に「農

久保田無線電機株式會社
新潟第一工場
南沼魚郡六日町
電話二十七番

蠶糸業

十八年度各國收繭高

一月廿七日現在調査數（繭位キロ）

◇蠶種製造數（種紙枚）一、三〇〇、一四一、一一八（八分方）

◇蠶種繭出荷數（繭位キロ）八七、三六八（六分方）

蠶種繭四〇、八三七（六分方）

蠶種繭四八、五三一（六分方）

◇收繭數（繭位キロ）五四、〇三六（三分方）蠶種八、九八〇七（六分方）蠶種五、〇四九（一）

十八年度本縣收繭高

本縣の十八年度收繭高は一月二十八日現在の如く發表された。繭種別は

繭（宮城九十六萬八千百九十三瓦）

蠶種（宮城八十一萬三千三百廿二瓦）

收繭量は九十九萬一千八百八十二瓦（蠶種八十一萬三千三百廿二瓦）

繭（蠶種）二十萬九千六百五十四瓦

（繭）

◇蠶種製造數（種紙枚）

中南　一　一　一

中北　一　一　一

◇蠶種繭出荷數（繭位キロ）

中南　一　一　一

中北　一　一　一

◇蠶種（種紙枚）

中南　一　一　一

中北　一　一　一

◇繭（繭位キロ）

中南　一　一　一

中北　一　一　一

◇蠶種繭出荷數（繭位キロ

同一〇〇パーセント以上一一〇パーセント未満の部分に対し　一、五〇
同　一一〇パーセント以上一二〇パーセント未満の部分に対し　三、五〇
同　一二〇パーセント以上の部分に対し同　五、〇〇
一、報償金の交付は市村置位に取扱う

○新炭　一、新の報償金は年間購外移出制限量に対する年間購外移出實績の比率が七〇パーセントを超過した場合その超過量に対し左の率を以て交付する
移出制限量の七〇パーセント以上八〇パーセント未満の部分に対し　一石に付　一円三〇
同八〇パーセント以上九〇パーセント未満の部分に対し同　一、六〇
同九〇パーセント以上一〇〇パーセント未満の部分に対し同　三、九〇
同一〇〇パーセントを超過する部分に対し同　六、五〇
一、報償金は林組合員又は林業者に対する補償を地區とする

新の出荷を行う補償を地區とする立木代金の支拂方法は現行通り立木代金の支拂方法は現行通り

同　一、五〇
同一一〇パーセント以上一二〇パーセント未満の部分に対し　一、五〇
同　三、五〇
同一二〇パーセント以上の部分に対し同　五、〇〇
一、報償金の交付は市村置位に取扱う

○新炭　一、新の報償金は年間購外移出制限量に対する年間購外移出實績の比率が七〇パーセントを超過した場合その超過量に対し左の率を以て交付する
移出制限量の七〇パーセント以上八〇パーセント未満の部分に対し　一石に付　一円三〇
同八〇パーセント以上九〇パーセント未満の部分に対し同　一、六〇
同九〇パーセント以上一〇〇パーセント未満の部分に対し同　三、九〇
同一〇〇パーセントを超過する部分に対し同　六、五〇
一、報償金は林組合員又は林業者に対する補償を地區とする

新の出荷を行う補償を地區とする立木代金の支拂方法は現行通り立木代金の支拂方法は現行通り

立木に伐採し、地元労力が動員するものを除いて出来るだけ多くの立木を伐採し、地元労力が動員するとともに「木材増産推進隊」その他機械伐採隊を編成して協力せしめ、目標に年内林の伐採を行はんとするものである。伐採跡地には食糧作物を植栽することとしてゐる

薪炭にも報奨制

政府は昨年度の薪炭の需要と供給の関係と反省を踏まへての燃料不足を補ふべく九月十九日閣議並に薪炭の報奨制を発表したが、薪炭報奨制の内容は次の通り

○木炭　一、閉鎖出荷區域に対する年間購外移出制限量の比率が六〇パーセント以上七五パーセント未満の部分に対し　正味一石に付　〇、五五
同七五パーセント以上九〇パーセント未満の部分に対し　〇、八〇
同九〇パーセント以上一〇〇パーセント未満の部分に対し　一、五〇
同　一、九〇
同一〇〇パーセントを超過する部分に対し同　六、五〇
一、報償金は林組合員又は林業者に対する補償を地區とする

立木に伐採し、地元労力が動員するものを除いて出来るだけ多くの立木を伐採し、地元労力が動員するとともに「木材増産推進隊」その他機械伐採隊を編成して協力せしめ、目標に年内林の伐採を行はんとするものである。伐採跡地には食糧作物を植栽することとしてゐる

薪炭にも報奨制

政府は昨年度の薪炭の需要と供給の関係と反省を踏まへての燃料不足を補ふべく九月十九日閣議並に薪炭の報奨制を発表したが、薪炭報奨制の内容は次の通り

○木炭　一、閉鎖出荷區域に対する年間購外移出制限量の比率が六〇パーセント以上七五パーセント未満の部分に対し　正味一石に付　〇、五五
同七五パーセント以上九〇パーセント未満の部分に対し　〇、八〇
同九〇パーセント以上一〇〇パーセント未満の部分に対し　一、五〇
同　一、九〇
同一〇〇パーセントを超過する部分に対し同　六、五〇
一、報償金は林組合員又は林業者に対する補償を地區とする

○薪　一、新の報奨金は年間購外移出制限量に対する年間購外移出實績の比率が七〇パーセントを超過した場合その超過量に対し左の率を以て交付する
移出制限量の七〇パーセント以上八〇パーセント未満の部分に対し　一石に付　一円三〇
同八〇パーセント以上九〇パーセント未満の部分に対し同　一、六〇
同九〇パーセント以上一〇〇パーセント未満の部分に対し同　三、九〇
同一〇〇パーセントを超過する部分に対し同　六、五〇
一、報償金の交付は市村置位に取扱う

立木に伐採し、地元労力が動員するものを除いて出来るだけ多くの立木を伐採し、地元労力が動員するとともに「木材増産推進隊」その他機械伐採隊を編成して協力せしめ、目標に年内林の伐採を行はんとするものである。伐採跡地には食糧作物を植栽することとしてゐる

薪炭にも報奨制

政府は昨年度の薪炭の需要と供給の関係と反省を踏まへての燃料不足を補ふべく九月十九日閣議並に薪炭の報奨制を発表したが、薪炭報奨制の内容は次の通り

○木炭　一、閉鎖出荷區域に対する年間購外移出制限量の比率が六〇パーセント以上七五パーセント未満の部分に対し　正味一石に付　〇、五五
同七五パーセント以上九〇パーセント未満の部分に対し　〇、八〇
同九〇パーセント以上一〇〇パーセント未満の部分に対し　一、五〇
同　一、九〇
同一〇〇パーセントを超過する部分に対し同　六、五〇
一、報償金は林組合員又は林業者に対する補償を地區とする

○薪　一、新の報奨金は年間購外移出制限量に対する年間購外移出實績の比率が七〇パーセントを超過した場合その超過量に対し左の率を以て交付する
移出制限量の七〇パーセント以上八〇パーセント未満の部分に対し　一石に付　一円三〇
同八〇パーセント以上九〇パーセント未満の部分に対し同　一、六〇
同九〇パーセント以上一〇〇パーセント未満の部分に対し　三、九〇
同一〇〇パーセントを超過する部分に対し同　六、五〇
一、報償金は林組合員又は林業者に対する補償を地區とする

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長を兼務に任命、同月六日発令した、同支部の所管は新潟、長野、山形及び福島西部所在の軽金属関係工場である

農機具工場指定

農商省では一月二十一日主要農機具二十二種類七十二工場に対し農機具第一課指定工場示達を行つたが本県関係は有限会社磯部製作所（新潟）宮本製作所（村上郡朝日）大島合名会社（高田）吉田農機具製作所（新潟）宮本製作所（村上郡朝日）大島合名会社（高田）井伊工場（西蒲小池）

供金資回収工作隊機構整備

戦争犠牲回収課では十九年度の決戦回収の完遂を期して一元的指揮命令下に作業を進めるため五月従来の戦争犠牲回収工作隊機構を一部変更し、これを非常回収部と一般回収部、輸送部の三部に分けると共にその下部組織として六班から成る支隊を設置した、非常回収部は第一作業班から第四作業班に分れ第一作業班は一般工作物の解体撤去第二作業班は設備機械類の解体撤去、第三作業班は選別、評価、第四作業班は軍需代替物の調査等を担任、一般回収部は工場事業場から生ずる返り材の選別、評価、また輸送部はこれら非常、一般回収から得た物件の直接輸送に当るもので、各支隊は新潟市を中心とする一支隊十三地方事務所にそれぞれ設置、指導部の指揮命令により工作隊の全作業に協力するものである

軍車需統制組合新発足

県下六十の協力工場を一丸とする県軍車需統制組合は二月二十三日発会式を挙げ、役員に

△理事長倉松給源部長△副理事長多賀鉄道工業長、理事猪子（新潟）品川（長岡）

の諸氏を挙げ統制の強行、製品の増産向上を申合はせた

織物工場転換

県下の企業整備に絡けて行はれた鯖田、白根、新発田、小出、加茂三條、見附、五泉、柏崎、高田、小千谷、塩沢、長岡、十日町、中條、栃尾等に所在する八百十六軒の機業者の整備は十二月十七日見事に終了、有に引つづき行はれた繊維回収も十二月二十三日から二十九日までの僅か七日間に到達を目標とし一〇パーセントといふ驚異的記録を行ない、回収後は本年度も同月三十日までに供出数量の八割を確保して所期の成果を収めたが、これは各工業組合並に愛国婦人会、町内会等の全面的協力献身的活動を以て奉公隊を始めとする各部の綿密な作業本部長から、それぞれ指示と激励が繰り返られた、また整備されたより繊維工場二百六十四工場は一月末までに軍需工場へ編入、燃糸工場九工場もこれに続き、新四機織産業二万余の工場、事業をなげうつてゐる

染工品生産高

四月二十日県集工品増産推進本部から発表された本県十八年度の織工品総生産数量は綿、絹、麻の総数量一千八百三十万疋に対し前年度の二千九百九十五万一千三十九疋を上廻る生産一〇五・七パーセントに達し前年度に比しては二割増を増産、生産者の奮闘の跡を示してゐる、この結果県下に於ては全国第一位、この結果県下に於ては全国第一位、金額に於て全国第一位をかち得、香川県と共に殊勲賞として選奨次官から感状を授与された、品目別の生産成績は次の通り

◇綿　一九、八三五、〇五五疋（割当に対し一一一パーセント）

内訳

衛生綿	一〇、七三〇、一九七
堅綿	二、五一四、九二一
三子綿	五八一、七四一
綿網	一五八、三六〇
寒子綿	四、七一八
同綿	一五、〇三一
綿ノ子綿	五、八三〇、〇八七

◇絹　五、六二八、〇〇五枚（割当に対し八三パーセント）

三、六五二、三四三枚

（割当に対し九八パーセント）

なほ割当を突破した八郡の順位は次の通りである

1西蒲（一三九・九パーセント）
2南蒲（一〇六・七パーセント）
3中魚沼、4佐渡、5古志、6三島
7中魚沼、9南魚

染工品供田奨励制

十九年度繊維工品増産計画はその割当方針を供出割当制に改め割当数量を超える供出数量に対し一定の供出奨励制度を実施する旨五月二十五日発表された

◇供出基準数量の八割を超える供出数量に対し左の基準で供出奨励金を交付

1 市町村綿業会から綿業会の買入れた数量が市町村供出基準数量の八割を超えた場合はその超過数量に対し巾一枚、綿一匹及び絹一枚（染工品の一単位）こつき、逐次市町村綿業会に交付する

2 綿業会から全国綿業対策会を通じて統制機関の買入れた数量が県内省から県に対する供出基準数量を超えた場合はその超過数量に対し染工品一単位につき一銭を綿業会に交付する

3 供出奨励金は綿業会及び市町村綿業会からの申請に対し中央本部から綿業推進本部を通じて交付する

◇供出基準数量の八割を超える市に対し染工品用各種資材の配給を特に考慮する

財政

十九年度総予算

十九年度一般会計総予算は本予算百五十四億一千五百九十六万九千円（臨時費を含む）第一次追加予算四十四億九千百二十九万七千円、第一次臨時費追加予算の財源に充てる公債の利子及び償還費としての第二次追加二億六千五百八十万八千円、繰計二百一億七千三百七万六千円のところへ第八十五臨時議会に於て国民生活確保のための食糧及び新炭の増産並に配給に要する費用として三億八千五百三十八万一千円の追加が決定された結果一百五億五千八百四十五万七千円となつた、また臨時軍事費は第八十四特別議会に於て三百八十億の追加、第八十五臨時議会に於て二百五十億円の追加が決定されたので六百三十億円となり支那事変以来の累計は千三百七十一億一千八百万円の巨額に上つた、昭和十九年度予算は一般会計に於て総計大体一百九億五千八百億円に達する

財政経済

県政経済

一般歳入出予算内容

歳入の部

款	項	昭和十九年度予算額	昭和十八年度予算額
国税	附加税	三、五〇六、三三二円	三、四六五、二六五円
地租	附加税	一、〇六二、七三六	一、〇六四、〇八二
家屋税	附加税	七二六、一八四	七二四、〇七一
営業税	附加税	一、六六九、五三三	一、六三七、二一三
鉱区税	附加税	四七、八七九	四九、八九九
立木税		五七〇、八〇〇	六〇七、九三九
船舶税		一、一六二	一、一六二
自動車税		六〇二、二六七	六七、四六二
電柱税		一六七、八三六	一六三、四八二
不動産取得税		二六、一七二	二九〇、一一一
漁業権税		八、三四〇	八、三四〇
狩猟者税		四、九二九	四、二四四
電気税		六七、〇九四	七三、二三八
目的税		六八、七六一	八九、三五九
地方分与税		一四、五六八、七一八	一〇、九二八、五〇九
標法に依る税収入		七二五	二二、九〇七
分担金		一七、二五一	二七、二五一
財産収入		三一、九三二	三一、九三二
使用料手数料		二、六七七、一四七	二、九五四、一五八
国庫下渡金		四、八二五、四九二	四、一六五、七二六
雑収入		三〇三、〇一二	五二一、五七三
歳入経常部合計		一二、五八一、〇七九	一三、九一四、五一八
臨時部			
繰越金		一	一
国庫補助金		五、九三二、六一二	二、五八九、二三八
寄付金		一、〇五八、四三〇	一、〇八〇、六六五
財産売払代		三〇〇、八四三	一、〇五三、六四八
県債		二、三二二、〇〇〇	一、九〇六、九〇〇
国庫交付金		三八、一五七	三八、〇八三
繰入金		二〇六、八三〇	一三八、五三四
歳入臨時部合計		九、八五八、八七三	七、〇四三、七八五
歳入総計		三六、四三二、九五二	二九、九五八、三〇三

歳出の部

経常部		
給与費	一、四六八	六、六一一
議会費	五三、〇四一	五二、二五五
県職員費	一、七二四、二〇一	七四六、五四二
警察費	三、〇〇三、五四五	二、二〇五、三四三
警察調査会修繕費	一二、五〇〇	一二、五〇〇
土木費	九一七、三七五	八二九、六七九
道路橋梁費	七七九、六〇四	六九七、八二四
治水堤防費	一二三、七〇〇	一二三、七〇〇
港湾費	一三、四四〇	一、四四〇
土木諸費	四、六三一	一五一
（測量費）	—	二、六〇〇
（土地収用費）	—	三、九六四

[illegible]

十九年度豫算

[illegible]

公債發行豫定總額

[illegible]

歳入

地租	一、九三六、〇〇〇	一、九三六、〇〇〇
酒税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
砂糖消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
所得税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
法人資本税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鉱業税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
取引所税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
官有物売拂代金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
前年度繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
公債金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

歳出

宮内省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
枢密院	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
外務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
内務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大蔵省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
陸軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
海軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
司法省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
文部省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
農商務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
逓信省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鉄道省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
台湾総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
関東庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

歳出の部

宮内省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
枢密院	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
外務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
内務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大蔵省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
陸軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
海軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
司法省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
文部省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
農商務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
逓信省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鉄道省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
台湾総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
関東庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

歳出の部

宮内省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
枢密院	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
外務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
内務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大蔵省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
陸軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
海軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
司法省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
文部省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
農商務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
逓信省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鉄道省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
台湾総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
関東庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

その他	三六、〇〇〇	六六、〇〇〇
統計補助費	三二、六二六	三〇、四八六
臨時費	五、六四二	五五六、四六一
縣債費	四、八一六、七一四	四、三一九、〇五六
特別會計繰入金	一、一三三、六一二	一、〇八五、三二二
雜支出	一〇、〇〇一	一〇、〇〇一
繰出臨時部合計	一四、五七六、七六七	一三、八七三、〇一九
繰出總計	三六、四三九、九五二	二九、九五八、三〇三

十八年度
繰越高 **千二百余萬圓**

三月三十日の十八年度最終の縣參事會に報告された十八年度繰越繰越高總額は一般、特別両會計合して一千三百二十六万八千七百七十三円でこのうち一般會計の八十四万一千二百九十一円は打切りとし一千二百九万七千三十五円が繰越された、これが繰越額に對する比率は五割八分九厘で前年度の六割と大体等しい、各部内譯は次の通り

△一般會計

	打切	繰越
勧業費	三、〇三〇	一、〇七〇、三六六
教育費	一八、八六六	三、九、三三
警察費	—	二、三、六〇
土木費	四四、七二一	六、六六〇、八〇〇
雪總費	一八、三九六	三、九三、〇三三
計	八四、二九一	二、〇九、〇三三

△特別會計

新潟煙草	—	二、三、三
新潟鉄道管理	—	三七、二〇
計	—	三〇、三三

十九年度
市町村豫算

十九年度の縣下市町村豫算は合計二千七百四十七万四千七百五十二圓（前年比八分減）内譯は市町村六百六十二万六千七百七十三圓、町村關係二千八十四万七千九百七十九円である、八分減の理由は國民學校費國庫負擔の廃止ことにより、特別會計としては他に繰越繰出關係の計上を見たのみで、生産增強とこれに伴ふ諸施設の決戦的續成ぶりである、十五年度を百パーセントとして豫算の增減を見ると

十六年度九八、十七年度二〇
十八年度一四五、十九年度一
一四

配付税分與額

決戦財政制度の刷新に極ふ本縣の十九年度配付税分與額は縣分二千四百五十万一千五百五十四円（十八年度一千一百九万二千円）市町村分七百八十九万六千三百六十四円（十八年度六百七十三万二千七百六十四円）と決定の旨五月十日本省から通知された、縣の增加分は大体市町村立青年學校教員の俸給、旅費手當等の關對與に振向けられるので實際には財政に餘裕を生ずない、また市町村附加税の增税の廃徴に伴ふ市町村附加税の增加見込額三百二十九万三千三百十八円及び前年度繰越費の一部縣費務費に伴ふ餘裕金百八万七千四百八十七円と縣分合計更に第一 各市町村の税負擔の均衡を調ること

第二 本來ならば市町村が税金を徴收して仕事すべきものの賦附金制度の廃止

第三 法定外の獨立税、例へば給仕、女中税の廃止

第四 この不均衡是正により市町村をして基本財産を造成させ將來の培養力を涵成する等を勧奨して町村に配分する、なほ各郡市分配額は次の通り、南佐渡郡中央外丸、峯ケ崎、秋成、中頸名香山、西頸西浦の七ケ村はその財政的見地から不分配村に決定した

新潟	三、〇四〇円	最高	二、八〇〇円		
高田	一〇、〇六六	三條	三、六六六		
柏崎	七、〇四〇	北蒲	八、〇三〇		
中魚	四、六三一	西蒲	三〇、三九六		
南蒲	四、〇八四	東蒲	一〇、一六八		
三島	三、〇四一	古志	四〇、四四一		
北魚	三〇、三四	南魚	一四、〇八八		
中魚	三、四四、六六	刈羽	四、四〇、三三		
東頸	三三、三三	中頸	六六、〇三四		
西頸	三、六、三六	岩船	三六、〇九九		
佐渡	四四、八三	計	四、八六、三四四		

租税大增徴

政府は戦局の激化するに伴ひ急激に增加する財政需要に應ずるため十二月二十一日（十八年）の閣議で直接税を中心とし間接税にも及ぶ劃期的大增税案要綱を決定、同要綱に基く直接税關係增税案を一月十三日、次いで間接税關係增税案を同十七日發表した、直接税關係に於ては所得税、法人税、特別法人税、營業税、臨時利得税、配當利子特別税、地租、家屋税、一相續税、通行税、登録税の十一直接税の改正及び臨時租税措置法など十七項目の改正であり、間接税關係の改正は酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別行爲税、廣告税、骨牌税、印紙税等十二税に關する税率引上げ及び間接税犯則處罰法、輝太に於ける租税に關する件の改正に關するものを含んでゐる、而してその增税方針は專ら税收額の增税を狙つて從來の租税体系の下に税率の大幅引上げを以て主眼とし、新税の創設を行はなかつたが、直接税關係の改正に於ては目すべきものは左の諸點である

一、退職所得の免税點引下げ、配當利得の控除撤廃、税率、公社債銀行預金利子に對する総所得計算の控除引下等課税範圍の擴充

一、特別法人の清算剰餘金、清算分配金に對する新課税並に國債利子の控除撤廃

一、少額預貯金に對する非課税撤廃

一、肉體事業所得の創設による勞務者の報酬、原稿料、講演料の源泉徴收

一、山林所得に對する分離課税合算課税の統合

一、年の中途に内地に轉入した者に對する見積り通行税

一、通行税の比例税制の採用

一、課税の適正化を圖るため不正逋脱犯につき新に体刑を採用して罰則を強化

一、徴收補助團体の利用徹底

一、納税總紙貼用制度の創始

等の新施策を盛つてゐるが、間接税が國民各階層の平等負擔となる特徴に鑑み、國民生活上の必需物資については或は税率を据置き或は增税率の緩和を圖るなど減税力に關する眞摯の公平に留意してゐる、而して最高税率酒税、遊興飲食税の三十割をはじめ各高率税は多人の所得、消費の機會に捕捉して國庫税收の增大を狙ふ一面乘止課税の性質を濃化するに至つてゐる、右の增税により初年度に於て直接税十三億八千五百万円、間接税七億九千二百万円、その他一億九百万円、計二十二億八千六百万円、平年度に於て直接税十六億九百万圓、間接税八億四千九百万円、その他一億二千七百万圓、計二十五億七千五百万圓といふ巨額が國庫を潤す見込みである

大增税實施

所得税法外二十九法律中改正法律のうち物品、遊興飲食、入場、特別行爲の四税關係は購買力抑制防止及び消費抑制の見地から二月十五日公布、同十六日から實施されたがその他のものも三月三十一日公布、四月一日から實施された增税實施について明確にされた事項は次の通り

所得税　徴收の約束を明するため源泉課税制度を擴充し

一、從來常時十人以上を使用してゐたものはその使用人の用途勧勞所得について源泉徴收をしてゐたが、右十人の限度を三人に引下げた

二、自由勞務者等について創設された肉體事業所得の源泉徴收の範圍は

〔甲〕1法人が勞務者を使用する場合當か一人でもその報酬又は料金は肉體事業所得として源泉課税される、2常時三人以上を使用するものが一人でも自由勞務者を使用する場合その報酬は使用人と同じく源泉的に徴收される、3勞務供給業者、作業請負業者、常時五人以上自由勞務者を使用するものはその勞務者の報酬について源泉徴收される

右の報酬又は料金の中には筆工、速記士、外交員、集金人等の受けるものも含まれてゐる

〔乙〕原稿、插畫、作曲及び音盤吹込の料金、放送講演、著作權使用料、講演料並にこれらの性質を有する報酬料金は源泉徴收される

三、肉體事業所得の控除額は一日金に於ては一日三円の割合により稼働日數に應じて算出された金額、2外交員集金人は報酬料金の三割、3原稿料金等は二割

法人税（法人營業税、法人臨時利得税、特別法人税）一、右各税法關係の各種申告申請の期限は十四日以内（又は二十日以内）となつてゐたのをすべて一箇月とした

二、特別法人の剰餘金計算上國庫補助金收入を益金に算入しない場合の手續を簡易化した右金額を資産に計上した場合特別法人税の課税について資産として計算しなかつたものと看做される

相續税　相續税についての家族扶養控除及び登録税の控除は當事者の申請ある場合に限られてゐたのを税務署長が特別の事情ありと認めるときは申請がなくとも控除をなし得ることとした

織物消費税　課税範圍が擴張され、非課税織物は作業衣軍用等に充用されてゐる1公定量百分中五十以上の綿とスフの混紡糸からなる織物、2同じく百分中五十以上の綿とスフとの混紡糸と綿糸とからなる織物の二つとなつた

廣告税　税率の引上げと共に免税範圍が擴張され重要産業團体令金融統制團体令による各統制會、翼賛壮年團、大日本婦人會、大日本青少年團、産業報國會及び勞務報國會の公共的性質の廣告は非課税となつた

臨時租税措置關係　一、大幅大臣の指定する國庫補助收入を益金收入金額に算入しない場合の手續を簡易化する、右金額を資産として計算した場合には法人に對する法人税、營業税、臨時利得税の課税上資金として計算しなかつたものと看做される

二、時局産業の固定資産の特別償却について手續を簡易化する

三、新に租税減免範圍を左の如く擴張する、1防空のための分散疎開、2軍事及公共の施設に充てられるための譲渡、3自作農創設維持事業のための譲渡、4企業整備資金措置法や臨時資金調整法に基き特殊決算によつた譲渡、5徴用

四、特別償却報酬金中會社が留保した金額の五割相當額は所得税法、法人税法の所得、營業税法の總益及び臨時利得税法の利益の計算上益金收入金額に算入されない

經濟

大藏省調査概況

（自昭和十八年至十九年十月）

（自本紙十月廿六日號至廿七日）

郡市別貸付金調

一九年三月末現在

【郡市別貸付金調査】

郡市別	口座数	金額
北蒲原	二、六六〇	四、〇〇〇、〇〇〇
中蒲原	二、三九〇	四、〇〇〇、〇〇〇
西蒲原	二、三六〇	四、〇〇〇、〇〇〇
南蒲原	一、四〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
三島	八〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
古志	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北魚沼	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
中魚沼	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南魚沼	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
刈羽	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
中頸城	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
東頸城	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
西頸城	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
中蒲原	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
東蒲原	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
岩船	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
新潟	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
佐渡	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

第三縣下銀行統合

新潟縣下の第三次銀行統合は今年四月、新潟信用金庫、新潟商業銀行、新潟第三銀行の合併は新潟、長岡、柏崎、三条、村上、高田、新発田、両津、小千谷、十日町、糸魚川、長岡、新潟、佐渡、新発田、柏崎、村上、高田、糸魚川、両津、小千谷、十日町、三条、中頸城、東頸城、西頸城、岩船、佐渡、新潟、長岡、柏崎、三条、村上、高田、糸魚川、両津、小千谷、十日町

本縣目標 七億八千萬圓に

右貯蓄目標額改訂に伴ふ本縣の目標引上げ額は九月二十五日の金輝に於ける地區別協議會に於て一億四千万円と決定、十九年度目標は二割一分強引上げの七億八千万円と更新された、從つて縣下一百當り平均貯蓄目標も三百五十円を增加、一千九百五十円といふ容易ならぬ數字となつた、十四年度以降の縣民貯蓄實績は

年度	目標額 百万円	實績 百万円	パーセント	完遂率順位
14	一〇〇	一八九	九五	三四
15	一二〇	二二〇	一〇〇	二三
16	一七六	一五九	九四	二〇
17	三五〇	三六〇	一〇三	二八
18	四一〇	五三五	一三〇	二九

十九年度本縣

郵貯等貯蓄目標

局名	郵便貯金 千円	簡易保險 円	郵便年金 千円
新潟	一、八〇〇	四〇〇〇	一、一〇〇
長岡	九〇〇	一、七〇〇	八〇〇
柏崎	三〇〇	八〇〇	三五〇
高田	三、四〇〇	二、〇〇〇	三五〇
三條	一、一〇〇	二、四〇〇	四〇〇
新發田	三、三〇〇	九、〇〇〇	三六〇
直江津	三、一〇〇	八、〇〇〇	三六〇
両津	一、一〇〇	三、〇〇〇	三五〇
計	三、三〇〇	二、三〇〇	三、五三〇

◇國民貯蓄增加に伴ふ

新潟營內過加目標額

△新潟三千九百万円三割增、中年金二百万円△長野五千万円四割二分增、中年金四百万圓三割四分增、中條保二百五万圓△石川二千一百万圓三割增、ナシ△福井二千一百万圓三割八分增、中年金百萬圓△合計一億五千四百五十五萬圓、中條保二百五萬圓、年金八百四十萬圓

縣商工經濟會

十九年度豫算

十八年十月發足した縣商工經濟會は日勢會頭の病氣引籠り、副會頭の更迭などでその性格、方向を徹底せしめるやうな事業に手がつかずにゐたが、三月に至り初の本豫算たる十九年度豫算として四十九万七千七百三十万圓を計上、北陸地方行政協議會、軍需監理部、縣などと一体の下に戰力增强、決戰經濟の地方推進機關として政府の施策に協力すると共に獨自の施設による改善向上指導、基礎資料の調査研究の充實への反映による積極的事業計畫の實現へ着々と動き出した

商工組合中央會

縣支部創立

縣下に於ける商工組合實務指導機關として商工組合中央會縣支部は三月二十七日創立、既設商工両中央會縣支部職員をそのまゝ繼承して四月一日發足したが十九年度事業は商工營業組合の設立、運營、經理その他の指導、斡旋と組合相互の連絡に重點を置き右に伴ふ調査研究、時局對策、企業整備等の積極的推進

北陸商工經濟會

創立

行政協議會と連絡、地區內の產業經濟の改善向上、調査研究、地方の商工經濟會との協調など官民の中繼機關として一月二十一日新潟市に北陸地方商工經濟協議會に創立會員には日勢貞作氏が推された

新潟交通創立

新潟電鐵と新潟合同自動車を統合下越陸上交通の基幹とする新潟交通株式會社（資本金三百七十万円）の設立は十二月十日運輸省から認可あり、同月二十七日の創立總會に於て初代社長に中野四郎太氏を選任、三十一日本社を舊合同自動車に置いて發足した、新潟電鐵は昭和四年創立資本金三百十万円、合同自動車は昭和七年創立資本金百六十万円であつた

縣地木社發足

農商省では四月二十二日木材統制法施行令を一部改正公布即日實施すると共に同日付で二十縣に對して地方木材會社設立命令を發したが、本縣でもこの命令に接し五月九日これが設立委員十三名を任命同月二十九日の設立發會に於て定款及び役員を決定、これによつて縣木社及び縣製材組は地木社に包括されて一本となり、半官半民の國家的性格を帶びて決戰林產の擴充へ新たな發足をした

織物元配給會社設立

縣下の織物問屋は企業整備により六ケ所の產地元會社に統合されてゐたところ農商省の指示により更に統合して資本金百万円（全額拂込）の新潟縣織物元配給會社を設立、六月七日發足した、社長西脇雋二郎、專務田中岩藏、常務今井新吾、城山五郎の両氏で本社を昌町に置き、昌町、十日町、柳尾、加茂、五泉、鎌田の六ケ所に荷扱所を置き、日本織物統制會社の業務代行人として全國に縣織物全製の元配給を行ふものである

日本電話設備北陸支店

日本電話設備株式會社では四月一日新潟市古六に北陸支店を設置、支店長に樋井榮二郎氏を任命した

機關別貯蓄目標

本縣十九年度の貯蓄目標機關別當次の通り（單位万円）

		前年比
銀行預金	一八九〇〇	增九率
金錢信託	九〇〇	一七%
無盡會社	一八〇〇	三五〇
信用組合	二三七〇〇	八九
郵便貯金	一四〇〇〇	八〇
簡易保險	一九二六	二〇
郵便年金	七二六	四八
生命保險	四四〇〇	四
國債債券	五四〇〇	二五
有價證券	二二四八	二三
商工組合	—	—
計	六四〇〇〇	二〇〇〇

行政政治

政治

東條內閣改造

政府は十八年十月八日軍需省、運輸通信省、農商省の新設及び中央行政機關の刷新について發表すると共に同日右に伴ふ內閣改造を行つた、即ち東條首相が商相を兼任、大臣に岸國務相を兼任せしめて軍需省移行への準備を整へ寺島運相に代つて八田鐵相がこれを兼任、鈴木國務相は閣員の選を明うして國務寺島前運相と共に貴族院議員に勅選せられた

◇

新設三省の初代大臣親任式は十一月一日行はれ、同次官も同時に發令された、農商大臣には山崎達之輔（次官石黑武重）運通大臣に八田嘉明（次官飯田精太郎）軍需大臣には東條首相兼任（次官岸信介）

◇

內閣は政治力を結集して戰力增强に邁進すべく新任前大臣を一名增員して四人とし十一月十七日內閣顧問機關員兼次官郎氏を任命したが、右に關聯して內閣顧問をも二名增員して十名とし同日鈴木貞一、鮎川義介、五島慶太の三氏がこれに任ぜられた

◇

十九年二月十九日總相に元帥相石渡莊太郎、農商相に宮城縣知事內田信也、運通相に內閣顧問五島慶太の三氏起用

◇

七月十七日東部軍司令官野村直邦大將を海相に親任、島田海相は軍令部總長に專任せしめて閣僚軍司令官總理東治郎大將の專任參謀總長兼總相と相俟ち軍令輔弼者と軍政輔弼者とを分離、陸海軍最高指導部の體制の刷新を眞現した

東條內閣總辭職

東條內閣は昭和十六年十月十八日近衛第三次內閣の後を承け多難なる日米交渉を經て大東亞戰爭に突入、大本營との緊密な連繫の下に粗野不敵の態勢確立に全力を傾注し來つたが、物量を誇る敵米の反攻愈々熾烈化した決戰期に際會し人心を新にして戰國一体となつて戰爭完遂に邁進するため野村海相の親任を始め內閣強化を企圖したが遂にその目的を達し得ず七月十八日總辭職を決行、成立以來二年九箇月にして重大時局柔初を後繼內閣に託した

小磯米內聯立內閣成立

東條內閣總辭職に伴ふ組閣の大命は朝鮮總督小磯國昭大將並に米內光政海軍大將に降下、七月二十二日左の如く各閣僚の親任式を行ひ前列なる戰局下國政指導の重責を擔ることになつた

朝鮮總督陸軍大將正三位勳一等功一級	小磯國昭
內閣總理大臣	米內光政
東京都長官正四位勳二等	大達茂雄
內務大臣	同
正三位勳二等	石渡莊太郎
大藏大臣	同
元帥陸軍大將從一位勳一等功一級	杉山元
陸軍大臣	同
海軍大將從二位勳一等功一級	米內光政
海軍大臣	同
檢事正四位勳二等	松阪廣政
司法大臣	同
陸軍中將正三位勳一等功三級	二宮治重
支部大臣	同
正三位勳一等	廣瀨久忠
厚生大臣	同
外務大臣正三位勳一等	東鄕茂徳
大東亞大臣	同
正三位勳二等	島田俊雄
農商大臣	同
國務大臣從三位勳二等	藤原銀次郎
軍需大臣	同
正三位勳一等	前田米藏
運輸通信大臣	同
正三位勳一等	町田忠治
從一位勳一等伯爵	兒玉秀雄
總力戰研究所長官	同
正三位勳一等	竹內良一
內閣書記官長	同
內閣顧問	同
內閣顧問	五島慶太

（各省）

情報局總裁には前日新聞社長であつた緒方國務相、法制局長官に三浦一雄、內閣書記官長に朝鮮總督府政務總監中村武雄氏を採用

第八十三臨時議會

戰烈なる決戰段階に即應し國內體勢强化の方途を確立すべく會期三日間を以て召集せられた第八十三臨時議會は十月廿五日（十八年）召集せられ政府提出法律案十四件及び追加豫算案三件を全部通過成立せしめ、最終日の二十八日衆議院に於ては大東亞民族總機起決議案を滿場一致拍手のうちに可決、敵擊滅の誓ひを新にして必勝議會の幕を閉じた、首相の新中國の獨立支援と印度解放に向つて全力を傾注せんとの堂々たる宣言及び東郷外相が彼我戰爭目的の根本的相違を剝すところなく明白し帝國政府はあくまでも互惠平等の新秩序を創建せんとするものである點を闡明した事は大東亞戰爭の價値を發揮したものである

第八十四議會

第八十四議會は十二月二十四日成立、一月二十四日再開以來政府提出の五百八件に上る決戰諸重要法及び法律案三十三件等に對し議會の

十八時議會

今朝、米穀法案の第八十五議會は午後一時から第十八時議會を開き、今議會は本年度の最後の議會であるから、議會は十二月十日、議會は十四日、議會は十五日、議會は十六日、議會は十七日、議會は十八日、議會は十九日、議會は二十日、議會は二十一日、議會は二十二日、議會は二十三日、議會は二十四日、議會は二十五日、議會は二十六日、議會は二十七日、議會は二十八日、議會は二十九日、議會は三十日、議會は三十一日、議會は三十二日、議會は三十三日、議會は三十四日、議會は三十五日、議會は三十六日、議會は三十七日、議會は三十八日、議會は三十九日、議會は四十日、議會は四十一日、議會は四十二日、議會は四十三日、議會は四十四日、議會は四十五日、議會は四十六日、議會は四十七日、議會は四十八日、議會は四十九日、議會は五十日、議會は五十一日、議會は五十二日、議會は五十三日、議會は五十四日、議會は五十五日、議會は五十六日、議會は五十七日、議會は五十八日、議會は五十九日、議會は六十日、議會は六十一日、議會は六十二日、議會は六十三日、議會は六十四日、議會は六十五日、議會は六十六日、議會は六十七日、議會は六十八日、議會は六十九日、議會は七十日、議會は七十一日、議會は七十二日、議會は七十三日、議會は七十四日、議會は七十五日、議會は七十六日、議會は七十七日、議會は七十八日、議會は七十九日、議會は八十日、議會は八十一日、議會は八十二日、議會は八十三日、議會は八十四日、議會は八十五日、議會は八十六日、議會は八十七日、議會は八十八日、議會は八十九日、議會は九十日、議會は九十一日、議會は九十二日、議會は九十三日、議會は九十四日、議會は九十五日、議會は九十六日、議會は九十七日、議會は九十八日、議會は九十九日、議會は百日、議會は百一日、議會は百二日、議會は百三日、議會は百四日、議會は百五日、議會は百六日、議會は百七日、議會は百八日、議會は百九日、議會は百十日、議會は百十一日、議會は百十二日、議會は百十三日、議會は百十四日、議會は百十五日、議會は百十六日、議會は百十七日、議會は百十八日、議會は百十九日、議會は百二十日、議會は百二十一日、議會は百二十二日、議會は百二十三日、議會は百二十四日、議會は百二十五日、議會は百二十六日、議會は百二十七日、議會は百二十八日、議會は百二十九日、議會は百三十日、議會は百三十一日、議會は百三十二日、議會は百三十三日、議會は百三十四日、議會は百三十五日、議會は百三十六日、議會は百三十七日、議會は百三十八日、議會は百三十九日、議會は百四十日、議會は百四十一日、議會は百四十二日、議會は百四十三日、議會は百四十四日、議會は百四十五日、議會は百四十六日、議會は百四十七日、議會は百四十八日、議會は百四十九日、議會は百五十日、議會は百五十一日、議會は百五十二日、議會は百五十三日、議會は百五十四日、議會は百五十五日、議會は百五十六日、議會は百五十七日、議會は百五十八日、議會は百五十九日、議會は百六十日、議會は百六十一日、議會は百六十二日、議會は百六十三日、議會は百六十四日、議會は百六十五日、議會は百六十六日、議會は百六十七日、議會は百六十八日、議會は百六十九日、議會は百七十日、議會は百七十一日、議會は百七十二日、議會は百七十三日、議會は百七十四日、議會は百七十五日、議會は百七十六日、議會は百七十七日、議會は百七十八日、議會は百七十九日、議會は百八十日、議會は百八十一日、議會は百八十二日、議會は百八十三日、議會は百八十四日、議會は百八十五日、議會は百八十六日、議會は百八十七日、議會は百八十八日、議會は百八十九日、議會は百九十日、議會は百九十一日、議會は百九十二日、議會は百九十三日、議會は百九十四日、議會は百九十五日、議會は百九十六日、議會は百九十七日、議會は百九十八日、議會は百九十九日、議會は二百日、議會は二百一日、議會は二百二日、議會は二百三日、議會は二百四日、議會は二百五日、議會は二百六日、議會は二百七日、議會は二百八日、議會は二百九日、議會は二百十日、議會は二百十一日、議會は二百十二日、議會は二百十三日、議會は二百十四日、議會は二百十五日、議會は二百十六日、議會は二百十七日、議會は二百十八日、議會は二百十九日、議會は二百二十日、議會は二百二十一日、議會は二百二十二日、議會は二百二十三日、議會は二百二十四日、議會は二百二十五日、議會は二百二十六日、議會は二百二十七日、議會は二百二十八日、議會は二百二十九日、議會は二百三十日、議會は二百三十一日、議會は二百三十二日、議會は二百三十三日、議會は二百三十四日、議會は二百三十五日、議會は二百三十六日、議會は二百三十七日、議會は二百三十八日、議會は二百三十九日、議會は二百四十日、議會は二百四十一日、議會は二百四十二日、議會は二百四十三日、議會は二百四十四日、議會は二百四十五日、議會は二百四十六日、議會は二百四十七日、議會は二百四十八日、議會は二百四十九日、議會は二百五十日、議會は二百五十一日、議會は二百五十二日、議會は二百五十三日、議會は二百五十四日、議會は二百五十五日、議會は二百五十六日、議會は二百五十七日、議會は二百五十八日、議會は二百五十九日、議會は二百六十日、議會は二百六十一日、議會は二百六十二日、議會は二百六十三日、議會は二百六十四日、議會は二百六十五日、議會は二百六十六日、議會は二百六十七日、議會は二百六十八日、議會は二百六十九日、議會は二百七十日、議會は二百七十一日、議會は二百七十二日、議會は二百七十三日、議會は二百七十四日、議會は二百七十五日、議會は二百七十六日、議會は二百七十七日、議會は二百七十八日、議會は二百七十九日、議會は二百八十日、議會は二百八十一日、議會は二百八十二日、議會は二百八十三日、議會は二百八十四日、議會は二百八十五日、議會は二百八十六日、議會は二百八十七日、議會は二百八十八日、議會は二百八十九日、議會は二百九十日、議會は二百九十一日、議會は二百九十二日、議會は二百九十三日、議會は二百九十四日、議會は二百九十五日、議會は二百九十六日、議會は二百九十七日、議會は二百九十八日、議會は二百九十九日、議會は三百日、議會は三百一日、議會は三百二日、議會は三百三日、議會は三百四日、議會は三百五日、議會は三百六日、議會は三百七日、議會は三百八日、議會は三百九日、議會は三百十日、議會は三百十一日、議會は三百十二日、議會は三百十三日、議會は三百十四日、議會は三百十五日、議會は三百十六日、議會は三百十七日、議會は三百十八日、議會は三百十九日、議會は三百二十日、議會は三百二十一日、議會は三百二十二日、議會は三百二十三日、議會は三百二十四日、議會は三百二十五日、議會は三百二十六日、議會は三百二十七日、議會は三百二十八日、議會は三百二十九日、議會は三百三十日、議會は三百三十一日、議會は三百三十二日、議會は三百三十三日、議會は三百三十四日、議會は三百三十五日、議會は三百三十六日、議會は三百三十七日、議會は三百三十八日、議會は三百三十九日、議會は三百四十日、議會は三百四十一日、議會は三百四十二日、議會は三百四十三日、議會は三百四十四日、議會は三百四十五日、議會は三百四十六日、議會は三百四十七日、議會は三百四十八日、議會は三百四十九日、議會は三百五十日、議會は三百五十一日、議會は三百五十二日、議會は三百五十三日、議會は三百五十四日、議會は三百五十五日、議會は三百五十六日、議會は三百五十七日、議會は三百五十八日、議會は三百五十九日、議會は三百六十日、議會は三百六十一日、議會は三百六十二日、議會は三百六十三日、議會は三百六十四日、議會は三百六十五日、議會は三百六十六日、議會は三百六十七日、議會は三百六十八日、議會は三百六十九日、議會は三百七十日、議會は三百七十一日、議會は三百七十二日、議會は三百七十三日、議會は三百七十四日、議會は三百七十五日、議會は三百七十六日、議會は三百七十七日、議會は三百七十八日、議會は三百七十九日、議會は三百八十日、議會は三百八十一日、議會は三百八十二日、議會は三百八十三日、議會は三百八十四日、議會は三百八十五日、議會は三百八十六日、議會は三百八十七日、議會は三百八十八日、議會は三百八十九日、議會は三百九十日、議會は三百九十一日、議會は三百九十二日、議會は三百九十三日、議會は三百九十四日、議會は三百九十五日、議會は三百九十六日、議會は三百九十七日、議會は三百九十八日、議會は三百九十九日、議會は四百日、議會は四百一日、議會は四百二日、議會は四百三日、議會は四百四日、議會は四百五日、議會は四百六日、議會は四百七日、議會は四百八日、議會は四百九日、議會は四百十日、議會は四百十一日、議會は四百十二日、議會は四百十三日、議會は四百十四日、議會は四百十五日、議會は四百十六日、議會は四百十七日、議會は四百十八日、議會は四百十九日、議會は四百二十日、議會は四百二十一日、議會は四百二十二日、議會は四百二十三日、議會は四百二十四日、議會は四百二十五日、議會は四百二十六日、議會は四百二十七日、議會は四百二十八日、議會は四百二十九日、議會は四百三十日、議會は四百三十一日、議會は四百三十二日、議會は四百三十三日、議會は四百三十四日、議會は四百三十五日、議會は四百三十六日、議會は四百三十七日、議會は四百三十八日、議會は四百三十九日、議會は四百四十日、議會は四百四十一日、議會は四百四十二日、議會は四百四十三日、議會は四百四十四日、議會は四百四十五日、議會は四百四十六日、議會は四百四十七日、議會は四百四十八日、議會は四百四十九日、議會は四百五十日、議會は四百五十一日、議會は四百五十二日、議會は四百五十三日、議會は四百五十四日、議會は四百五十五日、議會は四百五十六日、議會は四百五十七日、議會は四百五十八日、議會は四百五十九日、議會は四百六十日、議會は四百六十一日、議會は四百六十二日、議會は四百六十三日、議會は四百六十四日、議會は四百六十五日、議會は四百六十六日、議會は四百六十七日、議會は四百六十八日、議會は四百六十九日、議會は四百七十日、議會は四百七十一日、議會は四百七十二日、議會は四百七十三日、議會は四百七十四日、議會は四百七十五日、議會は四百七十六日、議會は四百七十七日、議會は四百七十八日、議會は四百七十九日、議會は四百八十日、議會は四百八十一日、議會は四百八十二日、議會は四百八十三日、議會は四百八十四日、議會は四百八十五日、議會は四百八十六日、議會は四百八十七日、議會は四百八十八日、議會は四百八十九日、議會は四百九十日、議會は四百九十一日、議會は四百九十二日、議會は四百九十三日、議會は四百九十四日、議會は四百九十五日、議會は四百九十六日、議會は四百九十七日、議會は四百九十八日、議會は四百九十九日、議會は五百日、議會は五百一日、議會は五百二日、議會は五百三日、議會は五百四日、議會は五百五日、議會は五百六日、議會は五百七日、議會は五百八日、議會は五百九日、議會は五百十日、議會は五百十一日、議會は五百十二日、議會は五百十三日、議會は五百十四日、議會は五百十五日、議會は五百十六日、議會は五百十七日、議會は五百十八日、議會は五百十九日、議會は五百二十日、議會は五百二十一日、議會は五百二十二日、議會は五百二十三日、議會は五百二十四日、議會は五百二十五日、議會は五百二十六日、議會は五百二十七日、議會は五百二十八日、議會は五百二十九日、議會は五百三十日、議會は五百三十一日、議會は五百三十二日、議會は五百三十三日、議會は五百三十四日、議會は五百三十五日、議會は五百三十六日、議會は五百三十七日、議會は五百三十八日、議會は五百三十九日、議會は五百四十日、議會は五百四十一日、議會は五百四十二日、議會は五百四十三日、議會は五百四十四日、議會は五百四十五日、議會は五百四十六日、議會は五百四十七日、議會は五百四十八日、議會は五百四十九日、議會は五百五十日、議會は五百五十一日、議會は五百五十二日、議會は五百五十三日、議會は五百五十四日、議會は五百五十五日、議會は五百五十六日、議會は五百五十七日、議會は五百五十八日、議會は五百五十九日、議會は五百六十日、議會は五百六十一日、議會は五百六十二日、議會は五百六十三日、議會は五百六十四日、議會は五百六十五日、議會は五百六十六日、議會は五百六十七日、議會は五百六十八日、議會は五百六十九日、議會は五百七十日、議會は五百七十一日、議會は五百七十二日、議會は五百七十三日、議會は五百七十四日、議會は五百七十五日、議會は五百七十六日、議會は五百七十七日、議會は五百七十八日、議會は五百七十九日、議會は五百八十日、議會は五百八十一日、議會は五百八十二日、議會は五百八十三日、議會は五百八十四日、議會は五百八十五日、議會は五百八十六日、議會は五百八十七日、議會は五百八十八日、議會は五百八十九日、議會は五百九十日、議會は五百九十一日、議會は五百九十二日、議會は五百九十三日、議會は五百九十四日、議會は五百九十五日、議會は五百九十六日、議會は五百九十七日、議會は五百九十八日、議會は五百九十九日、議會は六百日、議會は六百一日、議會は六百二日、議會は六百三日、議會は六百四日、議會は六百五日、議會は六百六日、議會は六百七日、議會は六百八日、議會は六百九日、議會は六百十日、議會は六百十一日、議會は六百十二日、議會は六百十三日、議會は六百十四日、議會は六百十五日、議會は六百十六日、議會は六百十七日、議會は六百十八日、議會は六百十九日、議會は六百二十日、議會は六百二十一日、議會は六百二十二日、議會は六百二十三日、議會は六百二十四日、議會は六百二十五日、議會は六百二十六日、議會は六百二十七日、議會は六百二十八日、議會は六百二十九日、議會は六百三十日、議會は六百三十一日、議會は六百三十二日、議會は六百三十三日、議會は六百三十四日、議會は六百三十五日、議會は六百三十六日、議會は六百三十七日、議會は六百三十八日、議會は六百三十九日、議會は六百四十日、議會は六百四十一日、議會は六百四十二日、議會は六百四十三日、議會は六百四十四日、議會は六百四十五日、議會は六百四十六日、議會は六百四十七日、議會は六百四十八日、議會は六百四十九日、議會は六百五十日、議會は六百五十一日、議會は六百五十二日、議會は六百五十三日、議會は六百五十四日、議會は六百五十五日、議會は六百五十六日、議會は六百五十七日、議會は六百五十八日、議會は六百五十九日、議會は六百六十日、議會は六百六十一日、議會は六百六十二日、議會は六百六十三日、議會は六百六十四日、議會は六百六十五日、議會は六百六十六日、議會は六百六十七日、議會は六百六十八日、議會は六百六十九日、議會は六百七十日、議會は六百七十一日、議會は六百七十二日、議會は六百七十三日、議會は六百七十四日、議會は六百七十五日、議會は六百七十六日、議會は六百七十七日、議會は六百七十八日、議會は六百七十九日、議會は六百八十日、議會は六百八十一日、議會は六百八十二日、議會は六百八十三日、議會は六百八十四日、議會は六百八十五日、議會は六百八十六日、議會は六百八十七日、議會は六百八十八日、議會は六百八十九日、議會は六百九十日、議會は六百九十一日、議會は六百九十二日、議會は六百九十三日、議會は六百九十四日、議會は六百九十五日、議會は六百九十六日、議會は六百九十七日、議會は六百九十八日、議會は六百九十九日、議會は七百日、議會は七百一日、議會は七百二日、議會は七百三日、議會は七百四日、議會は七百五日、議會は七百六日、議會は七百七日、議會は七百八日、議會は七百九日、議會は七百十日、議會は七百十一日、議會は七百十二日、議會は七百十三日、議會は七百十四日、議會は七百十五日、議會は七百十六日、議會は七百十七日、議會は七百十八日、議會は七百十九日、議會は七百二十日、議會は七百二十一日、議會は七百二十二日、議會は七百二十三日、議會は七百二十四日、議會は七百二十五日、議會は七百二十六日、議會は七百二十七日、議會は七百二十八日、議會は七百二十九日、議會は七百三十日、議會は七百三十一日、議會は七百三十二日、議會は七百三十三日、議會は七百三十四日、議會は七百三十五日、議會は七百三十六日、議會は七百三十七日、議會は七百三十八日、議會は七百三十九日、議會は七百四十日、議會は七百四十一日、議會は七百四十二日、議會は七百四十三日、議會は七百四十四日、議會は七百四十五日、議會は七百四十六日、議會は七百四十七日、議會は七百四十八日、議會は七百四十九日、議會は七百五十日、議會は七百五十一日、議會は七百五十二日、議會は七百五十三日、議會は七百五十四日、議會は七百五十五日、議會は七百五十六日、議會は七百五十七日、議會は七百五十八日、議會は七百五十九日、議會は七百六十日、議會は七百六十一日、議會は七百六十二日、議會は七百六十三日、議會は七百六十四日、議會は七百六十五日、議會は七百六十六日、議會は七百六十七日、議會は七百六十八日、議會は七百六十九日、議會は七百七十日、議會は七百七十一日、議會は七百七十二日、議會は七百七十三日、議會は七百七十四日、議會は七百七十五日、議會は七百七十六日、議會は七百七十七日、議會は七百七十八日、議會は七百七十九日、議會は七百八十日、議會は七百八十一日、議會は七百八十二日、議會は七百八十三日、議會は七百八十四日、議會は七百八十五日、議會は七百八十六日、議會は七百八十七日、議會は七百八十八日、議會は七百八十九日、議會は七百九十日、議會は七百九十一日、議會は七百九十二日、議會は七百九十三日、議會は七百九十四日、議會は七百九十五日、議會は七百九十六日、議會は七百九十七日、議會は七百九十八日、議會は七百九十九日、議會は八百日、議會は八百一日、議會は八百二日、議會は八百三日、議會は八百四日、議會は八百五日、議會は八百六日、議會は八百七日、議會は八百八日、議會は八百九日、議會は八百十日、議會は八百十一日、議會は八百十二日、議會は八百十三日、議會は八百十四日、議會は八百十五日、議會は八百十六日、議會は八百十七日、議會は八百十八日、議會は八百十九日、議會は八百二十日、議會は八百二十一日、議會は八百二十二日、議會は八百二十三日、議會は八百二十四日、議會は八百二十五日、議會は八百二十六日、議會は八百二十七日、議會は八百二十八日、議會は八百二十九日、議會は八百三十日、議會は八百三十一日、議會は八百三十二日、議會は八百三十三日、議會は八百三十四日、議會は八百三十五日、議會は八百三十六日、議會は八百三十七日、議會は八百三十八日、議會は八百三十九日、議會は八百四十日、議會は八百四十一日、議會は八百四十二日、議會は八百四十三日、議會は八百四十四日、議會は八百四十五日、議會は八百四十六日、議會は八百四十七日、議會は八百四十八日、議會は八百四十九日、議會は八百五十日、議會は八百五十一日、議會は八百五十二日、議會は八百五十三日、議會は八百五十四日、議會は八百五十五日、議會は八百五十六日、議會は八百五十七日、議會は八百五十八日、議會は八百五十九日、議會は八百六十日、議會は八百六十一日、議會は八百六十二日、議會は八百六十三日、議會は八百六十四日、議會は八百六十五日、議會は八百六十六日、議會は八百六十七日、議會は八百六十八日、議會は八百六十九日、議會は八百七十日、議會は八百七十一日、議會は八百七十二日、議會は八百七十三日、議會は八百七十四日、議會は八百七十五日、議會は八百七十六日、議會は八百七十七日、議會は八百七十八日、議會は八百七十九日、議會は八百八十日、議會は八百八十一日、議會は八百八十二日、議會は八百八十三日、議會は八百八十四日、議會は八百八十五日、議會は八百八十六日、議會は八百八十七日、議會は八百八十八日、議會は八百八十九日、議會は八百九十日、議會は八百九十一日、議會は八百九十二日、議會は八百九十三日、議會は八百九十四日、議會は八百九十五日、議會は八百九十六日、議會は八百九十七日、議會は八百九十八日、議會は八百九十九日、議會は九百日、議會は九百一日、議會は九百二日、議會は九百三日、議會は九百四日、議會は九百五日、議會は九百六日、議會は九百七日、議會は九百八日、議會は九百九日、議會は九百十日、議會は九百十一日、議會は九百十二日、議會は九百十三日、議會は九百十四日、議會は九百十五日、議會は九百十六日、議會は九百十七日、議會は九百十八日、議會は九百十九日、議會は九百二十日、議會は九百二十一日、議會は九百二十二日、議會は九百二十三日、議會は九百二十四日、議會は九百二十五日、議會は九百二十六日、議會は九百二十七日、議會は九百二十八日、議會は九百二十九日、議會は九百三十日、議會は九百三十一日、議會は九百三十二日、議會は九百三十三日、議會は九百三十四日、議會は九百三十五日、議會は九百三十六日、議會は九百三十七日、議會は九百三十八日、議會は九百三十九日、議會は九百四十日、議會は九百四十一日、議會は九百四十二日、議會は九百四十三日、議會は九百四十四日、議會は九百四十五日、議會は九百四十六日、議會は九百四十七日、議會は九百四十八日、議會は九百四十九日、議會は九百五十日、議會は九百五十一日、議會は九百五十二日、議會は九百五十三日、議會は九百五十四日、議會は九百五十五日、議會は九百五十六日、議會は九百五十七日、議會は九百五十八日、議會は九百五十九日、議會は九百六十日、議會は九百六十一日、議會は九百六十二日、議會は九百六十三日、議會は九百六十四日、議會は九百六十五日、議會は九百六十六日、議會は九百六十七日、議會は九百六十八日、議會は九百六十九日、議會は九百七十日、議會は九百七十一日、議會は九百七十二日、議會は九百七十三日、議會は九百七十四日、議會は九百七十五日、議會は九百七十六日、議會は九百七十七日、議會は九百七十八日、議會は九百七十九日、議會は九百八十日、議會は九百八十一日、議會は九百八十二日、議會は九百八十三日、議會は九百八十四日、議會は九百八十五日、議會は九百八十六日、議會は九百八十七日、議會は九百八十八日、議會は九百八十九日、議會は九百九十日、議會は九百九十一日、議會は九百九十二日、議會は九百九十三日、議會は九百九十四日、議會は九百九十五日、議會は九百九十六日、議會は九百九十七日、議會は九百九十八日、議會は九百九十九日、議會は千日、議會は千一日、議會は千二日、議會は千三日、議會は千四日、議會は千五日、議會は千六日、議會は千七日、議會は千八日、議會は千九日、議會は千十日、議會は千十一日、議會は千十二日、議會は千十三日、議會は千十四日、議會は千十五日、議會は千十六日、議會は千十七日、議會は千十八日、議會は千十九日、議會は千二十日、議會は千二十一日、議會は千二十二日、議會は千二十三日、議會は千二十四日、議會は千二十五日、議會は千二十六日、議會は千二十七日、議會は千二十八日、議會は千二十九日、議會は千三十日、議會は千三十一日、議會は千三十二日、議會は千三十三日、議會は千三十四日、議會は千三十五日、議會は千三十六日、議會は千三十七日、議會は千三十八日、議會は千三十九日、議會は千四十日、議會は千四十一日、議會は千四十二日、議會は千四十三日、議會は千四十四日、議會は千四十五日、議會は千四十六日、議會は千四十七日、議會は千四十八日、議會は千四十九日、議會は千五十日、議會は千五十一日、議會は千五十二日、議會は千五十三日、議會は千五十四日、議會は千五十五日、議會は千五十六日、議會は千五十七日、議會は千五十八日、議會は千五十九日、議會は千六十日、議會は千六十一日、議會は千六十二日、議會は千六十三日、議會は千六十四日、議會は千六十五日、議會は千六十六日、議會は千六十七日、議會は千六十八日、議會は千六十九日、議會は千七十日、議會は千七十一日、議會は千七十二日、議會は千七十三日、議會は千七十四日、議會は千七十五日、議會は千七十六日、議會は千七十七日、議會は千七十八日、議會は千七十九日、議會は千八十日、議會は千八十一日、議會は千八十二日、議會は千八十三日、議會は千八十四日、議會は千八十五日、議會は千八十六日、議會は千八十七日、議會は千八十八日、議會は千八十九日、議會は千九十日、議會は千九十一日、議會は千九十二日、議會は千九十三日、議會は千九十四日、議會は千九十五日、議會は千九十六日、議會は千九十七日、議會は千九十八日、議會は千九十九日、議會は二千日、議會は二千一日、議會は二千二日、議會は二千三日、議會は二千四日、議會は二千五日、議會は二千六日、議會は二千七日、議會は二千八日、議會は二千九日、議會は二千十日、議會は二千十一日、議會は二千十二日、議會は二千十三日、議會は二千十四日、議會は二千十五日、議會は二千十六日、議會は二千十七日、議會は二千十八日、議會は二千十九日、議會は二千二十日、議會は二千二十一日、議會は二千二十二日、議會は二千二十三日、議會は二千二十四日、議會は二千二十五日、議會は二千二十六日、議會は二千二十七日、議會は二千二十八日、議會は二千二十九日、議會は二千三十日、議會は二千三十一日、議會は二千三十二日、議會は二千三十三日、議會は二千三十四日、議會は二千三十五日、議會は二千三十六日、議會は二千三十七日、議會は二千三十八日、議會は二千三十九日、議會は二千四十日、議會は二千四十一日、議會は二千四十二日、議會は二千四十三日、議會は二千四十四日、議會は二千四十五日、議會は二千四十六日、議會は二千四十七日、議會は二千四十八日、議會は二千四十九日、議會は二千五十日、議會は二千五十一日、議會は二千五十二日、議會は二千五十三日、議會は二千五十四日、議會は二千五十五日、議會は二千五十六日、議會は二千五十七日、議會は二千五十八日、議會は二千五十九日、議會は二千六十日、議會は二千六十一日、議會は二千六十二日、議會は二千六十三日、議會は二千六十四日、議會は二千六十五日、議會は二千六十六日、議會は二千六十七日、議會は二千六十八日、議會は二千六十九日、議會は二千七十日、議會は二千七十一日、議會は二千七十二日、議會は二千七十三日、議會は二千七十四日、議會は二千七十五日、議會は二千七十六日、議會は二千七十七日、議會は二千七十八日、議會は二千七十九日、議會は二千八十日、議會は二千八十一日、議會は二千八十二日、議會は二千八十三日、議會は二千八十四日、議會は二千八十五日、議會は二千八十六日、議會は二千八十七日、議會は二千八十八日、議會は二千八十九日、議會は二千九十日、議會は二千九十一日、議會は二千九十二日、議會は二千九十三日、議會は二千九十四日、議會は二千九十五日、議會は二千九十六日、議會は二千九十七日、議會は二千九十八日、議會は二千九十九日、議會は三千日、議會は三千一日、議會は三千二日、議會は三千三日、議會は三千四日、議會は三千五日、議會は三千六日、議會は三千七日、議會は三千八日、議會は三千九日、議會は三千十日、議會は三千十一日、議會は三千十二日、議會は三千十三日、議會は三千十四日、議會は三千十五日、議會は三千十六日、議會は三千十七日、議會は三千十八日、議會は三千十九日、議會は三千二十日、議會は三千二十一日、議會は三千二十二日、議會は三千二十三日、議會は三千二十四日、議會は三千二十五日、議會は三千二十六日、議會は三千二十七日、議會は三千二十八日、議會は三千二十九日、議會は三千三十日、議會は三千三十一日、議會は三千三十二日、議會は三千三十三日、議會は三千三十四日、議會は三千三十五日、議會は三千三十六日、議會は三千三十七日、議會は三千三十八日、議會は三千三十九日、議會は三千四十日、議會は三千四十一日、議會は三千四十二日、議會は三千四十三日、議會は三千四十四日、議會は三千四十五日、議會は三千四十六日、議會は三千四十七日、議會は三千四十八日、議會は三千四十九日、議會は三千五十日、議會は三千五十一日、議會は三千五十二日、議會は三千五十三日、議會は三千五十四日、議會は三千五十五日、議會は三千五十六日、議會は三千五十七日、議會は三千五十八日、議會は三千五十九日、議會は三千六十日、議會は三千六十一日、議會は三千六十二日、議會は三千六十三日、議會は三千六十四日、議會は三千六十五日、議會は三千六十六日、議會は三千六十七日、議會は三千六十八日、議會は三千六十九日、議會は三千七十日、議會は三千七十一日、議會は三千七十二日、議會は三千七十三日、議會は三千七十四日、議會は三千七十五日、議會は三千七十六日、議會は三千七十七日、議會は三千七十八日、議會は三千七十九日、議會は三千八十日、議會は三千八十一日、議會は三千八十二日、議會は三千八十三日、議會は三千八十四日、議會は三千八十五日、議會は三千八十六日、議會は三千八十七日、議會は三千八十八日、議會は三千八十九日、議會は三千九十日、議會は三千九十一日、議會は三千九十二日、議會は三千九十三日、議會は三千九十四日、議會は三千九十五日、議會は三千九十六日、議會は三千九十七日、議會は三千九十八日、議會は三千九十九日、議會は四千日、議會は四千一日、議會は四千二日、議會は四千三日、議會は四千四日、議會は四千五日、議會は四千六日、議會は四千七日、議會は四千八日、議會は四千九日、議會は五千日、議會は五千一日、議會は五千二日、議會は五千三日、議會は五千四日、議會は五千五日、議會は五千六日、議會は五千七日、議會は五千八日、議會は五千九日、議會は六千日、議會は六千一日、議會は六千二日、議會は六千三日、議會は六千四日、議會は六千五日、議會は六千六日、議會は六千七日、議會は六千八日、議會は六千九日、議會は七千日、議會は七千一日、議會は七千二日、議會は七千三日、議會は七千四日、議會は七千五日、議會は七千六日、議會は七千七日、議會は七千八日、議會は七千九日、議會は八千日、議會は八千一日、議會は八千二日、議會は八千三日、議會は八千四日、議會は八千五日、議會は八千六日、議會は八千七日、議會は八千八日、議會は八千九日、議會は九千日、議會は九千一日、議會は九千二日、議會は九千三日、議會は九千四日、議會は九千五日、議會は九千六日、議會は九千七日、議會は九千八日、議會は九千九日、議會は十千日、議會は十千一日、議會は十千二日、議會は十千三日、議會は十千四日、議會は十千五日、議會は十千六日、議會は十千七日、議會は十千八日、議會は十千九日、議會は二十千日、議會は二十千一日、議會は二十千二日、議會は二十千三日、議會は二十千四日、議會は二十千五日、議會は二十千六日、議會は二十千七日、議會は二十千八日、議會は二十千九日、議會は三十千日、議會は三十千一日、議會は三十千二日、議會は三十千三日、議會は三十千四日、議會は三十千五日、議會は三十千六日、議會は三十千七日、議會は三十千八日、議會は三十千九日、議會は四十千日、議會は四十千一日、議會は四十千二日、議會は四十千三日、議會は四十千四日、議會は四十千五日、議會は四十千六日、議會は四十千七日、議會は四十千八日、議會は四十千九日、議會は五十千日、議會は五十千一日、議會は五十千二日、議會は五十千三日、議會は五十千四日、議會は五十千五日、議會は五十千六日、議會は五十千七日、議會は五十千八日、議會は五十千九日、議會は六十千日、議會は六十千一日、議會は六十千二日、議會は六十千三日、議會は六十千四日、議會は六十千五日、議會は六十千六日、議會は六十千七日、議會は六十千八日、議會は六十千九日、議會は七十千日、議會は七十千一日、議會は七十千二日、議會は七十千三日、議會は七十千四日、議會は七十千五日、議會は七十千六日、議會は七十千七日、議會は七十千八日、議會は七十千九日、議會は八十千日、議會は八十千一日、議會は八十千二日、議會は八十千三日、議會は八十千四日、議會は八十千五日、議會は八十千六日、議會は八十千七日、議會は八十千八日、議會は八十千九日、議會は九十千日、議會は九十千一日、議會は九十千二日、議會は九十千三日、議會は九十千四日、議會は九十千五日、議會は九十千六日、議會は九十千七日、議會は九十千八日、議會は九十千九日、議會は百千日、議會は百千一日、議會は百千二日、議會は百千三日、議會は百千四日、議會は百千五日、議會は百千六日、議會は百千七日、議會は百千八日、議會は百千九日、議會は二百千日、議會は二百千一日、議會は二百千二日、議會は二百千三日、議會は二百千四日、議會は二百千五日、議會は二百千六日、議會は二百千七日、議會は二百千八日、議會は二百千九日、議會は三百千日、議會は三百千一日、議會は三百千二日、議會は三百千三日、議會は三百千四日、議會は三百千五日、議會は三百千六日、議會は三百千七日、議會は三百千八日、議會は三百千九日、議會は四百千日、議會は四百千一日、議會は四百千二日、議會は四百千三日、議會は四百千四日、議會は四百千五日、議會は四百千六日、議會は四百千七日、議會は四百千八日、議會は四百千九日、議會は五百千日、議會は五百千一日、議會は五百千二日、議會は五百千三日、議會は五百千四日、議會は五百千五日、議會は五百千六日、議會は五百千七日、議會は五百千八日、議會は五百千九日、議會は六百千日、議會は六百千一日、議會は六百千二日、議會は六百千三日、議會は六百千四日、議會は六百千五日、議會は六百千六日、議會は六百千七日、議會は六百千八日、議會は六百千九日、議會は七百千日、議會は七百千一日、議會は七百千二日、議會は七百千三日、議會は七百千四日、議會は七百千五日、議會は七百千六日、議會は七百千七日、議會は七百千八日、議會は七百千九日、議會は八百千日、議會は八百千一日、議會は八百千二日、議會は八百千三日、議會は八百千四日、議會は八百千五日、議會は八百千六日、議會は八百千七日、議會は八百千八日、議會は八百千九日、議會は九百千日、議會は九百千一日、議會は九百千二日、議會は九百千三日、議會は九百千四日、議會は九百千五日、議會は九百千六日、議會は九百千七日、議會は九百千八日、議會は九百千九日、議會は千百千日、議會は千百千一日、議會は千百千二日、議會は千百千三日、議會は千百千四日、議會は千百千五日、議會は千百千六日、議會は千百千七日、議會は千百千八日、議會は千百千九日、議會は二千百千日、議會は二千百千一日、議會は二千百千二日、議會は二千百千三日、議會は二千百千四日、議會は二千百千五日、議會は二千百千六日、議會は二千百千七日、議會は二千百千八日、議會は二千百千九日、議會は三千百千日、議會は三千百千一日、議會は三千百千二日、議會は三千百千三日、議會は三千百千四日、議會は三千百千五日、議會は三千百千六日、議會は三千百千七日、議會は三千百千八日、議會は三千百千九日、議會は四千百千日、議會は四千百千一日、議會は四千百千二日、議會は四千百千三日、議會は四千百千四日、議會は四千百千五日、議會は四千百千六日、議會は四千百千七日、議會は四千百千八日、議會は四千百千九日、議會は五千百千日、議會は五千百千一日、議會は五千百千二日、議會は五千百千三日、議會は五千百千四日、議會は五千百千五日、議會は五千百千六日、議會は五千百千七日、議會は五千百千八日、議會は五千百千九日、議會は六千百千日、議會は六千百千一日、議會は六千百千二日、議會は六千百千三日、議會は六千百千四日、議會は六千百千五日、議會は六千百千六日、議會は六千百千七日、議會は六千百千八日、議會は六千百千九日、議會は七千百千日、議會は七千百千一日、議會は七千百千二日、議會は七千百千三日、議會は七千百千四日、議會は七千百千五日、議會は七千百千六日、議會は七千百千七日、議會は七千百千八日、議會は七千百千九日、議會は八千百千日、議會は八千百千一日、議會は八千百千二日、議會は八千百千三日、議會は八千百千四日、議會は八千百千五日、議會は八千百千六日、議會は八千百千七日、議會は八千百千八日、議會は八千百千九日、議會は九千百千日、議會は九千百千一日、議會は九千百千二日、議會は九千百千三日、議會は九千百千四日、議會は九千百千五日、議會は九千百千六日、議會は九千百千七日、議會は九千百千八日、議會は九千百千九日、議會は千千百千日、議會は千千百千一日、議會は千千百千二日、議會は千千百千三日、議會は千千百千四日、議會は千千百千五日、議會は千千百千六日、議會は千千百千七日、議會は千千百千八日、議會は千千百千九日、議會は二千千百千日、議會は二千千百千一日、議會は二千千百千二日、議會は二千千百千三日、議會は二千千百千四日、議會は二千千百千五日、議會は二千千百千六日、議會は二千千百千七日、議會は二千千百千八日、議會は二千千百千九日、議會は三千千百千日、議會は三千千百千一日、議會は三千千百千二日、議會は三千千百千三日、議會は三千千百千四日、議會は三千千百千五日、議會は三千千百千六日、議會は三千千百千七日、議會は三千千百千八日、議會は三千千百千九日、議會は四千千百千日、議會は四千千百千一日、議會は四千千百千二日、議會は四千千百千三日、議會は四千千百千四日、議會は四千千百千五日、議會は四千千百千六日、議會は四千千百千七日、議會は四千千百千八日、議會は四千千百千九日、議會は五千千百千日、議會は五千千百千一日、議會は五千千百千二日、議會は五千千百千三日、議會は五千千百千四日、議會は五千千百千五日、議會は五千千百千六日、議會は五千千百千七日、議會は五千千百千八日、議會は五千千百千九日、議會は六千千百千日、議會は六千千百千一日、議會は六千千百千二日、議會は六千千百千三日、議會は六千千百千四日、議會は六千千百千五日、議會は六千千百千六日、議會は六千千百千七日、議會は六千千百千八日、議會は六千千百千九日、議會は七千千百千日、議會は七千千百千一日、議會は七千千百千二日、議會は七千千百千三日、議會は七千千百千四日、議會は七千千百千五日、議會は七千千百千六日、議會は七千千百千七日、議會は七千千百千八日、議會は七千千百千九日、議會は八千千百千日、議會は八千千百千一日、議會は八千千百千二日、議會は八千千百千三日、議會は八千千百千四日、議會は八千千百千五日、議會は八千千百千六日、議會は八千千百千七日、議會は八千千百千八日、議會は八千千百千九日、議會は九千千百千日、議會は九千千百千一日、議會は九千千百千二日、議會は九千千百千三日、議會は九千千百千四日、議會は九千千百千五日、議會は九千千百千六日、議會は九千千百千七日、議會は九千千百千八日、議會は九千千百千九日、議會は千千千

ねばならぬとの趣旨で女子の勤勞動員の徹底を圖つた

土木事業指導方針

（三月三十一日閣議決定）

一、内務省所管土木事業は河川改修工事を始め砂防、災害復舊、道路改良などの施工事に於て食糧増産、戰力増強上急要且確實に効果を發生するものゝほかは原則として向ふ二年間全面的に停止する

一、農商省所管にあつては十八年秋以來全國的に進行してゐる第二次食糧増産計畫に基く耕地事業は二ヶ年度作附に効果のないものは停止するほか森林治水、牧野、漁港、船溜等の諸事業、緊急の造林を除く一般の造林事業を停止する

行政

三省を新設

政府は軍需生産、特に航空機生産の急速増充を目途として商工省、企畫院を廢止して軍需省を、運輸通信の一體的強化を機構のうえに具現する爲運輸通信省、總動員省を廢止して運輸通信省を、更に農林省を主

勤勞動員強化

（三月十八日閣議決定）

工場、鑛業場の作業現場を中心として生産管理と勤勞管理を一体的なものたらしめるのが主たる狙ひで、此ため軍隊的紀律による勤勞

旅客の輸送制限に關する件

（三月十四日閣議決定）

戰力增強並に防空疎開に必要な輸送を強化するため旅行の自粛徹底を期すると共に旅客の輸送制限を徹底的に實施するもので具体的措置としては乘車券の發賣制限を強化し、特に百キロ以上の長距離旅行に就ては旅行目的による積極的制限をも強化する、その他急行列車寝台車、食堂車の全廢、荷物制限の廢止等がある、右は四月一日から實施（詳細は交通通信の項參照）

學徒動員實施要綱

（三月七日閣議決定）

學徒たるの本分を遺憾なく發揮せしめ、學校の持つ組織力を全幅的に活用して今後一年間常時これを勤勞その他の非常任務に出動せしめると共に理科系統の學徒をして軍需工場、病院等に配置して勤勞に從事せしめる

市制、市域擴張、町村合併等の停止

（三月七日內務次官通牒）

決戰非常措置要綱に基く「平時的又は長期計畫事務及事業の停止」の第一回措置として向ふ一ヶ年間新市の發生、隣接町村の合併による市域の擴張、町村相互間の合併東京及び大阪、京都両市の區の廢置分合、境界變更並に名古屋、横濱、神戸三市の區の區域變更を原則として停止する、現行市制實施地は全國で一百八市であるが、右の措置により行政區域變更に伴ふ行政事務の煩雜は著しく避けられるわけである

廢業船員勤員強化要綱

（三月十日閣議決定）

一、船員勤員徹底のため給源を擴大新規給源としては國民勤員計畫上優先的割當を行ひ青少年の積極的進出を期するが、別に船員職業登錄を六十歳まで擴大すると共に更にこの登錄による船員に對しては一般の國民徵用令により徵用中のものも船員徵用を發動し得る事とする

一、船員の大量養成と技能向上のため商船學校、海員養成所を全幅的に活用すると共に修業年限を極力短縮し、普通船員確保のため募集については運營會の募集機構を強化、國民勤員令の統制下に募集活動に協力せしめる

一、船員管理の徹底を期するため戰時海運管理令、船員徵用令の適用を受けない船員に對しても管理体制を強化、船員に對し食糧、衣服等の必需物資の增量を行ふ

女子挺身隊制度強化方針要綱

（三月十八日閣議決定）

一、從來女子挺身隊は法に基いてその結成を命じたものではなく、國民の愛國心に訴へて出動を要請してゐたのであるが、今後は自發的結成のもののほかに政府は必要に應じて總動員法第五條に基き加入を強制するばかりでなく、万一挺身隊加入を勸奬するに拘らずこれを拒否する不心得者に對しては總動員法第六條による就業命令を發して軍需工場に就業させ、これに違反した場合は法規による處罰をも行ふもので、職場に働き得る女子はすべて軍需生産に戰鬪配置され

統制組織として職階制を確立し体併せて勤勞管理機構とともいふべき事務機構を整備すると共に勤勞者の徹底、職場紀律の確立等を圖り、更に勤勞者の養成及び訓練の強化、生活環境の醇化、勤勞衛生の副新、厚生及び女子勤勞の受入態勢整備等の問題にわたつて方針を明かにしたものである

市町村長優遇

政府は二月六日臨時公吏服務令を制定して職時下公吏の待遇すべき服務要項を明示したが、更に地方自治の中心人物たるべき全國市町村長に對して國家的優遇の制度を確立すると共に全國四十万の市町村吏員を始め自治功勞者の勞に報いるため四月二十八日市町村長の特遇に關する件及び自治功勞者表彰令の二勅令を制定、即日施行された、両勅令の骨子は

△市町村長の待遇に關する件

一、京都、大阪、横浜、神戸、名古屋の五大都市の市長は奏任とする

一、五大都市に隣接する大都市の市長及び都市の規模、市長の任期年數、功績等の基準によつて奏任の結果奏任を用ひ、若干名を勅任官待遇とする

一、その他の市長及び町村長は全部奏任を用ひずして責任官待遇とする。

△自治功勞者表彰令

一、町村長、市助役、市書記長、市書記

体、産業報國會に於ける重要職員の重いものゝうち表彰に値するものを以て表彰令を新設、十八年十一月一日それぞれ閣議に行政運營の決戰化を斷行した

官吏大幅縮減

政府は十八年十月及び十一月の閣議五回の閣議に於て中央、地方、外地を通ずる全面的行政簡素化の徹底的簡減に決定、内閣及び各省、朝鮮、台湾、関東州等全官廳の定員を七万八千三百八十七名を減じて八十九万七千二百八十名に縮減した

縣廳員減員

地方官廳の減員に伴ふ本縣廳員の人員整理方針は十八年十一月二十五日發表された、警察部及び地方事務所を除く四千三百九十名の一割五分六百五十八名に上る官廳その他の機關員と男子命令服止令による男子給仕の整理によつて員數上の減員は極く少數に止まる、減員に伴ふ割振として臨時試驗制度を撤廢し取敢ず十一月二十七日男子給仕、職員、女子事務員の整理及び縣廳員整理を行つた

市町村長優遇

政府は二月六日臨時公吏服務令を制定して職時下公吏の待遇すべき服務要項を明示したが、更に地方自治の中心人物たるべき全國市町村長に對して國家的優遇の制度を確立すると共に全國四十万の市町村吏員を始め自治功勞者の勞に報いるため四月二十八日市町村長の特遇に關する件及び自治功勞者表彰令の二勅令を制定、即日施行された、両勅令の骨子は

△市町村長の待遇に關する件

一、京都、大阪、横浜、神戸、名古屋の五大都市の市長は奏任を用ひずして勅任官待遇とする

一、五大都市に隣接する大都市の市長及び都市の規模、市長の任期年數、功績等の基準によつて奏任の結果奏任を用ひ、若干名を勅任官待遇とする

一、その他の市長及び町村長は全部奏任を用ひずして責任官待遇とする。

△自治功勞者表彰令

一、町村長、市助役、市書記長、市書記

会等の地方公共團体の功勞あるものは地方長官が表彰狀を授與する

一、地方長官から表彰された者の中から功績抜群の者に對しては内務大臣が地方長官の内申に基き自治功勞者表彰令に基く表彰を行ふ

一、町内會、部落會等の職員で自治功勞のある者に對しても地方長官並に内務大臣の表彰が行はれる

地方行政機構整備

戰時諸機構の強化と共に諸般の行政は益々簡略化されたので内務省では地方行政機構を簡略化するため防空總本部官制、府縣廳官制、設置制、警察部官制外九勅令を七月八日公布、即日實施した

一、地方行政機構の整備強化

(1) 府縣參與の設置、地方行政協議會の開催せられ、府縣廳の知事は知事としての職務のほかに行政協議會長としての職務もあるため協議會の開催は必要と認められる大政翼賛會、愛知縣、福岡縣に次ぐ各一人を置き、これら府縣の行政の一般的運營を總

さんとするもので、これにより會長知事の下に輔佐機關として協議會に參與官、府縣に次長の両職が出來たわけである

(2) 縣廳總務部二部制の設置府縣廳總務部が增加した諸業務の一部制では總務部加來を敏速的確に處理せしめることが困難となつてゐたので縣廳の總務部を第一部、第二部に分つ（但し内政部長、官房長の兼任制を採つてゐる一部の縣には總務一部制を實行する）

(3) 官房長制度の廢止　十七年十一月閣改された官房長制度を廢止し知事官房所管事項中人事、縣廳、警察、會計等主要な事務を内政部に移管する

二、防空總本部責任者長の設置内務次官をして充てゐた防空總本部責任者長を專任とし、同本部の事務上の統轄者として防空行政の強化徹底を圖る

なほ防空一部制、官房長廢止に伴ひ総務部長を總務部の総務第一部長に、官房長を同じく第二部長に編成、また總務部長は内務部長に、警察官房長

が第二部長に七月八日任命された

協議會機能の機能強化

政府は軍需省等三省の創設並に各省機構の副新強化と共に地方廳への徹底的簡略整理を行ふべく十月十九日（十八年）地方行政機構の強化振興要綱を決定したが地方行政機構の簡略を期するため十一月一日臨時行政調査委員會が改正され内閣總理大臣の指示制度及び職務移動制度が廢止されると共に地方行政協議會長の機能強化が行はれたが地方行政協議會等の改正内容は次の通り

一、地方行政協議會長たる知事は行政の綜合調整機能の必要な場合は總理大臣の地方長官に對しては指示權を持ち地方長官の長に對しては内閣大臣に指示をなすことを勅令し得たのを、一般的指揮の長に對しても直接指示し得ることゝした

一、内閣總理大臣及び各省大臣は地方行政協議會等に關係地方に於ける大臣の職權の一部を行はしめることゝした

一、行政諮議會長の下に地方參事官が置かれてゐたが更にその下に專任の專任副參事官數二十人以内を置くことゝした

右に伴ふ本縣關係の人事左の通り

農林副參事官（熊本）小倉茂郎

任地方副參事官（三）命新潟縣勤務（十八年十一月一日）

企畫院部長兼内務省調査官　堀田健男

任地方參事官（二）命新潟縣勤務

地方參事官　辻山治平

依願免本官（一月二十六日）

北海道廳視　三島利美

任地方副參事官（四）命新潟縣勤務（四月十一日）

事務簡捷と縮限考課

政府は十二月十四日行政事務の整理簡捷化に關し戰時緊急を要するものとして一、行政事務、廢止停止または簡易化　一、許可、認可等項等の整理　一、中央官廳の權限の地方官廳への委讓等を計一千九百三十八件を決定した

縣廳職務細則改正

地方行政機構整備に伴ふ本縣廳處務細則の改正は右に伴ふ人事と共に七月八日附を以て同十日發表された

△文書課を廢して知事官房に統合官房に文書、秘書の係をおく

△經濟部農務第一、同第二、水產農林、耕地の五課を經濟第一部とする

△經濟部商工、林務及び内政部金融回收の三課を經濟第二部所管とする

△人事、統計、會計、庶務の四課を内政部に統合する

本縣に輸送課新設

本縣では縣下に交流する諸物資を一元化しこれを強力に推進するため二月一日輸送課を新設、右に伴ひ保安課を一月三十一日限り廢止すると共に經濟保安課、農務課、商工課、林務課等で取扱つてゐた輸送關係の事務を一元化し、課長に保安課長高橋理八警部を任命したが、これが事務の重要性に鑑み三月廿五日交通關係の本畑たる新潟鐵道局業務部運輸課長河村誠氏を課長に擁為方全の勢力を傾へた

縣經濟部機構改革

縣では食糧の大發産態勢を確立するため生産、供出、配給機構を一元化して食糧課を廢止、農務課一本建とする經濟部の機構改革を五月九日發表した、これによれば農務課は第一、第二の二課に分れ第一課には庶務、農事、有畜農業、食糧の四係を、第二課には庶務、農産の五係を置くものであるが、この改革の中で注目すべきは農務第一課に生産技術行政を集中すると共に、こゝに食糧係を新設、米麥、雜穀物、水產物等全食糧の供出、配給指導事務を一元化した點である、右に伴ふ人事は同月八日發令された

縣業指導部改名

「國民勞務動員署」に決戰戰力發揮への勞務給源として「國民職業指導所」は三月一日「國民勞務動員署」と改名一億配置へ强力な發足を行つた、我國の勞務配置行政の第一線機關は開和十三年七月市町村で發足して來た職業紹介所が國營に移管され、同十六年二月には指導所と改稱、更に職業指導の域から決勝動勞動員機構へと飛躍した結果この改名を見るに至つたもので、これに伴ふ本縣の異動は同日附で發令された

縣、非常執務規程

縣では全縣の官公衙に率先して前田知事統率の縣非常特別執務計畫を三月決定、直ちに實施したが、非常執務は縣内に警防、警備、救護、資材、工作の五部を置き、一旦有事の場合は二千餘人一体となつて防衛に、執務に遺憾の遺憾なき期めんとするもので現在態度は次の通り

知事は非常特別執務を統轄し其の關係又は禁止を命令す、前項の命令は其の全部又は一部に付之を發することを得

總務部は非常執務の統轄、縣内各部活動の連絡統制、地方事務所及他縣との連絡（專ら他部に於て連絡斡旋する事項を除く）各種發表（治安維持其の他緊急上必要なる發表を除く）並に他部の主管に屬せざる事項を掌る、前項の發表は非常事態の場合に於ける言論及出版の取締、其の他、警備活動と特に符合せしむる要あるに依り警備部との緊密行動の下に之を行ふものとす、警防部は消防隊に關する事項を掌る、救護部は食糧の給附及住宅の修繕、緊急應急救護に關する事務を掌る、資材部は防空及復舊の資材、救護物資（醫療品等を除く）並に食糧の調達及配給に關する事務を掌る、工作部は道路施設の緊急措置及復舊工作に關する事務を掌る、非常特別執務のため必要ある時、又は職員の全部若は一部の使用不可能となりたる場合に於ては臨時事務所を左の場所に置く

第一臨時事務所　縣立新潟中學校

第二臨時事務所　同新潟工業學校

本縣非常執務要綱

縣では二百万縣民に率先、官公廳職員配置の實を發揮するため三月四日非常執務要綱を決定、下全官公衙、統制會社、國策會社、關係團体へ示達、直ちに實施した

一、常時執務

（一）日曜日の休日、廢止ノ常時執務の實を擧ぐること（二）職員

に對しては、週間に一回日曜日に交代して休日を與ふること（三）各職員は翌月各係毎に職員其の半數に對し交代して休日を與ふる計畫を作り毎月分を其の前月二十五日迄に職氏名及休日豫定日を其し人事課に報告すること、此の場合常時執務の實を擧ぐるに遺憾なき樣計畫表を作ること（四）課長及主任の中專任者一人は常時在廳すること

二、出張の制限

（一）職員の出張は眞に已むを得ざるもの外はこれを取止むること

（二）各課長は職員の出張につき緊急を要する場合を除くの外前週土曜日迄に計畫を樹て置くこと

（三）部課長の出張については前週土曜日迄に其の豫定（用務、日時、行先、宿泊地等）を人事課に報告すること、臨時緊急を要する場合は事前に人事課に報告すること（四）課長及主任は出來得る限り同時に出張することを避くること（五）職員出張を了したる時は速かに上司に復命すること（六）職員は在廳日（日曜日）の勤務を明すること

行政諮議會

三、本件は三月一日より之を實施すること

尚出張の制限に當りては所謂年度末出張の如きは嚴に之を慎しめざること、又特別の用務ある場合の外庫に接遇等の爲の出張は爾今一切之を取止むること

各地方事務所に林務課

縣では林產資源の總指導機構强化のため西蒲を除く各地方事務所に十八年十一月一日林務課を新設したが西蒲にも十九年四月一日設置した

新潟に三局新設

中央行政の刷新强化に伴ひ、地方行政の特別官廳として十八年十一月一日財務、海運の二局を、同年十二月一日通信局をそれぞれ新潟市に創設された、新潟財務局は從來名古屋財務局の管轄であつた新潟縣並に大阪財務局の管轄であつた富山、石川、福井の合計五縣を管轄するもので上大川前、舊新潟銀行跡に開廳、万代百貨店に分室を設けるほか新潟稅務署に臨定部を置いてある、職員約四百名、新潟港運局は新潟港運輸一取敢ず開廳一月二十四日管轄區内に發足した

が一部はなほ祝町内に執務してゐる、なほ第十線姿力の增强を圖るため二月二日地方行政協議會長たる前出知事が局長を兼任することになり副局長宇川春雄氏は次長となつた、また新潟運輸局は上大川前六水友會館を第一廳舍として北陸五縣を管轄する第二廳舍として北陸五縣を管轄する

軍需監理部創設

軍需省設置に伴ひ從來の工務官、鑛山官、勞務官並に同省所管企業に關する陸海軍の監理官、監督官等を軍需監理官に統合一元化するとともにこれを同省所管重要工場事業場に配置し、生產遂行狀況の考査その他生產指導監督を行はしめるため十八年十一月一日軍需監理官の地方機構として軍需監理部を地方行政協議會區域毎に設置、同部長は實質的に部長心得兼總務部長の發令を行つたが、十二月二十七日正式に部長を發令、軍需省組織に關して決戰生產增强態勢の完備に向つて發足した、而して新潟港運輸局長心得兼總務部長には軍需監理部長心得兼總務部長に取敢ず任命され小路部長は次長に任命され新潟市柾谷小路部長は次長に任命され新潟市柾谷小路部長は次長に任命され新潟市柾谷

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣大學長（一等）

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

教育

新潟縣、大學長更迭

明治十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり新潟縣大學長は十二年以來新潟縣下唯一の大學たる新潟高等學校の長として新潟縣大學長の任務を果たしつゝあり

〔新潟縣大學長更迭〕

新潟縣科大學教授　豊本　稱

新潟縣科大學教授　本島　一郎

新潟縣五高等學校長（一等）

新潟縣大學長は佐賀縣出身で明治三十三年生れ、大正五年東大醫學部卒、千葉醫專教授、南滿醫學部長、同醫學部長を歴任、同十三年學位を取得、新潟縣大學、新潟高等學校、新潟醫專、新潟大學、昭和三年新潟縣大學長に就任、十二年以來現職、本島氏は十八年生れ、東京帝大卒業、同大學教授、

後中等學校の五年制が四年制に短縮されたので職業學課ではこれに對應、中學校、女學校の學則の變更を決定した、この結果各學科目を教科として統合、學期の一部を廢ることゝなつた、而して中學、女學校とも新たに研修、鍛錬作業などを含む修錬係りを設け授業日數も今までは主として二百日程度であつたが、これを二百五十日以上とし休暇も學年末、學期始の休業を五日以内に短縮、冬休を十日、夏休を二十日と決定

△女學校　高等科を廢しこれを專攻科とした、教科は△國民科（修身、國語、歴史、地理）△理數科（數學、物理、生物）△家政科（家政、育兒、保健、被服）△体錬科（体操、武道、教練）△藝能科（音樂、書道、圖畫工作）△家政（被服、保健）△實業科（農業、商業）△外國語科（英語）を設けた、併し必ずしもこの内の一科又は二科を課さなくともよいが增加教科の一科のみが課されぬ時は外國語以外のものを課さなくてはならない、又實業科を缺くか、實業科内に於て農業を課さない時は修練に於て農工作業を必行させる

△中等校　三學年以上に於ては實業科か又は外國語科の何れかを選擇履修させる、實業科は農業、工業、商業、水産のうちの何れをも一科か二科を課さなければならない

中等校体錬科改革

戰局の緊迫に即應男女中等校に決戰調を盛つた体錬科教授要目が制定、十九年三月六日文部省から其の内容が左の如く發表された

△男子中等校

教練、体操及び武道の三つを以て構成され教練では軍人に賜はりたる勅諭、各個教練、部隊教練、射撃要式、指揮法、教育法陣中勤務、戰場運動、徐行射撃、軍事講義を内容とし、体操では体操、徒手訓練を通じて献身奉公の實踐力把握につとめ其内容は姿勢、徒手体操、歩走、跳躍、回轉、倒立、懸垂、投擲、球技、水泳、雪滑り、格力等を全般として一技能に偏する弊を矯めるやうあくまでも强兵としての戰闘力の錬成を期してある、また武道では第一、第二學年には剣道及び柔道を併せて課し、第三、第四學年は剣道、柔道の何れか一つと銃剣道を併せて課すが、銃剣道では實戰的気魄の錬成に重點が置かれ、戸外演成、一人對數人、數人對數人の稽古、實剣による試し斬り等を實施する

△女子中等校

學校論議された女子軍教問題を解決男子同樣教練、体操、武道の三つが内容とされた、女子の教練と薙刀（弓術）併せて課し得）が正科となつたのは初めてのもので週一時間宛歩の軍事的基礎訓練を劃畫てられる、薙刀では「文部省型」が制定され婦德の涵養を一段と昂揚しようといふ意である

△中等校新卒生の劃當方針決定

厚生省では產業戰士の强化擴充を早急に實現する意圖により十八年十二月及び十九年三月に中等學校を卒業する生徒に對して劃期的な劃當並に動員方法を決定した、即ち從來は中等校卒業生の全國職場へ（以下略）

が之を工場へ送出しようと云ふ方針で在學中會社、銀行、商店等の事務職員として教育されて來た商業卒業生等も一齊に生產面へ駆り出され工場における下級技術者として政策する事を要望され女學校卒業生の縁故就職等は禁止され總て女子勤勞挺身隊に參加、工場への集團送出を國の為等が特色である

女子職業學校は農商業科へ轉換

學校では實業學校令による公私立農業學校を女子商業學校、女子農業學校に轉換せしめると共に各種私立學校の整理强化を行ふ事に決定各學校に調査上の方策に就き具体案を作成せしめ提出させることゝなつた、狙ひに上つた職業學校は左の如くである

公立相馬高等女學校、同實踐女學校、見附高等實踐女學校、三條市立女子工藝學校、市立新潟女子工藝學校、新發田工藝女學校、長岡高等實業女學校、長岡家政女學校、高田高等家政女學校、高田高等家政女學校、高田高等家政女學校

△明訓中學校

十八年四月中學校令による中學校に昇格した新潟夜間中學は十九年四月より明訓中學と改稱し、初代校長に北佐渡高女校長坂井仲太郎氏が就任開校した、從來の夜間二學級の外に晝間五十名を募集と決定、入學資格は晝間は國民校初等科修了者、夜間は國民校高等科卒業者である

△柏崎夜間工業學校開校

中等工業學校教育擴充を目的として柏崎市では市會の贊成を得て現在の縣立柏崎工業學校内に縣立柏崎夜間工業學校を併置、四月より開校することゝなつた、學級は一學級で五十名收容、入學資格は國民校高等科卒、修業年限は四ケ年の豫定

△農徒機甲訓練所設置

青少年學徒に徹底した機甲訓練を施す機械化國防協會の訓練所は新潟、三條、柏崎の三市と決定、十九年四月から戰車、裝甲車、自動車等の分解組立、操縦訓練が開始

教員異動に少壯拔擢

本縣官例の教員異動は四月一日、人材陣拔による教育決戰体制確立を目途として國民學校だけでも一千二百餘名に及ぶ前記學の異動が行はれたが、その結果大幅の少壯拔擢が行はれ縣下教育界に清新の氣を注入するものとして注目された、異動概況次の通り

◇國民學校關係異動數

△校長　退職四六（奏三七、判九）
新任五八（奏二三、判四五）

△教頭　轉補八三、兼校新任五四

△訓導　退職一七六、休職一九、復職八、新卒（女のみ）一一三、專攻科卒（女のみ）一九、新任用一五二（内助教講習修了者一九二、新潟高女高等科卒二〇、其他三〇）轉補六八五

△養護訓導　校長一三七、訓導一〇七七

◇男子中等校關係異動數

△新任用（一）男子學校教員養成所卒三九（男子本科三、同臨時科一一二、專任教員退職一三三、專任教員轉補七八（奏一、判七七）

中等學校關係に於ては野口三中秋野佐中及び益田新津、吉田村松、永井十日町の各高女校長が勇退し左の校長轉補並に補任が行はれた

轉　補

三條中　巻高女　堀部　健二
佐渡中　新發田高女　林　準二
新發田高女　小千谷中　西田佐太郎
新津高女　柏崎商業　大塚　英吉
高田農　佐渡農　荒井　康次
佐渡農　上組農　佐藤　俊三
上組農　水原農　豊田久馬彦
水原農　吉川農林　越巻　茂樹

補　任

小千谷中　新潟中教師　島津　政雄
巻高女　巻中　同　清田　寛
吉川農林　佐渡農　宇治良一郎
村松高女　新潟商　中野二三郎
十日町女　長岡高女同　内田秀太郎

△中等校職員に協議

縣では三千二百名の男女中等學校教職員に對し定期增俸を行つたが增俸額は判任官待遇者は平均月五円、奏任官待遇者に年額百二十円以内

教員の再教育

師範學校の短期學校卒業者は現教員の再教育は十八年十月一日より三ケ月間官立第一師範に於て實施、この結果初等科訓導に高等科訓導の資格、助教員に本教員の資格を與へた

國民學校決戰教育

縣では國民學校を決戰に即應せしめる指導調査を確立したが、十九年度の新學期から實施した、教科外は勿論教科内容にも戰闘訓練、軍事關係の訓練、生產增强の三目的を强く織り込み、軍事國防教練には戰技訓練、通信訓練、模擬飛行機の工作、滑空訓練、スキー及び簡單なる機關作業を課する、生產增强には從來の藝能科の圖畫工作に製圖、機械工作、一般農作の實習時間を增加し高等科生徒の實業科は都市國民學校には工業實習を課し農村の學校には農業水產の科目と實習を課し一箇年最低六十日の勤勞動員を行ふなど學業に決戰動員の樂地を作る

△國民學校、女學校へも現役の配屬將校

文部省では軍關係と協議の結果男子中等學校、大學、高專校のみに配屬されてゐた配屬將校を國民學校、女學校、女子專門學校の希望により隨時最寄り男子各學校から協力を得る事が出來ることゝなり國民學校、女學校、女子專門學校も現役將校のもとに各個教練、體式、行軍運動捜索、警戒、防毒、救護等の軍事教練を受けられることゝなつた

學童の血液型檢査

新潟市血液型檢査會によつて全市國民學校學童二万八千名に實施され學童の血液型から見た訓育の根據問題として縣下教育界に多大の反響を捲き起してゐるが、その反響を述べれば次の通りである

現代の教育内容は智育、德育、体育に分けられ前二者に就ては高の教育學者や心理學者等によつて深い研究がなされ、數學や實驗教育等の進歩と相俟つて實際的に適用され、大いに効果を發揮してゐる時に仇敵米英を撃滅し聖戰を大和民族の興隆を驅逐するには訓練が特に重視される、教育界は日夜學童の訓育に力を注いでゐるがこの訓育は体育及び智育に比り効果を擧げる事が甚だしく困難だ、しかも訓育教育が重視される反面、少年の犯罪が激增してゐる、之を時代思潮や或は終戰間際等の外部からの原因と見るのも一因ではあるが一歩深く進めて「性格」とそれ自体の中に本質的因子を有してゐるか否かを考へさせられ、やがて性格の基礎である氣質の問題に觸着することになる、この氣質といつた學童の血液型を知り家庭と學校との協力により學童の性格の短所を矯正する訓育指導をなし善い性格を與へようといふのである、以上の問題が今回の血液型決定で實證されたのである、なほ血液型より見る性格の短所、長所を擧げれば（括弧内は短所）

【O型】一、意思强固（融和性に乏しい）二、意思强固（融和性に乏しい）三、物に動ぜぬ（感覺心に乏しい）四、理智的にして感情に駆られぬ（冷靜冷淡）

【A型】一、强靭忍耐（心配性）二、事をなすに慎重細心（感情的に動かされる）三、感覺（意

南魚沼郡六日町

六日町船舶兵器製作所

所長　勝見一一

電話五四番

自宅　新潟市縣廳前

電話一七六八番

職員に対し（しかし）明、及び時間（能力に応じ）

（能力に応じ）

一、宿泊（寄宿）二、供膳（給食心少し）三、活動約束（能率）四、教育（徒手と教育の関係）

△A型、この型の人はA型とB型との両様式を併用し外面より所到困難であるけれども一般に外観はB型に類し内容にはA型の特徴を備ふるものが多い

△滝沢から税百七十石

滝沢村では全部滝沢村の歳入を動員刈取後の田圃に植てられたまゝの状態採取を奨勵、各校錬成勤勞の時間に挙げた制度を村の補助設備と提供、十九年一月廿五日までに集つた八郷の報告は南魚沼郡の分十四石八斗五升を警察に返還百分十三石五斗五升五升に達した、單位部隊では兵隊和納校が十石五斗、軍需品製造所が四石六斗、中野小屋村小瀬校が四石一斗であつた

△勤員學徒の勤務、授業時間

軍では工場、事業場等へ出勤中の學徒の授業時間を左の通り決定、

百廿五日授業

△朝夕時間

午前八時から午後五時までの通

勤務を通じ授業時間を決定

△朝夕時間中に於ける作業時間

軍需工業教育三時間、教示訓練（食事、物資、武道、体操）六時間とす、但し食事給食施設の場合は午後三時に帰校せしめ學校に於て行ふ、教示訓練は出勤先に於て適宜分割實施する

學徒動員具体案

政府は三月七日決戦非常措置要綱第一項に公約された學徒動員勤勞の徹底具体案として

一、決戦非常措置要綱に基づく學徒動員實施要綱

を附議決定したが大要左の如くである

一、國民學校高等科兒童、中等學校程度の學生生徒を官廳、その他の軍工廠、食糧增産、戦訪産設事業等に動員すること

一、理工、醫、農、農科などの大學專門學校の高年度學生生徒は原動としてその學修する學科に關連ある機の工場、事業場、病院等に動員その技術指導面に活用すること

一、學徒動員は教職員を中心とす

學校の動員を通じ授業を停止しめること

一、日曜日は勤務を停止し補習に當てること

一、動員作業中の學徒に対する食事その他の物資配給を確保すること

動員學徒請入側措置要綱

政府は學徒動員を通年動員に強化五月五日以降を以て「工場事業場等學徒動員請入側指導要綱」を發表した

第一、方針　大東亞戦爭決戦の現段階に鑑み決戦非常措置に基く學徒動員實施要項により急速國家の至誠と勤勞即教育の本義に徹する學徒動員の積極的に出動して且つ有効適切なる連繋を図るべき請入側の態勢を確立せしひるものとす

第二、要領

（一）協力申請

一、學校報國隊の協力申請は當分の間國民勤勞報國協力令に基く協力申請により大學高等專門學校及び師範學校報國隊の出動に關しては各部大臣及び學生大臣、中等學校以下の出動に關しては地方長官これを為すこと、國民勤勞報國協力令により得きるものに關してもこれに準ずる手續によること、學校報國隊の動員計畫に關しては學校側の希望を考慮してこれを樹立すること

二、協力申請は常に必要なる最少限度とし且つ豫め配置すべき作業に關して詳細なる具体計畫を作成し置くこと

三、通勤し得る距離内の學校より協力を受くること能はざる場合は宿泊所設を準備し申請書に其旨を明記すること

四、協力を受くる職員數は原則として工業關係大學專門學校第三學年以外は概ね學校又は學年に相當する程度のものを單位とすること

（二）請入側備

一、學校報國隊の動員決定したる時は直ちに學校當局と緊密に事前連絡を行ふこと

二、勤員由學校側との連絡を完璧し職員學校との連絡に當らしむること

三、事前連絡に関する事項左の如

し

イ、作業内容

ロ、勤務時間、食事給與その他勤務條件

ハ、宿舎の狀況、保健衛生設備に關する設備

ニ、その他必要なる事項

四、事前に係員を學校に派遣し教職員と協力し出動すべき準備に對し所要の指導知識を與ふること、なほ要すれば適宜訓練を實施すること

五、學徒動員請入責任者、作業指導者、作業指導補助者その他の係員を選任する事

六、一般作業前及び作業指導官などに對し豫め學校報國隊協力の趣旨を周知徹底せしめその取扱待遇に遺憾なきを期すると共に有効なる學徒の勤勞に拍車せんとする至誠の情を徹底せしめ又は學徒の教育訓練に顧慮遺憾なきを期すること

（三）職員の身分取扱ひ

一、將來の就職と脱み合はせ計畫して配置せられたるものは職員に準じ待遇する事

中嶋航空部品製作所

所長　中嶋省一

電話　工場一〇六番
事務所十六番

南魚沼郡鹽澤町

日本輸出麻織物株式會社

電話鹽澤七二番

二、學校教練班(仮)部隊員に準ずる生徒指導の所論をなすこと

三、長期に動員せらるゝ學徒は徴兵保險の被保險者たらしむるやう措置すること、この場合被保險者の負擔すべき保險料は雇入側に於て便宜支拂ふこと

(四) 教育訓練に對する協力

一、雇入側は絶對に學徒の勤勞動員は勤勞即教育たるの本義を理解し教育責任者と協力の上學徒の教育訓練に遺憾なからしむること

二、雇入側は勤務時間中軍事教育教練動員等のため一週六時間を限即とする時間を設くること、なほ作業休憩時間休日等あらゆる時間を活用するものとし雇入側はこれに協力すること、作業の状況に應じ前項の時間は適當繰延又は分散的に實施し得るやう措置する事

◇學徒動員本部設置

決戦非常措置により學徒に下された動員令は十九年の進展の月を強足として全國の工場に事業場に田畑に海、勤勞、教場、開拓の烈しい活躍をした、この學徒動員に對

應すべき文部省の新機構の中心は動員本部であるが、本部長には松部文相が就任し、次長には來官朝地德三郎氏が就任

△過年動員授業の要點

文部省では十九年五月六日中等學校の動員下の教育方法と教科科目成績の評定法等について各地方長官宛訓令を發したが内容は次の通りである

◇中等校　体錬科教練(毎週約三時間)理數科數學及び物象(毎週約三時間、軍事科學を軍事科學と)

◇實業學校　体錬科教練(毎週約三時間、理數科、實業科と併せて毎週三時間(軍事科學を軍事)

◇高等女學校　家政科育兒、家政科保健(毎週約二時間)救護實習(三年)保育實習(四年)毎週約一時間

◇女子實業學校　家政科育兒、家政科保健、實業科(毎週約三時間)救護實習(三年)保育實習(四年)毎週一時間

(四年)毎週一時間

但教授時間が六時間に滿たないものは中等校は國民科、理數科、高女は家政科、理數科、体錬科、實業學校は國民科、實業科、理數科

女子實業は國民科、實業科、家政科、体錬科の順で重點的に授業教授をする事が出來る、採點法も國民科、理數科と分けて教科別に採點する

軍教体制確立

國民學校から大學に至る各日本の學徒に於ける軍事教育の劃期的な强化擴充方策は十九年二月四日文部省より發表されたが、學園を名實ともに第二國軍基地として學徒を明日の戰士、たらしめ國民學校から大學に至る段階に於て一貫不動の軍教体制が確立されるに至つた、各教科の新方針は次の如くである

△國民學校　從來の体錬時間の一部がそのまゝ軍事教練の時間として更生するだけで、新制を手にするやうな事はなく徒手教練で各種、銃剣訓練を行ひ陣中勤務の必備學科程度、手旗信號モールス信號の通信技能教育が正課として課られるのは目新しいが之も体錬の時間中に授業訓導から指導されるのである、訓導目標お零く軍教精神を學につけて、意心に學ぶる事入精神を

徹底づける事が許容だ、少年兵候補者には特に重點を置いた教育を施して行く、高等科になると毎週三時、一年九十時の教練時間がはつきりと誤せられる

△實業學校　兵の貯水源として實戰即機の備へで行く、一、二年は年に七十時、三年以上は九十時の教練時數を設け國民學校同様、手旗、モールス信號の習得を期す

△中等學校　時間的には從來と變りない、通信教育と實戰即機の基礎訓練を徹底して行く課だが輸送候補生としての養成機關に重點を置き指揮能力の涵養も十分に加味して行く、又一週二時間の軍事學科が新設され航空機用　通信の科學的機理を學ぶ事になる、從來中等學校での軍教は概して中學校より實業學校の方面が優秀な成績を收めてゐたが、今後はかゝる弱點を一掃すべく中學校の奮起が望まれる

△師範學校　實科では從來同様の時間數だが、本科では一週四時間を課し三年間を通じて三百二十時從來の二倍になる、方針は中等學校に於けると同様

△高等學校、專門學校　基礎訓練の强化はもとよりだが、指揮能力の向上に重點が注がれ、同時に特定學徒を航空、機甲、歩兵、重火器通信の四部門にわたつての專門教育が實施される

航空機甲は軍の要請と本人の天分に鑑み選拔し歩兵火器、通信に就いては大体総員の一割とし其充當員數は總數練時數の三分の一程度とした、一割と限定したのは人員後の學徒關係と睨み合はせた課だ、総員數の增加は文科系では十割以上、理工科では五割以上、文科系高專校は陸軍士官學校といふべく理科系統は技術校養成機關といつた内容に變遷するのである

△大學　大体高專校と同様だが、指揮技術の習得に對しては一般の重きを置く、特別訓練としての航空、機甲の實施も高專校と同じ、但し歩兵重火器、通信の兩部門はなく、一部學生が火砲の專門教育を受ける、大學高專を通して連續教練の新制度がおかれた事は今次改革の一大特徴今までのやうに一、二時間つゝ教練を行つたのでは機動の整備や主人等に時間を浪費するばかりであり徹底した教練精神は出

新潟 長谷川病院
電話 三九九三(事務用) 二一三(病室用)
院長(醫博) 小穴聰
副院長(同) 寺田利男
醫員 中山坦
指定看護婦講習所

泌尿器科
理學診療科
新潟後樂醫院
新潟市東仲一番町(舊縣廳跡)
電話八九九番
文献案内書送呈

新潟市東入舟町三、七七五番地
新潟造船株式會社
電話二四六六番・一五九二番
專務取締役 泉榮吉

き込まれない、今後は一日若しくは半日ぶつつゞけの連續教練を毎週二回の割合で行ひ流汗の中から剛毅の氣魄を培つて行く新學科軍事教習が大學、高專を通じて實施されることになつたことも大きな特徴の一つで軍事教習の内容は

○軍事學　初級士官に必要な戰術戰史、軍事學概論等で在學中約五十時間を課す

○兵器學　各兵器の構造、機能、手入、調整から兵器工場の實習まで行ふ、此科系は六十時間、法文科系は三十時間

○軍陣衛學　衛生勤務、防空救護、傷兵、航空機學等でもちろん各科學徒を對象とする、數學方面もこれに準ずるの三つである

學徒の軍事教育強化

縣では學兵低下に即應する學校教練の振作方法を決定、四月から實施した

△一般教育内容に軍事的教材等に國人に親はりとる精神を始め軍人たるに必要なる精神の要素を採り入れ教練、特別訓練、勤勞動員等と相俟つて軍事能力の强化向上を期する

△教練強化の内容は

一、國民學校の教練はこれを强化し初歩の軍事的基礎訓練の徹底を期するため新に初歩の通信基礎教育（手旗及モールス信號）を加へる

二、青年學校の教練はいよ、よこれが充實强化を圖り實戰即應の基礎訓練を徹底せしめるため新に通信基礎教育を加ふ

三、中等學校の教練時間は從來通りであるが新に通信基礎教育を加へ更に軍事科學として三、四年に對し毎週二時間程度を課す

四、特別訓練として中等學校に於て滿四の初級程度の訓練を授ける爲め教練時間より年三十時間をこれに充當し三學年以上に實施する、また機甲訓練を更に强化する

中等校入試新選拔方法決定

十九年度縣下中等學校入學者選拔方法は左の如く決定、一月八日方針を發表

口問口答、體育は勿論、適制能力よりも體部の檢診に重點を置く

國民學校長の内申書については學病等をそのまゝ内申書へ轉記させ最終學年の成績は一、二兩學期で判定したが、三學期の成績も加へられた

△中等校入試の考査期日一定

下越中等學校長、國民學校長、進學兒童指導教師の協議會は十九年一月十五日縣立新潟高女校に於て開催協議の結果十九年度は中等校入試期日は八私立とも全部同一期日に施行と決定、考査方法は内申書、身体檢査、人物考査の綜合判定によつて決定

野本翁の事蹟
教科書に輯錄

長岡市の生んだ先覺者野本五雲翁（本名恭八郎）の奉仕の全生涯が新中等校教科書卷一の「奉仕の道」に輯錄され大いに紙價の面目を施してゐる、野本翁は慶永五年刈羽郡機屋村の大庄屋の家に生れ、二十八歩の時長岡町長となり電燈石油業を興し万殖、獨學の誤を嘗へ生涯その實行と普及に努め八十三歳の時日本石油會社を創立、遺産を擲げてこれに奉附し八十五歳で歿した

△新潟、柏崎両高女に保育所設置

縣では特別産業組合助員養成講習を設け勤勞家庭の乳幼兒を預り主婦の手を省く一方家政教育に當ることゝなつた、收容するのは幼兒百名、乳兒卅名で所長一名、主任一名、囑託醫一名、保育婦三名

△北蒲原農業、工業へ轉換

私立北蒲原農學校は十九年度の新學期から工業學校へ轉換と決定、同校の轉換は同校理事島本庄次郎氏の經營で同氏が經營する島本鐵工所の源泉工場とし新入生と二、三年生の部に機械科生徒とし四、五年生は商業科生徒とし商業科生徒が卒業するまで北越工業、北越商業の二校看板となる

△両津郡水産講習所甲種昇格

佐渡両津町郡水産講習所は新學年から甲種程度に昇格定員も四十名から百五十名に增員、第一學年五十名を入所させることに決定、入學資格は國民校高等科卒、授業工費は十六万円、設工の上は地元両津町が降へ附の豫定

△直江津に海洋訓練所開所

中頸直江津海洋訓練所場所式は五月一日擧行、入所生を迎へ初訓練を開始した

△獨學青年職士へ青報

縣商工紳商會では一般工員、職業工でも勉强次第では立派な技術者となれるやう各方面連絡、案を練つてゐたが工場方面と縣青業教育振興會でも檢定合格者に對しては待遇其他社員登用等の途を講ずる事となつたので十九年八月七八両日長岡市の同會支部において檢定試驗を施行した、機械、電氣の両科で程度は甲種工業卒程度であつた

△武道審査檢定に本縣第一位

本年二、三両月に亘り全縣に施行された武道審査檢定の成績は本縣が全國の首位と決定、受檢者總數は四万五千七百六十八名、合格者は一万六千七百九十名で、種目は銃劍術、射撃、劍道、柔道、弓道等である

△大日本教育會縣支部設立

縣教育會、縣教員互助會が發展的解消、新たに知事を支部長に内務部長を副支部長に推す大日本教育會新潟縣支部が設立され、舊機關の一切は新支部に繼承された

加茂農林昇格

農業技術指導陣の强化を圖るため縣では二十年度から南蒲加茂町に農業專門學校を新設することに決定、この經費四十四万五千五百八十三圓を二十年度豫算に計上した、二十年四月から開設、現在の加茂農林の農業土木と獸醫、畜産の二科を殘して廢止するもので農學、林學、獸醫科學の三科各四十名づゝ計百二十名を募集する

新潟醫科大學

昭和十九年度入學狀況

專門部	入學者	志願者
學部	一五七	一一九五
	九八	一三六
計	二五五	一三三一

昭和十年十二月一日現在

專門部生徒	三一八名
學部生徒	三三六名
計	六五四名

◇新潟第一師範男子部

入學狀況比較

昭和十八年度

科別	募集人員	志願人員
本科	六〇	二二二
豫科	四〇	一五九
計	一〇〇	三七一

昭和十九年度

科別	募集人員	志願人員
本科	六〇	三五五
豫科	四〇	一三〇
計	一〇〇	四八五

◇新潟第二師範學校

入學狀況比較

昭和十八年度

科別	募集人員	志願人員
本科	六〇	一三二
豫科	八〇	二二一
計	一四〇	三四三

昭和十九年度

科別	募集人員	志願人員
本科	五四	一二五八
豫科	八〇	一四四
臨教	六〇	二三五

縣立中等學校入學志願者數

昭和十八年度

學校別	募集人員	志願人員	入學率
新潟中學	五〇	一二二	二六五
巻中學		一五〇	一六九
計		六〇六	四一九
新發田中學		一〇二	二七〇
村上中學		一五三	一九二
計		四二二	四一九
村松中學		一五六	二六七
三條中學		二〇二	一五一
計		三七五	二〇四
長岡中學		二五八	二一三
小千谷中學		一〇四	二一二
柏崎中學		一五七	二九二
計		四一五	三〇七
高田中學		二五八	二一二
糸魚川中學		一五三	二六一
佐渡中學		一六八	一〇四
計		六一一	四一〇
六日町中學		一〇五	一六八
十日町中學		一一一	一九七
計		二一六	三六五
新潟平科		三一三	三八七
高女專科		四二	六一
計		三五五	三六
巻高女		一一二	一九九
新津高女		一六五	二八五
新發田高女		二〇九	二九九
村上高女		一〇二	一九四
長岡高女		一七五	三〇〇
柏崎高女		二二〇	二九四
高田高女		二七〇	二〇八
糸魚川高女		一〇九	一七〇
河原田高女		二一四	一八〇
三條高女		一六八	一八八
小千谷高女		二一一	一六八
計		四四二	三八五
村上高女		四六九	二〇〇
長岡高女		四四九	二〇九
柏崎高女		二七〇	二〇八
高田高女		三四七	二七〇
糸魚川高女		四八五	一七〇
河原田高女		二一九二	一八六
三條高女		一六八	一六八
小千谷高女		二一一	一二三
計		三三六	二一七

阿部謙　同　同　同

竹村[illegible]	同	五泉農業	一二五 一五〇
鶴[illegible] 二郎	同	喜多[illegible]	一〇一 一三二
横川 [illegible]	同	羽茂農	一〇一 一一一
菅野 [illegible]	同	新潟市立高女	九〇 九三
堀本 [illegible]	福岡縣	村松高女	一六三 二八一
堀内 [illegible]	長野縣	佐渡高女	五六 一〇四
柳村 [illegible]	同	白根高女	一三五 一〇一
竹内 [illegible]	同	栃尾高女	七二 一四三
藤谷 [illegible]	秋田縣	六日町高女	六一 七一
三川左武郎	同	十日町高女	五七 一〇五
三浦 辰雄	山形縣	安塚高女	五九 一二一
三浦平六郎	同	新井高女	五一 六〇
五十嵐勝三	同	相川高女	一〇九 一一一
平都[illegible]	東京都	鹿板高女	六四 一三〇
名倉 一茂	同	見附實業	五二 五九
森末 [illegible]	北海道	柏崎女高	一〇二 一一二
陳 [illegible]	台湾	三條女高	一五七 一八七
樽 英一	千葉縣	寺泊中學	一〇八 一五七
鳥田 幸吉	群馬縣	北越工業	一一〇 一四一
田石 [illegible]	茨城縣	新潟明訓中第一	一七七 五七五
林 [illegible]	鳥取縣	第二	七二 一五〇
群田 [illegible]	富山縣	計	二二七 二四六
		加茂[illegible]校	一九九 一九六
		新潟實業	六五 一一〇
		新潟田工專女	一八〇 三九四
		柏崎實業	一五四 一七〇
		長岡實女	一五〇 一六四
		長岡女高	四四三 六一〇
		高田[illegible]女高	一七六 二二八
		高田[illegible]女高	一五五 二三三
		新潟[illegible]	二七二 四二四
		高田 [illegible]	一〇 一二
			八 一八

市町村立及私立中等校入學志願者數

（昭和十九年度）

學校別	入學志願者數	新潟市立中學	二一〇 二四九

學徒動員第一陣

縣では文部省の要請により學徒動員に伴ふ十九年度の第一陣として三月二十五日發令し、これは十八年度未充足人員を緊急要請により十九年度計畫の先陣として送り出したもので工場別に人員左の通り

◇理研○○製作所　男四二〇名、女八六二名、內中等程卒男二一〇名、女二二〇名

◇東京航空○○製作所　男七六〇名、女四五名、內中等卒男一〇〇名、女五〇名

△○○製作所　男一八六名、女五七名、內中等卒男八一名、女一七名

△村上○○工場　中等卒男一〇名、女五〇名

學徒の空地利用

縣では中等學校、國民學校（三學級以上）の空地利用計畫を三月十七日決定、校舎を中心とする新[illegible]の利用による學校給食の一部から食糧增産に直接[illegible]の協力を得んとするものである

國民學校の教育方針

文部省では國民學校教育に關する國民教育の戰時非常措置を十八年十一月六日各地方長官宛通牒した要は學徒を最小限に切りつめて生產協力態勢を强化し「生產即教育」の具體化へ進まんとするもので、その要點は……航空機、兵器、艦船等軍需産業の生產工場（下請工場を含む）の私立國民學校では普通學科、職業の兩科に限りたゝられた最低教授、訓練時數に引下げる、更に簡減した兩科のふり合ひを普通學科から職業學科へと重點を移動し學校から實習へと各校獨自の方向へ教育を活用して行く、一方修身、公民、數學の三科は決戰下いよいよ充實をはかり思想の確立、軍事教練の徹底を期し、更に[illegible]、[illegible]、職場等に於ける生徒の生活指導に十分遺なき事を伸ばす、以上は私立國民學校に對しての戰時措置だが、公立學校生徒のうち戰時生產工場に勤めてゐる者についても同樣の措置が講ぜられる

◇優秀學徒、決戰科學陣に動員

大學、高等專門學校學徒は殆ど全部通年勤勞動員されてゐるが科學決戰下、智能動員の一環としてこれら大學高專第二學年以上の理科系學徒の優秀なものを選拔して勤勞から引上げ科學戰の研究補助員とすべく文部省では八月二十四日各學校長に通牒を發したが、學校長は適格者を文部省に申請、文部省ではその中から次の如き適格者を項目動員する

1、戰時研究員の補助員　2、文部省科學研究動員の實驗研究補助の研究補助員　3、將來大學助手その他の科學研究者たらんとする成績優秀なもの、なお理科系の女子學徒も同樣である

配給體制確立

主要食糧に次ぐ重要物資の統制、職員、食生活を安定すべく縣では九月十日、緊急會議に基く强力な出荷体制を確立すると共に縣重要物配給統制規則を全面的に改正、同時に重要物價格を一制乃至四割引下げて國民の生活安定の場合はかつた、指導要綱中の要點は

一、殆ど強化してゐた五市十一町に對する縣指定消費地域の廢止

二、生產者の指導統制、義務の廢止

三、農業會法の趣旨を滿へて出荷の責任團体たることを明確にしたこと

四、新潟市では中間團體の介在を否定し荷受は小賣業團体を以て行ふこと

五、大口、小口を問はず實出しの實行

六、生產者と消費者の結合を進めて商業の獨占化を防つてゐり、特に新潟市に對しては全縣一列の取扱ひから離して自給圈の設定、產地荷と持込荷による必需品確保、重要物指定市場での自由販賣等統制と自由販賣の二本鬼をとつたが、その他の全部は「指定消費地」の設定により專賣上自由販賣も可能とした、指導要綱の要點次の通り

◇重要物出荷配給統制要綱

一、一般方針　一、縣令第五條の規定による縣指定消費地はこれを廢止する

二、生產者出荷の制限緩和　從來生產者の指定出荷地域外への出荷は知事の認可を受けた場合を除き一旦正味二貫匁以下に制限せられてゐたが、生產者が自己の生產した重要物を縣內の消費者に販賣する目的で自ら出荷する場合はこの制限を撤廢する

三、大口消費者に對する措置

（イ）知事の指定した地域內に於ては知事の指定した重要物以外の者から買入をたゝしめない（ロ）知事の指定した大口消費者は知事の指定した地域外に於ても指定出荷團体の統制による出荷、運搬用卷くは多年貯蔵用又に讓渡用等特に重要物統制の必要があると認める場合は縣農業會に命じて所要の統制をたゝしめる場合に於て必要と認める場合は重要物配給統制規則第十七條の規定により命令、制限、禁止の措置を講ずる

二、新潟市に對する措置

一、自給圈の設定　新潟市に隣接自給圈設定して蔬菜自給の確保を圖る　1自給圈の區域【北浦】松ケ崎、潟川、鹿方【中浦】曾野木、鷲巣の內大字東笠巻、上藏ノ木、中藏ノ木、下藏ノ木【西浦】坂井輪、黑埼　2蔬菜自給圈內に於ける當事者を以て蔬菜自給協議會を設置し、指導に相互間の密接な連絡を保ち生產出荷並に配給の適正円滑を期る

二、生產　1出荷、生產班出、縣內農業會を通じて出荷計畫を立ち、2班は自給圈內の生產者に對し出荷計畫の命令（イ）知事は農業第六條第一項により農業會に對し出荷計畫の命令をなす（ロ）農業會は前項の命令に基き自給圈內の各市町村農業會に對して勸奬をなし出荷數量の確保に努める

2出荷數量　市は最低出荷可能量を調査して目標を定める

3勸奬（イ）生產班內に適當數の出荷場を設ける（ロ）生產班長（又は生產班長の推薦した者）を出荷共勸員として市長がこれを委囑する（ハ）市は成績優秀な生產者又は出荷責任者に對し適宜褒賞の措置を講ずる

四、集荷　1產地集荷、2生產者持込集荷（市はこの場合持込者に相當額の日當を支拂ふ）

五、價格其他　1小賣價格による賣買　市は卸賣業者を介在せしめず市直營又は市民消費組合と生產者に對し小賣價格を以て賣買せしめるよう配慮する、2現金即時拂制　市は集荷團體で生產者に對し迅速に即時拂をなすよう指導する、3市は生產出荷に關する奬勵金その他の奬勵方に關し適當措置する

六、大口消費者に對する措置　大口消費者の直接買付は即ちその積荷は市の荷受數量から配給する

七、自由販賣　自給圈內の生產者は所屬市町村農業會の承認を得て自己生產の重要物を市內に持込み市長指定の場所に於て直接消費者に販賣し得る

◇新潟市の特別措置

自給圈制設定による新潟市の野菜確保は準備荷の九月八、九両日に於て一万貫の確定に對し一万三千五百七十貫、十日には一万八百六十貫といづれも豫定を突破、實施第一日の十日には一人一日四十匁三日分づゝ三万袋宛に配給されて好調の走り出しをみせ連日實出しで敎到してゐた市內の各交通機關、[illegible]、白山、新潟各區並に郊外自動車はこの日を境にしていづれも五六割の乘客減を示したが、自給圈設定に對する新潟市の特別措置は次の通り

△蔬菜自給協議會　自給圈內の[illegible]

係者と職、市の購買者で組織する合して出荷打合會を開く
△生産地に出荷場設置　各地區産業團の希望により出荷に便宜のやう運營數の出荷場を設置する
△持込出荷　鶴巻國光町、昭和橋東詰、稻毛渡船場附近の三ケ所で引取り値段、距離等に應じ大体三円を標準として持込者に日當を支給する
△奬勵金　出荷割當を完了した者には五分、割當以上の出荷には超過分に對し一割の奬勵金を支給
△支拂方法　産地集荷、持込出荷いづれの場合も現金即時拂
△自由市場指定　出荷割當を完した生産者は超過分を市の指定した市場で自由に販賣し得る
△荷受機關　市民の消費組合として組合長に井上市長、副組合長岩瀬助役、專務理事植潤國太氏、監事五名、監査十五名
△配給機關　從來の未端配給を擔當してゐた小賣業者が消費組合の構人となつて從前通り擔當

十八年度共炊開設數

本縣における十八年度の共同炊事開設個所數は二、六九四個所（參加員數三五、一一一戶、參加延人員二、三〇一、五四九人で昨年別左の通り

	開設個所	延參加人員
北濱	一六九	三三一、九七六
中濱	五三	一一五、一〇一
西浦	一八六	一一〇、二一六
南浦	一〇三	二二七、一八〇
東浦	二一〇	八六、〇三九
三崎	八〇	八八、七四六
吉志	一六八	一四八、七四〇
北魚	二二一	二四九、六〇九
南魚	二三二	二三二、〇九二
中魚	一六八	一五〇、〇一一
刈羽	一五五	一〇二、二三一
東頸	一四三	九四、一八一
中頸	四七四	二三〇、九六六
西頸	三九	一五、四七一
岩船	九二	一一四、五一五
佐渡	一五九	七五、一四五
高田	一一	四二〇
三條	二八	二六、六五〇
柏崎	二	一、一六〇

疎開者受入本部

東京都をはじめ疎開指定都市からの疎開に伴ふ現方疎出者に對し本縣ではこれが受入体制を一元的に整備強化し四月一日「新潟縣都市疎開者受入本部」を設置したが右機構は全般を前田知事が統轄、部長警察部長を本部長とし左の七係を置いて次の事務を行ふものである
△庶務係　疎開者に對する統括的事務並に關係各課との連絡
△住宅係　受入計畫の樹立及び家屋の斡旋、供給等住宅政策の受入措置に關する便宜供與
△食糧係
△就職係　努めて緊急疎開者に疎開者の就職を斡旋するほか歸農者の斡旋等
△輸送係　運輸通信省、疎開輸送本部並に防空総本部その他關係機關との連絡及び輸送用資材の利用又は疎開に伴ふ各種の輸送に關する便宜供與
△疎開學係
△疎開相談所

衣料切符制改正

政府は一月七日「昭和十九年度における職維製品の供給確保に關する綱」を決定、四月二十日から實施内容を發表、衣料切符制度に改訂を加へ、消費節約を強化した、この結果衣料切符は都市農村の區別を廢して一種、第二種及び特殊切符の三種類とし、第一種衣料切符は數へ年二十九歳以下の者五十點、第二種は數へ年三十歳以上の者四十點、特殊衣料切符は一枚五十點とし、制限小切符には

1タオルまたは手拭一本一枚、2足袋または靴下一足二枚、3縫糸五匁二枚、二匁一枚、一匁三枚

を附してあるが、補修への重點から縫糸を五匁巻の十五匁とし綿縫糸の範圍を擴張して縫糸としたほか手持衣料品の高度活用を期する爲裏修用布類の點數を約二割減點し、從來十八歳以上の女子と七十歳以上の男子に交附されてゐたネルの制限小切符を廢し妊産婦と嬰兒にネルと晒の小切符が交附される、特殊衣料切符は結婚（二五〇點以内）盆踊（五〇點以内）その他眞に必要な特別の事情ある場合に一定限度の切符を交附するものである、有効期限は十九年四月一日から翌二箇年で本縣では五月十五日各家庭に配附された

指定衣料配給基準

政府は國民衣生活確保のため繊維製品未端配給機構の整備に關する措置要綱に基き、指定配給所を通じて指定必需衣料二十四品目の適組配給を行ふに當り各都道府縣別配給量の公正を期するため從來の都道府縣別人口比率のみを基準とする配給方法を改めて左の如く十九年二月現在の人口比率を根幹とし、更に文化度、家族度を考慮して適別、量別の調整を行ふことに七月十一日決定した

一、人口比率のみを基準とするもの—シャツ（ワイシャツを除く）ズボン下、綿、寝巻、肌着、縫糸、手拭、タオル

二、人口比率に文化度を考慮するもの（イ）都市向—ステテコ、ズロース、ブルマー、女性襦袢、靴下、ワイシャツ、ブラウス、スリップ、シミーズ、コンビネーション、フルアッション（ロ）町村向—パッチ、足袋

三、人口比率に寒暖度を考慮するもの—（寒地地向）メリヤス、シャツ、子供靴下、腰巻、足袋

四、特殊人口に配給するもの—手編糸（効兒）晒、ネル（出産）

五万円の夢「福券」お目見え

政府は國民購買力吸收のため臨時資金調整法第十條五の規程に基き「福券」を發行するため基礎法規として大藏省令「福券規則」を制定三月三十一日公布した、福券は日本勧業銀行をして發行せしめる富籤式福券で債券の割增金に相當する奬金を抽籤で附するが利子はつかず、發行の翌年從三十年以内に償還する、券面金額は二十円以下で購買消化の割當は行はない「福券」實施と共に十月から報國債券は取止めとなつた、第一回發出しは九月二十五日から二十日間行はれたが、十円券二十年間据置で當り籤は一等五万円、二等五千円、三等五百円、四等十五円のほか當り番號の各前後に一等千円、二等五十円の殘念賞を附し當籤率は一組十万本に對し一等一本、二等九本、三等九十本、四等一万六千九百本

錫貨御目見得

アルミ材の節約を圖るため大藏省では錫貨幣の都則貨を發行する、三月七日發表、同月末頃から新貨が登場し始めた、種類は十錢、五錢、一錢の三種でいづれも從來のアルミ貨より小型となり量目も軽材の關係から約二割半軽くなつてゐる

下宿の最高料金

本縣の下宿の最高料金は十八年十月左の如く決定認可された
△食費（三食）二十七円二十錢
△室料（六疊）七円八十錢、計三十五円
六疊以外の室料は疊一枚につき一円三十錢の割合で增減されるが、右の料金中には電燈料、炭代が含まれてゐないので實際消費者の負擔となる

防空日設定

新潟、東新潟両署では三月十日市並に警防團、自衛部と打合せた結果、縣都の防空態勢を強化するため毎月八日と廿五日を「防空日」と決定、訓練を行ふことゝなつた

縣青少年團　十九年度事業

縣青少年團の十九年度事業は神社奉仕、生産增强運動、決戰訓練强化、十氣昂揚、興亞運動、指導强化の六項目で生産增强と決戰訓練に二大眼目をおいて必勝への新努力を實踐した
一、神社奉仕に關する事項
1、神饌奉獻並に神饌見仰儀成
2、縣護神社祭祀奉仕
二、生産增强運動に關する事項
1、食糧增産運動、2、資源活用運動、3、縣祭典に於ける女子青年の勤勞奉仕、4、北海道食糧增産勤勞奉仕、5、軍需資材增産運動、6、生産者强協力、7、女子動員の强化
三、決戰訓練强化に關する事項
1、國防訓練の强化　特技訓練の普及の重點を氣象、海洋、通信訓練における國防能力檢定並に戰場走破設定を强力に推進、2、少年兵團教育促進運動、3、決戰生活指導、4、神助看護婦特殊訓練、5、傷人救護强化、6、剛健男女の涵養
四、十氣昂揚に關する事項
1、戰捷記念日式典、2、戰歌元寇壇人物畫の顯彰、長岡市青少年團では山本元帥顯彰大會、青少年奇會の徹底等
2、文書教育　青少年女團の設體と充實國書活用運動、隣邦語の設置と普及
五、興亞運動に關する事項
1、中等學校在學者との連携、2、國洲雄設勤勞女子青年隊の派遣、3、滿洲開拓青少年義勇隊の獲得奬勵
六、指導强化に關する事項（略）

縣、勤報動員計畫

本縣における十九年度第一期（四月—九月）の動員計畫數は從人員男三百九万九千五百四十一名で內譯次の通り

◇事業方面
學校男九九〇、七六一、女三一一、二八四、壯男一二一、一二〇、勞報男四、八八〇、青少年團女二、四〇〇、其他男五〇、五〇〇、女六、七〇〇、計男一、〇五八、二六一、女三三一、三八四

◇生産擴充方面
學校男七五、九四五、女三一、三三〇、壯男五、三一五、青少年團女六、一〇〇、商報男一、七三〇、其他男一五〇、一六七、女一八、五一三、計男三三四、一五七、女五五、九四五

◇運輸通信方面
學校男三三五、〇七三、壯男六六、七九〇、商報男三一、九四〇、其他男二四六、〇八六、女三一、〇七〇、計男六八〇、八八九、〇三三、〇七〇

◇農林水産方面
學校男一九〇、九九八、女八八、四八二、壯男一〇〇、青少年團男一、〇九〇、女一九、八八六、婦人會一、四三五、商業男一一、二三〇、女五〇〇、會社員男二八〇、其他男一二五、一〇一、女三、三九三、計男三〇九、七九九、女一一三、六五七

◇公務方面
學校男一八、三〇〇、女六、八八六、計男一八、三〇〇、女六、八〇八六

◇其他産業方面
學校男一八、三〇〇、女五七、六四五、婦人會一八、三〇〇、其他男三五、四一四、女一五、九一三、計男六五、二九四、女九一、八五八

國民登錄の範圍擴大

政府は昭和十五年以來毎年二回實壯年國民登錄の實施し男子は十六歳以上四十歳未滿の者女子は十六歳以上廿五歳未滿の者に申告せしめたが、國内情勢强化を圖る方策の一環として殊に國民動員を徹底せしめる爲め壯年國民登錄の適用範圍を男子に限り五歳引上げ從來の最高年齡四十歳未滿となつてゐたのを四十五歳未滿まで擴張することに厚生省告示及び國民徵業能力申告令による省令の一部を改正、十二月三日公布した

産業組合令改正

産業組合令改正は今回産業組合法の改正に伴ひ産業組合の「産業組合」と「産業組合連合会」の定義を明確にし、産業組合の事業の範囲を明確にし、産業組合の事業の範囲を明確にし、産業組合の事業の範囲

宗教

國幣社、縣社、郷社一覽

官幣社　號祭神　名稱所在地
同　中社　彌彦神社　天香山命　西蒲彌彦村　外一柱
同　小社　長津神社　五千瓢命　佐渡羽茂郡　外一柱
縣社　田神社　瀧口秀勝　北蒲五十公野村　外一柱
同　青海神社　椎根津彦命　南蒲加茂村　外四柱
同　五十嵐神社　五十日帶彦命　南蒲鹿峠村　外四柱
同　菅柴神社　敏達天皇　長岡藏王町　外一柱
同　魚沼神社　天香山命　長岡表一之町　外一柱
同　三島神社　大山祇命　柏崎市　外二柱
同　物部神社　二田天物部命　刈羽二田村　外二柱
同　居多神社　大己貴命　中頸春日村　外一柱
同　春日山神社　上杉謙信　中頸春日村
同　關山神社　國常立尊　中頸關山村　外二柱
同　青海神社　椎根津彦命　西頸青海村　外三柱
同　江野神社　建御名方命　西頸名立村　外六柱
同　石船神社　水波女命　岩船岩船町　外八柱
同　西蒲羽黑神社　素盞嗚命　岩船村上村
同　藤基神社　內藤信成　岩船郡村上本町　外二柱
同　大山祇神社　大山祇命　佐渡相川町　外三柱
同　黑串彦神社　阿田部久志尼命　佐渡吉井町　外一柱
同　物部神社　宇麻志麻治命　佐渡畑野町　外一柱
同　國野宮　順德天皇　佐渡國野町　外二柱
同　大幡神社　大毅主命　佐渡外海府村　外二柱
同　白山神社　菊理比賣命　新潟白山島町　外二十五柱
同　金峰神社　金山彥命　長岡藏王町　外三柱
同　平潟神社　建御名方命　長岡表一之町　外一柱
同　櫛神社　櫛原康政　高田大手町　外三柱
同　日枝神社　大山昨命　高田寺町　外四柱
郷社　鹽防神社　建御名方命　北蒲新發田　外二柱
同　熊野若宮神社　鳥遊日命　北蒲中條　外九柱
同　日枝神社　大山昨命　中蒲村松　外二柱
同　鹽防神社　建南方命　西蒲吉田　外二柱
同　長浦神社　綿織津命　南蒲加茂　外四柱
同　住吉神社　底筒男命　東蒲津川　外七柱

皇道宗教樹立

國民教化の重責を擔ふ宗教界を團結して宗教國策に万全を期すべく文部省では宗教團体法による「宗教教化方策委員會」設置に關する諮問を一月廿八日公布、同日その內容を發表した、現在わが國の宗教としては神道十三派、佛教二十八派、基督教二派あり、いづれも國策に協力、教化運動に挺身してゐるが、委員會の直接目標はこれらを打つて一丸とし全國十万の寺院、教會、三十万の教師僧侶の總蹶起を促して生産增强、貯蓄奬勵等凡ゆる國策の徹底に一翼せる教化活動を期するにあり、宗教團体法はこの魂をふきこまれて寺院も教會も國民鍛成道場として提供するなど決戰下にふさはしい發足をするが、更に進んで大東亞各地宗教との連繫運動も研究されることになつてゐる

護國神社上棟式

二百万隊民待望の護國神社の立柱上棟式は開戰二周年記念日たる十二月八日前田知事以下縣內各官公廳代表、議員其他參列の下に告式床しく執り行はれた

業務案內

旅行案內　貨物案內　通關說明　講演會　映寫出會　寫眞貸　博展覽會
一般照會

一切無料

新潟市古町通六番町
滿鐵華北交通　新潟事務所
電話二七八八番・二九三九番

地在所所務事

東京事務所
東京都京橋區銀座二丁目
電話京橋(56)2821・2922・3277

大阪事務所
大阪市東區堺筋安土町
電話本町1700・1701

名古屋事務所
名古屋市中區桑町一ノ一〇
電話本局2161

敦賀事務所
敦賀市櫻前大通　電話416

門司事務所
門司市稅關前　電話2113・2477

長崎事務所
長崎市万屋町七九　電話4788

福岡事務所
福岡市小山町一番地　電話東3731

札幌事務所
札幌松前道廳前
電話2420・2421・2422

管及其他コンクリート
工工品賣
事製作販
請負

合資會社 **增田セメント工業所**

新潟市本馬越
電話二五七二番

株式會社 **中野鐵工所**

本社 新潟市上大川前通六番町（電七〇二番）
第一工場 新潟市赤坂町三丁目（電二三三番）
第二工場 新潟市上大川前通七ノ町（電一六〇二番）

中野産業株式會社

新潟市上大川前通六番町
電話（三七〇一）二八番

土木建築請負

株式會社 **日東組**

社長 柴田庄藏
新潟市上大川通四番町
電話七〇五番

社員一同

新潟土建株式會社

取締役社長 瀨賀金次
常務取締役 本間石太郎
取締役 渡邊英正

本社 新潟市入船町四丁目三九〇二番地
電話 第二六七一四番
第一六四八四番

邦文タイプライター

全國に一番普及し最も能率が上ると定評があります

邦文タイピスト養成所

資本金二五〇〇萬圓

日本タイプライター株式會社

本社　東京都京橋區室町一丁目

社長　城森省三

新潟出張所

新潟市古町六番町

所長　末方慶太郎

同　三島神社　大山祇命　桂　外六　東浦尚鹿嶋　九一八
同　八幡神社　足仲彦命　桂　外三　東蒲鳥川　九一五
同　都野神社　多紀理姫命　桂　外四　三島與板　九一五
同　二荒神社　事代主命　桂　外四　北魚小千谷　九一五
同　八幡宮　大國主命　桂　外七　南魚六日町　九一五
同　諏訪神社　建御名方命　桂　外三　中魚十日町　九一六
同　豐洲神社　建御名方命　桂　外三　相崎市　九一六
同　宮川神社　天照大神　桂　外五　相崎市　九一〇
同　諏訪神社　建御名方命　桂　外一　東蒲安塚　九一〇
同　八坂神社　建御名方命　桂　外二　中蒲直江津　九一〇
同　阿比多神社　少彦名命　桂　外五　中蒲谷濱　九一五
同　風巻神社　級長津彦命　桂　外六　中蒲上杉　九一五
同　白山神社　伊佐奈岐命　桂　外二　西蒲能生　九一〇
同　奴奈川神社　奴奈川比賣命　桂　外二　西蒲大和川　九一〇
同　天津神社　豐々杵尊　桂　外五　西蒲糸魚川　九一〇
同　東照宮　德川家康　佐渡相川　九一〇
同　善知鳥神社　神直田　桂　外八　佐渡相川　九一〇
同　二見神社　國常立尊　桂　外一　佐渡二見　九一三
同　白山神社　伊弉諾尊　桂　外一　佐渡澤根　九一三
同　諏訪神社　建御名方命　桂　外三　佐渡河原田　九一三
同　八幡宮　誉田別尊　桂　外二　佐渡八幡　九一三
同　二宮神社　玉島姫命　桂　外二　佐渡二宮　九一三
同　八幡宮　應神天皇　桂　外四　佐渡金瀧　九一五
同　住吉神社　表筒男命　桂　外三　佐渡吉井　九一三
同　日吉神社　大山咋命　桂　外五　佐渡新穂　九一四
同　牛尾神社　大己貴命　桂　外六　佐渡新穂　九一三
同　飯持神社　食保津命　桂　外五　佐渡畑野秋ノ村日
同　一宮神社　島姫命　桂　佐渡畑野　九一九
同　三宮神社　成島親王　佐渡畑野　九一九
同　加茂神社　別雷命　桂　外一　佐渡畑野　九一五
同　引田部神社　猿田彦命　桂　佐渡畑野　九一九
同　小布勢神社　素盞嗚尊　桂　外一　佐渡西三川　九一〇
同　木崎神社　木花開耶姫命　桂　外十一　佐渡小木　八一九
同　菅原神社　菅原道眞　桂　外六　佐渡羽茂　八一九
同　八幡若宮神社　仁德天皇　佐渡赤泊　九一八
同　松師神社　武甕槌命　桂　外四　佐渡松ケ崎　九一六

宗教

度津神社参道鳥居竣成

佐渡郡度津神社の參道改修工事は延二千名の島民の勤勞奉仕により四ケ月の日子を費して十一月に完成、また參道入口に島内有志の用材寄附によつて高さ三十一尺、巾十八尺、太さ二尺の総欅の一の鳥居を建立、これが竣工式祭を十二月一日執り行つた

敬神教育模範町村等選定

縣では敬神教育の指導徹底に多年盛の努力を續けて來た左記模範町村並に學校、工場等を選定、今後これを中心として益々敬神思想の啓發普及に完璧を期するやう一月八日それぞれ通牒を發した

◇町村　北蒲柴雲寺村、中蒲大江山村、西蒲松野尾村、南蒲今町、東蒲岡鹿嶋村、三島宮塚村、古志東山村、北魚田麥山村、南魚中之島村、中魚千手町、刈羽上條村、東頸沖見村、中頸彩之濱村、西頸根知村、佐渡船越川俱村、佐渡眞野村

◇中等學校　市立新潟高女、柏崎高女、能生水産

◇國民學校　中頸菅原校、三島鳥原校、西蒲小中川川前校、佐渡眞野校

◇工場　日東工業〇〇工場

同　八幡宮　田　別　三　社命　佐渡河崎九三
同　白山神社伊弉諾外一　柱　佐渡河崎四五
同　護国神社　御名方外一　柱命　佐渡両津六二
同　羽黒神社倉稲魂命　佐渡加茂六五
同　白山神社菊理媛命　新潟網代四八
同　五社神社大幸須比外七　柱命　新潟藤原七一
同　八幡宮　田　別　八　柱命　三條宇野辺五三
同　高志王神社大国外二　柱命　東蒲井川六三

無格社整備

本縣の神社総数は五千三百六十三でこの八割七分餘に當る四千六百七十七が無格社といふ日本一無格社の多い縣柏にあると、社殿の腐朽激しく神官の手薄も十分拘ひ得ないものも相當あり、また二人の神官で三千社の祭典その他を受持つてゐるものが百餘名に上つてゐる實情に鑑み、縣では社殿維持と警神思想涵養上無格社一掃を目標として十一月十日「神社整備委員會」を開催、三ケ年間に三分の一に統合する方針の下に先づ千八年度整備地域として新潟、長岡、高田、三條、岩船、中頸の四市二郡を指定したが、以上地内にある無格社の數は約二百四十九、中野六百三十、新潟八、長岡、高田各五、三條一となつてゐる、町村の各六字に一社宛は殘すはずであるが、大字の戸數が少い場合は一つの大字に二社とし、廢止する無格社は存置神社の境内に移すことになつてゐる

僧侶常會發足

東西両本願寺では四百年來の行きがかりを捨て、両派相提携して銃後思想戰に振興すべく両本願寺管轄の大谷、東本願大學教授を委とする戰時民衆教化研究所、戰時宗教教化運動本部の設置などのほか毎月一回の常會を開催して更に教義、末寺、門徒の各部會を通じ二千万信徒に必勝信念の徹底をはかることになり、具体的運動の第一歩として十月十三日東京築地本願寺に全國教區所長を招集第一回中央部會を開催した

佛教大學の單一化

「教育戰時非常措置方策」に基く文科系大學の整理統合に對する佛教大學の單一化は大日本佛教會で協議のうへ十一月十五日西園寺大學々監は佛教會幹事と最後の関係協議の結果、佛教大學として存する大谷、龍谷、高野山、駒澤立正、大正の各派大學科大學を專門學校に縮小、各宗派大學の財團をそれぞれ持寄つて一大學を設立することに意見一致した

宗教家増産陣へ

文部省では十九、二十の両年度にわたる宗教家動勞動員を計畫し、佛教七千名、神道二千五百名、キリスト教二百三十名の人員、七月上旬一斉に農村工場への進出を開始したがその費用は宗教家が一切を捨てて一工員に徹し切り、傳道の範を示す點にある

僧侶も勤勞動員

大日本佛教會では一月二十四日「戰時僧侶勤勞動員實施要綱」を決定各府縣支部を通じて各寺院、教會に指令した、右要綱によれば全國十七万僧侶のうちから生産勤勞に適する十六歳から四十五歳までの僧侶を約二年間軍需工場、事業場等生産第一線へ送つて戰力增強と精神指導に當らせんとするもので、このため大日本佛教會に戰時僧侶勤勞動員總本部を、また都道府縣佛教會に連絡所を設置して指導員の配置及び連絡、僧侶隣組を作つて留守寺院の機能を全うするやう適用後援に万全を期する

大日本佛教會新役員

大日本佛教會では役員の任期滿了に伴ひ八月二十一日次の如く後任役員を決定した

會長前方藤円（浄土宗管長）副會長倉橋秀峰（眞言宗）總務局長栗原地道（曹洞宗）教化局長花月納龍（本願寺派）厚生局長上野雲（大谷派本願寺）

應徴僧侶の錬成

陸軍佛教會幹事會では僧侶の應徴、勝地に於ける心構へを錬成するため關係各教者十六歳以上四十五歳までの僧侶十八名を集め五月二十五日から二十七日まで柏崎市善光寺で最初の講習會を開催した

佛教會の事業

陸軍佛教會は十九年度の新規事業を左の如く行つた

△各宗派を網羅して全國教師の團結を期するため各郡毎に年三回以上の常會

△各郡支部毎に僧侶の疎開をひらき決戰銃後の僧侶を鼓舞

△各郡毎に遺家族の母の會をひらき戰歿の妻の初盆指導

△戰歿者位牌金の處分として陸海軍へ各自円覺を伽藍献納、各支部毎に戰歿者の遺骨法要、軍需工場従業者、農業增産者の慰問激勵

田邊本成寺貫首

法華宗総本山本成寺貫首田邊日學師は十八年十月二十六日三條市の本山で臨滅時のため遷化、十一月五日本山に於て本葬を執行された享年六十九、西瀬松長村の生れで早大文科出身、法華宗三派の合同宗團の發團實現に尽力したことが多かつた

文化と藝能

オジラ

五縣放送局の親局

行政、文化の中核を備ふ

北陸行政協議會の設置をはじめ北陸軍需監理部、鐵道局、郵信局、税務局、電波局等の特別官廳が設置され本縣が名實ともに北陸の行政文化圏の中核となつたことにともなひ新潟放送局内には十八年十二月一日から北陸五縣六放送局の親局としての業務を統轄するため日本放送協會新潟分室が併置された、しかし當初は北陸三縣と新潟を結ぶ專用線がなかつた爲め、これを別回路に依存するはかなく各放送を通はれた前出行政協議會長の懇内向け放送を始め北陸班内放送も技術的にはかゝる困難を克服して行はれてゐた、しかしこれは郵信當局のなみなみならぬ努力によつて十九年十一月一日新潟郵信局開局一周年並びに分室設置一周年を記念して新潟市公會堂から管内へ中継された「北陸地區郵政事業」安の年次こそは各員とも新潟放送局が北陸の中央局として躍出した第一歩であつた、分室主任兼局長には各中央放送局と同格の参事松内則三氏が任命されてをり樣構もやがて中央放送局乃至北陸放送局として更新されることが豫期されてゐる、しかし報道放送において農事、教養、紙安放送において同一行政區、類似文化圏にある北陸五縣をリードすべく鄭々整備が備へられつゝある

新潟放送局

（電話通二番町、電三二四五）

放送開始　昭和六年十一月十一日

局長　松内則三
総務課長　坂上信治
放送課長　庄司勝光
技術課長　新藤勝一
放送係長　岩田唯一
編集係長　鈴木喜重
加入係主任　村岡長次郎
放送員　倉橋虎男

放送局分室

新潟放送局分室主任兼務を命ず　松内則三
総務局水戸出張所長、主事　坂上信治
新潟放送局総務課長を命ず、新潟分室兼務を命ず　名古屋中央放送局主事　庄司勝光
新潟放送局放送課長を命ず、新潟分室兼務を命ず　技術局技術課長兼所員課技師　根岸馨
新潟放送局技術課長を命ず、新潟分室兼務を命ず

郷土の主要放送

△昭和十八年度

（括弧内は放送月日）

決戰下の郷土教育（二・一一）
新潟醫專校長　鈴木敬一
食糧の產への私達の協力（二・五）
中魚沼郡町女子青年團　屋名菊夜
生產戰線と勤勞青年の教育（二・二九）
新潟鐵工所青年學校長　大西総治
北陸五縣の通信事業について（二・一）
新潟郵信局長　吉田弘苗
土地改良長完成を目指す組織農村（二・一三）
縣農會幹事長　佐藤貞太郎
婦團の問題（二・一六）　前田多門

△昭和十九年度

一人一人の爲替（二・七）　前田多門
空襲地を開墾しよう（四・七）　前田多門
決戰戰場へ一人一人の協力（五・二〇）　前田多門
軍力の配當について（八・三一）
北陸軍管區部隊監部長海軍中將　桑原虎雄
大國心に應へ奉らん（九・一）　前田多門
第七回北陸地方行政協議會を終りて（八・一三）
北陸參謀官　堀田健雄
婦團の遺兒の教育（一〇・一〇）
新潟山之下校　湯澤千代子
新教育をとりがむ（一〇・一七）　前田多門
戰ふ北陸を語る（一〇・二二）　前田多門
堆肥增產について（一一・一三）
地方技師　大飼和男
勤勞傳統の陸路をつく（一一・一四）　桑原虎雄
勤勞動員機構の實施に當りて（一一・二八）　前田多門

媒体放送の分

[illegible]の[illegible]米（一八・一二・三）
西潟雪町

[illegible]の[illegible]一新潟[illegible]並に[illegible]列車中にて（一〇・一六）

直江津の婦人短時間[illegible]（一一・一九）

新しく[illegible]を[illegible]て（一九・二一）
[illegible]　[illegible]放送員

石炭[illegible]主（三・一六）
[illegible]放送員

[illegible]よ[illegible]米（六・二六）
[illegible]放送員

[illegible]の[illegible]手[illegible]（七・一七）
中[illegible]新[illegible]村
[illegible]放送員

日山校五年　[illegible]子

[illegible]米第一[illegible]（九・二一）
[illegible]放送員

[illegible]山に[illegible]と[illegible]ふ子[illegible]（二・三）
古[illegible]米上校にて
放送員

新潟縣指定ラジオ相談所（[illegible]六十三[illegible]町[illegible]）

◀新潟市

[illegible]十三番町）
[illegible]ラジオ[illegible]（古町一番町）
山本ラジオ[illegible]山本光雄（古町八番町）
[illegible]山ラジオ[illegible]山長[illegible]（古町五番町）
[illegible]川ラジオ[illegible]川[illegible]雄（古町一番町）
[illegible]ラジオ[illegible]（[illegible]番町）
[illegible]ラジオ[illegible]（[illegible]町一ノ八番町）
[illegible]ラジオ[illegible]永井市太郎（本町[illegible]番町）
[illegible]　[illegible]郎（[illegible]町）
[illegible]ラジオ[illegible]（[illegible]町）
[illegible]ラジオ[illegible]（[illegible]番町）
[illegible]ラジオ[illegible]（[illegible]番町十三番町）

◀長岡市

[illegible]ラジオ[illegible]（[illegible]町）
小西[illegible]小西[illegible]（[illegible]町）
西山[illegible]西山[illegible]（[illegible]町三）
平[illegible]ラジオ[illegible]（[illegible]町）

ARC[illegible]（[illegible]町）
オ[illegible]（本町二丁目）

◀高田市

[illegible]（本町）
小林ラジオ[illegible]小林[illegible]（本町）

◀三條市

丸山[illegible]丸山吉太郎（田町）
[illegible]（二ノ町）
小林ラジオ[illegible]小林[illegible]（本町）

◀相馬市

丸田[illegible]ラジオ[illegible]丸田[illegible]太郎（[illegible]町）
[illegible]田ラジオ[illegible]田[illegible]（本町三丁目）
丸万ラジオ[illegible]（本町五丁目）
[illegible]ラジオ[illegible]（田町）

◀北蒲原郡

[illegible]ラジオ[illegible]（水原町）
[illegible]ラジオ[illegible]（安田村[illegible]田）
北[illegible]（中條町）
[illegible]（新發田町）
[illegible]（新發田町）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

【主催】日本石油株式會社、新潟日報社
【會場】長岡市立商業學校
新潟産業振興協會主催一
◇港湾少年團結成式
（五月二十七日）
【主催】新潟市および新潟日報社
◇參加團體國民學校八百餘名
國民學校八百餘名
◇映畫「港灣」映寫會
【主催】大阪商船株式會社、日本郵船株式會社【後援】港灣人夫部、移動映畫隊、新潟日報社
二十七日　新潟市公會堂
二十八日　長岡市公會堂
◇大學講師等ジャンプ・ペンラマ開　（六月五日—十七日）
【主催】大日本國粉事業會、國際交流【後援】長岡市教育委會、軍人會、新潟日報社【會場】長岡、新潟市、新潟市內
◇軍人慰問演藝會
（六月一日晴後）
【主催】二千六百年祭【後援】軍人慰問會、國際交流、新潟市教育會、新潟日報社【會場】新潟市公會堂、今日市內本町通一行
◇慰問演藝團演藝會
【主催】愛國會【後援】陸軍、國際交流、大阪、文部、厚生、農林、商工、新潟日報社、新潟市、新潟市教育會、新潟日報社、新潟市
◇十月十三日—二十九日まで十四回ひらく
◇產業博覽會開催
（七月八日—十四日）
【主催】新潟油彩畫家協會【後援】新潟日報社【會場】大和呉服店
◇印刷紙完成報告講演會
【主催】同盟通信社、新潟日報社
【講師】同盟通信水井君
◇七月十六日—二十一日中國關山村その他各地
◇燈台巡視行商等飛行大會
（七月八日—九日）
【主催】大日本飛行協會、陸軍、海軍、新潟日報社◇關十各地上空
◇乘員養成所一日入所大會
（七月十日—十一日）
【主催】乘員養成所、新潟日報社
◇朝鮮業組合總會
【主催】關協和會新潟、東新潟、東新潟青年會【後援】新潟、東新潟、東新潟青年會、新潟市役所、新潟市統制組合會、新潟日報社
七月二十二日青年團、二十三日同公會堂

【主催】新潟市、新潟日報社【後援】新潟日報社【會場】長岡市公會堂【講師】弘前連隊
◇新潟市町內會役員結成會
（十二月二十五日青年團、同）
【主催】新潟市、新潟日報社【後援】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇國民學校二大講演會
（四月二十日青年團、同）
【主催】同盟通信社【後援】新潟日報社【會場】新潟市公會堂
◇大學講師等ジャンプ・ペンラマ
（四月二十八日青年團、同）
【主催】國粉講師協會、新潟日報社【會場】新潟市公會堂【講師】中山國粉、國粉利興
◇山本元帥追悼演奏
（五月二十一日—二十二日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市國民學校
◇山本元帥追悼音樂と講演の會
（五月二十二日青年團、同）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇山本元帥追悼大講演會
（五月二十一日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇山本元帥追悼講演會
（五月十四日）
【主催】日本石油株式、新潟日報社【會場】長岡市公會堂【講師】國會議員
◇國民學校二大講演會
（五月十九日）
【主催】國民學校【後援】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇山本元帥追悼大會
（十九年四月二十九日）
【主催】國民學校【後援】新潟日報社【會場】新潟市公會堂
◇平面幾二大講演會
（四月二十日青年團、同）
【主催】同盟通信【後援】新潟日報社【會場】新潟市公會堂
◇大學講師等ジャンプ・ペンラマ
（四月二十八日青年團、同）
【主催】國粉講師協會、新潟日報社【會場】新潟市公會堂【講師】中山國粉、國粉利興
◇山本元帥追悼講演會
（五月二十一日—二十二日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市國民學校
◇山本元帥追悼音樂と講演の會
（五月二十二日青年團、同）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇山本元帥追悼大講演會
（五月二十一日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂【講師】田代陸軍中佐
◇大橋公園修繕講演會
（五月二十五日）

◇社會事業大會
◇十五日　新潟市公會堂にて
同盟講演會（主催新潟日報社）
◇港の建設大會
【主催】大東亞運輸協會、新潟日報社【後援】港灣省【講師】大本營報道部【後援】港灣業株式會社
十二日　新潟市公會堂
十八日　長岡市民會館
◇國防講演會、港灣建設、港灣人夫部、移動映畫隊、竹山少佐
◇國防社會團體、店員等約六百人會樂會
【主催】國民義勇隊、國防【後援】新潟日報社、合田商業學校、三上孝子その他
五月廿二日　青年團、新潟市公會堂
二十二日（同）　新潟市公會堂
◇赤ちゃん大會
（五月二十七—八日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡赤十字病院
◇山本元帥追悼大講演會
（五月二十一日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇山本元帥追悼講演會
（五月十四日）
【主催】日本石油、新潟日報社【會場】長岡市公會堂【講師】國會議員
◇山本元帥追悼講演會
（五月十四日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂【講師】田中佐
◇大橋公園修繕講演會
（五月二十五日）

◇社會事業大會
（十九年四月二十九日）
【主催】國民學校【後援】新潟日報社【會場】新潟市公會堂
◇平面幾二大講演會
（四月二十日青年團、同）
【主催】同盟通信【後援】新潟日報社【會場】新潟市公會堂
◇大學講師等ジャンプ・ペンラマ
（四月二十八日青年團、同）
【主催】國粉講師協會、新潟日報社【會場】新潟市公會堂【講師】中山國粉、國粉利興
◇山本元帥追悼講演會
（五月二十一日—二十二日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市國民學校
◇山本元帥追悼音樂と講演の會
（五月二十二日青年團、同）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇山本元帥追悼大講演會
（五月二十一日）
【主催】新潟日報社【會場】長岡市公會堂
◇山本元帥追悼講演會
（五月十四日）
【主催】日本石油、新潟日報社【會場】長岡市公會堂【講師】國會議員
◇新潟市町內會役員結成會
（十二月二十五日青年團、同）
【主催】新潟市、新潟日報社【後援】新潟日報社【會場】長岡市公會堂【講師】弘前連隊
◇國民學校二大講演會
（八月二十日—二十二日）
【主催】新潟田舞踊研究會の地方各地
◇前線銃後講演、音樂と講演の會
（十二月二十二日）
【主催】新潟日報社【後援】新潟市銃後義人會、軍人慰問會、國防交流部【會場】新潟市公會堂
◇第二回ラーゲンビル地方慰問演藝會
【主催】新潟日報社【講師】港灣運輸演藝會
【主催】新潟日報社【講師】港灣運輸演藝小柳誠
（十二月十五日—二十二日）
青年團、國民學校その他郡下各地
◇家庭防空講
（十二月十五日—二十二日）
【主催】大日本防空協會、新潟防空協會、新潟日報社
【後援】縣、新潟市、大日本防空協會、國防交流部【會場】弘前連隊
◇新潟市町內會役員結成會
（十二月二十五日青年團、同）

◇港湾建設大會
（八月一十三日）
◇郡下各地の防空大會
（十月八日—十二日）
【主催】國民學校、國防交流部
【後援】新潟日報社【會場】新潟市公會堂
◇國防講演會、國防交流部、軍人慰問會、國防交流部、國防交流部、國防交流部

詩・俳句・短歌

◇[illegible]（一〇〇〇）北巻
[illegible]
◇[illegible]（一〇）中頭和田
[illegible]山本文子郎
◇[illegible]　[illegible]　西[illegible]
◇[illegible]　[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（同）坂井文[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（三〇）西頭[illegible]
◇[illegible]（二〇）[illegible]
◇[illegible]　北[illegible]

新聞・雑誌・詩吟・謡曲

◇[illegible]　新[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]　新[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（一〇）[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（一一）三[illegible]
◇[illegible]（七）[illegible]
◇[illegible]（一〇）池田[illegible]
◇[illegible]　新[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（三〇）中[illegible]
◇[illegible]（一〇）[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（三〇）[illegible]
◇[illegible]　[illegible]

紙　芝　居

◇[illegible]　新[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]　新[illegible]
◇[illegible]（七〇）西[illegible]
◇[illegible]（一〇）北[illegible]
◇[illegible]（四〇）[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（一一）三[illegible]
◇[illegible]（七）[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（一〇）池田[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（三〇）中[illegible]
◇[illegible]（一〇）[illegible]
◇[illegible]　[illegible]

寫　眞

◇[illegible]　北[illegible]
◇[illegible]　北[illegible]
◇[illegible]　[illegible]
◇[illegible]（五〇）[illegible]
◇[illegible]（二五）中[illegible]

帝室技藝員仕命

[illegible]の十五日を[illegible]十一日[illegible]
[illegible]名と[illegible]

正[illegible]　[illegible]　西川[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　

厚生

地方生活調査會

厚生省地方課では新潟縣の各家庭生活の實態を調査し、民の保健上如何なる影響を及ぼすかを現代醫學の手で解決すべく日本醫療保護協會、結核予防協會及び新潟縣醫師會等の協力を得て、新潟縣下の一部を選び、地方生活調査委員會を組織し、十八年十一月一日より一週間、小千谷町、高田市、柏崎町、長岡市の四地方に於て、生活調査を實施した。

内容は左の通り

◇會員會議（司會長藤内政部長）◇參與報告（厚生技師、古川諸長）◇參與報告（厚生技師、山口地方課長）◇參與報告（新潟縣衛生課長、竹内小千谷病院長）◇講演（高橋高田病院長、高橋高田病院長）◇講演（新潟縣衛生課長、竹内小千谷病院長）◇講演（厚生省地方課長、山口地方課長）◇講演（厚生省地方課長、山口地方課長）◇講演（厚生省地方課長、山口地方課

土木建築請負業

長谷川工務所

長谷川龍雄

新潟市東大畑町

電話二七七七番

◇中等學校　△一般受驗者一、七〇〇△壯丁受驗者三〇〇△醫師者一、九〇〇

◇工業（廿三ケ所）△一般受驗者一、一〇〇△壯丁受驗者一〇〇△醫師者一、〇五五△醫師者七二〇△豪注者一五〇、計四、〇二五

◇市營（四ケ所）△一般受驗者三七〇△壯丁受驗者三六五△豪注者なし計六三五

◇產業（三ケ所）△一般受驗者三五〇△壯丁受驗者三〇〇△醫師者四〇△豪注者なし、計五九〇、總計二、〇〇〇

◇對象

△第一種、一般受驗者　徵兵檢査適齊者以外（大正十四年十二月二日以降に於て出生せる者）の被徵兵適者であつて体力檢査の結果筋骨薄弱者か又は運動發育不良等のため要療養者との判定を受けた者

二、壯丁受驗者　徵兵檢査の被徵兵適者であつて徵兵檢査の結果筋骨薄弱者、體重過少者、結核性疾患者、心臟疾患者等のため第二乙種、第三乙種と判定された者

◇第二種一般受驗者　体力檢査又はこれに相當すべき檢査の際「ツベルクリン」皮下反應、自然氣胸、胸膜癒着と判定されるもの

◇第三種一般受驗者　動脈炎の炎症完治消失後一年以内の者及び結核の疑ひある陰影消失後一年以内の者で「エックス」線檢査その他の結果所見に認め難くとも環境等により特に結核發病の虞れが多いと認める者、その他諸檢査によつて發養に診斷されなくとも結核發病の疑ひある者

運動體育

武道檢定に日本一

學生省が二、三両月にわたり大日本武德會を動員し、全國青少年を對象として行つた武道檢査に於て初段檢査者總四五、七六八名、合格者一六、七九〇名で愛媛合格共に全國第一位を占め武道起佐の眞面目を發揮したが、うち初級合格一五、三九九名、中級一、三六三名、上級二六名でこの成績は縣上二百四十四町村及び四十四中等學校にわたり、特に二千六工場も參加したもので、學生省ではこの公開的努力は全國の範とする

に値するとして他府縣に示した

明治神宮國民錬成大會　冬季大會

從來のスキー種目を一新し、決戰時局に適した初めての決戰冬季大會たる第十四回明治神宮國民錬成大會冬季大會は一月廿七日曇るも寒風吹荒ぶ中を迎へ長岡市郊外悠久山公園を中央會場として全國一斉に挙行された此日午前九時宮城並に明治神宮參拜のち聖恩の旅を中央會場に奉迎遥拜並に陸軍省に新浩を捧げ會長小泉厚相代理小林健民局長の訓示を受けて開會式を終り一万三千の演練參加者による雪の祭典は長岡高工、長中、國民校、高女等十四校五團体の分列行進から開幕、中等、悠久山の両會場に次々と繰拡げられた

第一會場　中等競技

△雪上遠距離訓練　神宮大會としては始めての奉納で長岡、長中、防空青少年隊による滑降競技「和同」三機は制町傳吉、大塚國一原秀治西和藤治の各三級滑降王により編隊、編隊の好様性に聴まれて好成

カネボウ

婦人子供服

カネボウ化粧品・茶縁・紅茶

婦人子供靴・鰻皮製品・雑貨

新潟市古町七番町

鐘淵新潟販賣店

電話241番　振替東京九四番二〇九番

各種印刷

新潟市上大川前通六番町

上大川工場

電話四四六番

新潟市上大川前通六番町

株式會社 新潟實業社

井上六郎

電話七八番 四四六番

新潟市西堀前通七番町

西堀工場

電話一四八〇番

新潟臨港開發株式會社

新潟市沼垂

電話 本社五五〇番 鐵道一〇六八番 警察部二五七四番 港務八八九番 荷役三七一六番 振替口座長野三一五四九番

總てを大衆向きに改めました

大衆の食堂に大衆の集會に

定休日（日曜日、祭日、一日、十一日、二十一日）

日本海會館

（舊イタリア軒）

新潟縣土工蔦工事統制組合

新潟市營所通一番町
電話二三五三番

理事長　新潟　西口西太郎
専務理事　同　大谷利八
理事　三條丸山嘉七
同　柏崎赤堀勝成

同　直江津　大島忠司
同　新井　野本利次
監事　新津　遠藤健吉
同　十日町　田村隆次

新潟支部長　高山德三郎
副支部長　一箭歸一郎
新發田支部長　中村勇太郎
中東支部長　土屋文太郎
巻支部長　吉田常太郎

三條支部長　今井政治郎
長岡支部長　松田藤三郎
小出支部長　角屋久次
六日町支部長　片桐國平
十日町支部長　高橋正治

柏崎支部長　石塚善治
安塚支部長　若月定吉
上越支部長　杉田才次郎
頸南支部長　清水松五郎
糸魚川支部長　後藤菊之助
佐渡支部長　計良生吉

…を吸のた

△長岡陸軍部隊　長岡市山田町百…部が二…の御…に待機、警…に…いで…を…は…は…の…

△…上…防…校　市立…生徒校の四、五年生が雪の……物突…、敵…兵の…中…、射…と…の…、故…者…など…合…を行つた

第二會場　咨久山

△…　長町校六年男子が…でどうしたら物…を多く…べるかの…上物…を…

△米…　長岡…民…校男女子……員で…を…を投じ…入り…れて…撃上の米……を取…るなど…代…を表…する……後の…力…を見せた

△…　山本元帥の…校長中生五百三十名が全員……とが…柔道…なんでもお…ひなしの…な…

△…　長岡市…校…三百…十名が…山…の……を…

△…　長岡…校…三百…十名が…山地攻…部隊…を作り、一方スキー……がこれを……

△分…　中…、工業…の三…から……された…手が…上に…ゆる…を…して大…中…一の…的スキー…を見せた

△…　長岡市…冶町第一町内…員がゴム…、…、スキーなど…ひ…の…好で……を歩くには何が一…早いかとほほ…ましい…を…

△…　古志山…西…吉…民…校…二百…十名が十六…の…に……十…及び…材を八…乃…十……んで二キロ半の行…を…か三十…で…走、

△…　栖吉村…による…用材…採…田…三百名が…久山…の松材を…、…宅、…女子…田…が…々と……へ……、大…に…彩を…つた

△…　…時…練

少年…　…時…民…員の……と…の…を…するための……を……の一部を………

書に十三時間のコークスを積込み五十台の轡を連ねて十六キロを六時間で踏破、雪中行軍による身体の緊張と疲労状態など幾多貴重な記録を残して終了した

長岡會場（十八日）スキーと徒歩による雪中兵体行軍の運用演習、即ち朝縱一キロに及ぶ隊列が一糸紊れぬ統率の下に厳寒の雪原を突進する壮挙—第一部隊（長岡高工、各中等學校三年以上千二百八十名）は八キロの負荷にスキーさへ吸ひ込まれ隊列に滴る汗を拭ひつゝ十二キロを走破、第二部隊（各校低學年千百七十名）また四キロを背に十一キロの難路を強行、第三部隊（各校九百四十三名）上級生は八キロ、下級生は四キロを背負つてスキー、靴、蓆旗、ゴム長など色とりどりで十二キロを走破すれば百二十名の悲鳴を上げ行軍は時速六キロの猛行軍でこのコースを突破、軒昂たる意気を示した

高田會場　夜行軍と露行軍の二つが行はれた、夜間部隊（第二師範田中學、同商工）二百三十名は銃とリュックを背に大日本体育會山田部長鈴木中將の激勵の聲を受けて十九日午前零時十分、わが國スキー界の先輩体科武藤、長谷川増吉氏ら尖兵斥候隊に導かれつゝ幾多の悪條件を冒して行軍、スキーの機動性を遺憾なく發揮して二十四キロを踏破、また露間部隊たる千八百名の市内中等學校生徒は武裝姿も凛々しく十二キロの難路を征服したが、夜行軍に於ては誘導隊の行動、暗夜敵襲中の透視距離警戒の状況、行軍の速度の研究等所期の目的を完遂して多大の成果をあげた

武道の新修錬法

大日本武德會では武道の實戰化を期し次のやうな劃期的な修錬要綱並に試合審判規程を決定、十八年十二月六日各府縣支部に指令した改革の狙ひはあらゆる点に實戰的要素をとり入れたことにあり、例へば劍道に於ては野外を修錬の道場とし、形裝もズボン、巻脚絆を用ひ、竹刀は日本刀と同様長さ三尺六寸以内に制限して實戰に備へ實際の修錬に際しては斬突、切返しの錬磨、特に疾走中の斬突の研究、或ひは對試則、數人を相手とする敵合の錬磨、試し斬りの勵行など、福川天明の道場剣法から亂世の元禄、天正の剣法修行にかへり、また柔道の如きは特に徒手格闘の特質に基き各種の武器を持つ敵を相手とする場合の技術の修得や技術の錬磨などに修錬の重點を置く、また薙刀道は一突必殺の剛健なる氣力、戰力の涵養を旨とし特に教官は常に修錬者の性質、体格、技術を十分に知り從らに外形の美一を求める事なくそれぞれに適應する指導を行ふやう要請してある、薙刀道は技を驕くよりも心身を鍛錬して優全な肉体を作り、第二の國民に母親を通して伺武の氣魂を植ゑつけさせる、なほこれを劃期的な奬勵するため新に一等から五等までの等級を定め審査により級號を與へることになつた

武德會講武部演武大會

武德會講武部では五月七日武德祭執行後武德殿と新潟縣民學校で演武大會を開催、優勝者次の通り

△劍道等級別個人優勝試合【三等の部】（藤三段）東新潟醫石動醫【四等の部】（藤二段）北高花岡正雄【五等の部】（藤初段）新高高山幸英【等外の部】天瀬組石田雄司

△柔道等級別同【三等の部】新高武山鷹明【四等の部】醫大山本一夫【五等の部】新中鷹谷与男【等外の部】新潟第小林正行

△薙刀道等級別同【三、四等の部】北越製紙岡部喜一【五等の部】新高鶴原秋【等外の部】昭和石油高橋巡司

△弓道　醫高伊作

明治神宮國民錬成本縣大會

始めて地方別に挙行の明治神宮國民錬成大會縣大會は十八年十月十日新潟市縣体育場、白山國民學校、武德殿の三會場に於て開催、會長側田知事の式辞、選士の宣誓ののち國校に入つたが、國防錬成を新たにとり入れ、特に産業人錬技は個人別試合を出場する集團得點の制を採用した、集團得點では

△男子　1西浦七五三、2刈羽七二八、3高田七一五、4柏崎七一四、5北浦六九七

△女子　1新潟五六一、2柏崎五三、3刈羽四九五、4北魚四七七、5高田四六四

錬剣道個人は細山（新潟）同部市村孔は中蒲、剣道個人佐藤（中蒲）同部体三條、柔道個人鶴巻（北浦）同部体高田がそれぞれ優勝を授與された

職員士補給限度額引上

厚生省では職員士の最低生活の保障を目途として補給金限度額と扶助限度額の大幅引上げを断行、九月の給料から全國の職員士に對して實施した、改正補給金限度額左の通り（單位円）

年齢階級	新限度額	現行限度額	引上げ額
滿十八歳未滿	五〇	四〇	一〇
滿十八歳以上滿二十歳未滿	六五	五〇	一五
滿二十歳以上滿廿五歳未滿	八〇	七〇	一〇
滿廿五歳以上滿三十歳未滿	九五	八〇	一五
滿三十歳以上滿卅五歳未滿	一一〇	九〇	二〇
滿卅五歳以上滿四十歳未滿	一二五	九〇	三五

この補給金限度額は新規職員後三ケ月以後に適用される、但し傭用工場の規定賃金が職員部の月收より高い時にのみ適用される

婦人

女子挺身隊法制化

政府は六月六日の総動員審議會に「女子挺身隊による勤労協力に關する勅令案要綱」を付議可決、女子挺身隊の法制化が實現した、概要次の通り

一、女子挺身隊の勤労は常時要員として工場事業場に出動する、勤労對象としての業務は國、公共團體および厚生大臣の指定する者の行ふ総動員業務である、なほ挺身隊員には健康保險法、厚生年金法、災害扶助法等の適用も行はれる

一、陸海軍大臣閣下の官衙、または厚生大臣の指定する総動員業務に従事する者、法令によつて拘禁中の者等は隊員としない、また家族にあつて家事の責任者となつてゐる者は志願しない限り隊員にとらない

一、女子挺身隊による出動を肯ぜざる者は地方長官が総動員法第六條に基いて強制的に就業させることが出來る

一、行政官廳の従來の如き指導勧奨によつて出動した挺身隊に對しても正式の手續を経て出動せる挺身隊と同様の保護が與へられる

一、隊員となるべき者は十二歳以上四十歳未滿の配偶者なき女子である、またそれ以外でも志願により隊員となることも出來る

一、出動期間は原則として一年

一、挺身隊の出動、協力を受けようとする者はすべて地方長官にこれを申請する、この場合従來は勤務給源の所在地の地方長官に申請するといふこともあつたが、今後は需要者の地元における地方長官に申請が一括される

一、隊員の決定は地方長官自らがこれを行ひ、令書を交付する、従來隊員の決定に當つてゐた學校長、市町村長等は候補者の選定に當り最後的決定は地方長官が行ふ

一、工場事業場等の勤労管理の不適當な場合は挺身隊を引上げさせることもあり得る

一、隊員の旅費、給與等の諸経費は凡べて事業主が負擔する

一、主務大臣または地方長官は事業主に對し隊員の従業すべき職場、職種、就業時間、教養訓練、給與、厚生施設、責任指導員の設置等隊員の使用、従業條件について必要なる命令を發し得る

大日本母子愛育會誕生

恩賜財團愛育會、日本小兒保健報國會及び日本母性保護會の三團体は更にその活動の徹底を期するため三者を打つて一丸とする恩賜財團大日本母子愛育會を結成、長く久邇宮大妃殿下を総裁に奉戴、顧問愛育會名誉総裁秩父宮殿下を総裁に奉戴、顧問愛育會名誉総裁秩父宮殿下を総裁に奉戴して皇太子殿下御誕辰の佳き日十一月二十三日丸ノ内大東亞會館で盛大な發會式を擧行した、同會は小兒保健部と母性保健部の二部に分れ赤ちゃんの体力檢査や妊産婦檢診の徹底、或は産養指導、育兒知識の徹底に當り乳幼兒死亡率の低下、流産死産の防止、栄養不良乳幼兒の減少等を目標として強力な運動を展開せんとするものであるなほ長き為けでは同會發足に當り御内帑金一封を下賜あらせられた（一八・一一・二三）

大日本婦人會で表彰

大日本婦人會では同會創立第二周年記念日に當る一月二十七日、全國の模範支部、傷痍護勇士の妻及び軍人、軍屬の未亡人を表彰したが本縣關係者は左の通り

◇團体△北蒲中浦村支部△中蒲石山村支部△三條吉見村支部一ノ五區班△古志稲吉村支部必勝國民貯蓄組合

◇會務功勞者△南浦新潟村西澤ヨキ△刈羽鯨川村布施トリ

◇軍人遺族書行者△北蒲松ケ崎渡村鈴木タマ△新潟中本町通横山トリ△中魚吉田村吉澤サキ△中栗宥田村小林ツタ△中魚上杉村秋山サヨ

◇傷痍軍人の妻にして儀表たるべき者△刈羽石地町山崎スマ△南蒲見附町古川ハツイ△中魚上鶴村保坂キワ

日婦幹部一日入營

皇軍將兵の猛訓練を身を以て体得し、勝抜く決意を更に同揚しようと日婦縣支部では十中越の幹部五百十名を十月十八日（十八年）東部第二十八部隊に一日入營せしめた、大田、横尾両副支部長以下一同はモンペ、活動着姿も甲斐々々しく、この日正午入隊、演習状況や營内を見學、炊事や衣服修理に優しい奉仕をなして消燈と共に退營、備行庭に一泊して翌十九日は五時起床、駆足のち教練、銃剣術などの猛訓練を体験して正午まで一日の入營生活を終つた

軍國の妻表彰

大日本婦人會では日清、日露の戰ひ以來両手或は両足喪失者第一公傷、両眼失明者度の特別公傷の傷痍軍人に嫁ぎ二十年以上貞節に仕へてゐる軍國の妻五十六名を四月の軍人援護週間中に表彰したが本縣からは（中魚田澤村田中）丸山イト（佐渡赤泊村上川茂）池コノの両女が選ばれた

國防會議優良日婦

新潟聯隊區司令部では十八年度に於ける國防會議の優良な日婦郡市及び町村支部を三月十日の陸軍記念日に表彰した

北海道庁水産課　北海道水産試験場　北海道水産講習所　北海道水産学校　北海道庁水産課　北海道水産試験場　北海道水産講習所　北海道水産学校

農地開放管理委員

新潟事務所

（新潟市西大畑町二七四九九番地）

所長	由井源治
所長（兼務）	同部長
総務部長	同部長
農業調査部長	同部長
土地管理部長	市川千重一
主事	桑井一
技師	天野政定

◇四郡町村農業委員

事務所

技師	村川吉太郎
同	三井吉治

（同所長代理兼務）

◇新潟縣下十郡農業委員

中蒲原郡…村川…坂本…新…

農地開放管理委員会結成

農地開放管理委員会の結成式は十月十日から十二日まで三日間に亘り、管内の各郡市町村毎に開催された。新潟市では十月十一日午前十時から市役所内に於て開催され、市長の挨拶、事務所長の説明、委員の推薦、委員の宣誓、委員長の選挙、委員長の挨拶、委員の宣誓、委員長の選挙、委員長の挨拶、委員の宣誓、委員長の選挙、委員長の挨拶

國勢調査ニ依ル世帯及人口（昭和十五年十月一日現在）

	昭和十五年		昭和十年		昭和五年		大正十四年		大正九年	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
總數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟市	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長岡市	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高田市	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三條市	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—
柏崎市	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
西蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三島郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
古志郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
北蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
西蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中蒲原郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
刈羽郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東頸城郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中頸城郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
西頸城郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐渡郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐渡郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

故人錄

◀明治十六年

10・二	三浦[illegible]サワ（七〇）柏崎市町	十、[illegible]市[illegible]後藤[illegible]社長
10・四	北村キイ（八〇）新潟市、女	[illegible]市[illegible]家
10・五	藤田[illegible]（八〇）新潟市、元郡[illegible]	百[illegible]合[illegible]、[illegible]合[illegible]長
10・二	小[illegible]（七〇）新潟市[illegible]教	川[illegible]、[illegible]士、[illegible]士
10・三	[illegible]（八〇）牛[illegible]村、	[illegible]士
10・六	田[illegible]（八〇）西[illegible]村	法[illegible]会[illegible]三[illegible]、[illegible]、中[illegible]
11・10	小林久作（七〇）[illegible]新、[illegible]	[illegible]井[illegible]会[illegible]
11・九	[illegible]（八〇）西[illegible]新、[illegible]	[illegible]会[illegible]
11・七	石[illegible]（八〇）[illegible]	[illegible]会[illegible]
11・三	水[illegible]（七〇）元新潟市	[illegible]、[illegible]
11・六	中[illegible]（七〇）刈羽[illegible]	[illegible]会[illegible]
11・二	高[illegible]（七〇）[illegible]郡[illegible]長	[illegible]会[illegible]
11・八	[illegible]（八〇）四[illegible]村	[illegible]、[illegible]郡
四・三	市[illegible]（八〇）北[illegible]郡	[illegible]、[illegible]郡
四・三	十[illegible]（七〇）中[illegible]郡	[illegible]郡

◀明治十九年

一・一	松本久[illegible]太郎（七〇）高田市	[illegible]士
一・三	高[illegible]（七〇）[illegible]村上本町	[illegible]
一・三	山本[illegible]（八〇）小千谷市、[illegible]	[illegible]
二・一	石[illegible]（七〇）津川町、町長	[illegible]士
二・三	丸[illegible]郎（七〇）長岡市	[illegible]士、[illegible]士
二・八	小[illegible]（七〇）新潟市、市議	[illegible]士
三・二	[illegible]（八〇）新潟市、元[illegible]	[illegible]会[illegible]
三・三	[illegible]会[illegible]会	[illegible]業
三・六	[illegible]山[illegible]忠[illegible]	小千谷町[illegible]業
三・三	[illegible]（七〇）中[illegible]会	[illegible]、町議
三・八	阪田[illegible]（七〇）[illegible]郡[illegible]村	[illegible]、[illegible]郡
四・10	有[illegible]（七〇）高田市有	[illegible]作[illegible]長
四・八	保[illegible]（八〇）四[illegible]村	[illegible]郡
四・三	[illegible]（七〇）[illegible]郡	[illegible]郡
四・三	十[illegible]（七〇）中[illegible]郡	[illegible]郡

年齢早見表

明治	隱元	治	寛永	正保	慶安	承應	明暦	萬治	寛文	延宝	天和	貞享	元禄	宝永	正徳	享保	元文	寛保	延享	寛延	宝暦	明和	安永	天明	寛政	享和	文化	文政	天保	弘化	嘉永	安政	万延	文久	元治	慶応	明治
元	三	二	元	元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四
78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	明治														
55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	年齢														
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元	元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
明治	隱元	治	寛永	正保	慶安	承應	明暦	萬治	寛文	延宝	天和	貞享	元禄	宝永	正徳	享保	元文	寛保	延享	寛延	宝暦	明和	安永	天明	寛政	享和	文化	文政	天保	弘化	嘉永	安政	万延	文久	元治	慶応	明治
元	三	二	元	元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四
78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	明治														
55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	年齢														
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元	元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38

土木建築請負業
株式會社 清水組新潟營業所
所長 平治三郎
新潟市上大川前通り八番町
電話 二三九番 四九一番
東京支店
東京都京橋區寶町二丁目一番地
電話京橋(56)代表四一八一番
代表五一一八一番
本社

增產總突擊
石井精密工業株式會社
新潟製作所
新潟市河渡一九五番地
電話 三、九〇、七番
本社 東京都澁田區西六郷三ノ二二番地

結婚調査
其他各種調査
日滿支連絡有
信
帝國興信所
新潟市上大川前通五番町
電話 一四二一番

日產海上火災保險株式會社代理店
板谷生命保險株式會社代理店
特殊白土
ペントナイト
各種塗料
齋高興業
新潟市上大川前通五番町
電話 二四八八番
東京事務所
東京都麹町區有楽町二丁目九番地
自五二七二番
至五二七六番
有二ビル一階豐榮丸ノ内

營業品目
汎用電機
一般
電氣機械配給統制株式會社
指定配給店
新潟電機配給株式會社
社長 中野四郎太
新潟市礎町通二ノ丁
電話 二四一七番

三菱モートル
三菱電氣ドリル
電氣器具材料
電球
蓄電池、乾電池
電氣熔接機
營業品目
株式會社 菱電社
新潟市礎町通二ノ町
電話 二四一七番

社團法人 軍建協力會々員
北陸土木建築統制組合員

新潟土木工業株式會社

取締役社長 布施幸藏
常務取締役 高橋八十吉
取締役 藤田友治
監査役 熊木德一
同 風間治作

新潟市下所島二五五番地ノ四
電話一二九一番、二六四〇番

新潟市川端町六丁目（電話三〇九三番）

杉田興業株式會社

社長 杉田至
東京支店 日本橋區通三ノ五
支店長 富田誠

柏崎市外荒濱

柏崎飛行機工業株式會社

社長 吉田吉造
電話 二二番 七二番 四八〇番

仇敵撃滅の神機到來
我等翼增産へ總突撃

鍛造部
ボールト、ナット
リベット座金
鍛造品

仕上部
諸機械製作
車輛部分品
醫療機械
木工諸機械

日本輕金屬株式會社協力工場

大同鐵工株式會社

本社　新潟市本町通七番町
電話一〇五四番
工場　新潟市稻荷町三五七〇番地
電話二九二二、二一九六番

土木用器機器具
建築金物一式
機械工具金物類
水道及ポンプ工事

新潟市本町通七番町

山岸牛三郎商店

電話一〇五四番
取引銀行　第四銀行本店
振替口座長野四七五四番
倉庫　新潟市下大川前通四ノ町

都市大觀

（▲印　市會議長△印　副議長○印　參事會員）豫算は十九年度當初豫算

新潟市

（電三四五〇）

豫算　三、四八六、六六〇円
市長　井上英
助役　岩瀬亘
收入役　方波見勇

【課長】庶務佐野武一△教學伏木弘照△土木課、水道師谷曉明△兵事小林作平△市民苗村茂△厚生小柴龍象△防衛吉川勇△配給佐野武一△稅務阿部孝治△經濟本城鐵太郎△戶籍（課長心得）島崎次郎△考査從室主任橋浦國太△体育主事高瀨倫一△技師石濱文郷△機械工藤成明△長吳濱貴之助△支所長大形萱又一、石山小澤榮一、島屋野澤坂良太郎

◇各種團体長

議會　井上英
警防　小澤國治

都市大觀

同（県新潟）　長谷川民藏
信組　岡正治
愛壯（本部長）　後藤傳二
同　志賀五作
青少年　井上英
郷軍　三五寅吉
日婦　井上マツ子

護國神社　縣社　白山神社　鄕社
五社神社　白山神社
村社　古町神明宮　愛宕神社　湊稻荷神社　諏訪神社　三社神社
奈佐美彌神社　山ノ下神明宮　乙子神社　鳥屋野日枝神社　石山諏訪神社　山二ツ諏訪神社　猪ケ山諏訪神社　松崎藤戸神社　本所諏訪神社

◇市會議員（四六）

篠田金太、○後藤傳一、倉山勝七郎、長谷川民藏、增田義一、○若松三郎、加藤大輔、▲笹川加津惠、大石喜太郎、○本間七郎治、堀口伊三郎、永原長次郎、鈴木德治、○玉木幸、渡田三郎、南波喜藏、山崎良作、佐藤止男、小松原庄本、○大谷基治、安藤文爭、片田三勇、三つ武田成仁、倉田勇吉、新保八十平、大西勝治、○吉野金次、吉川大介、○吉田吉平、安藤喜藏、高橋八十吉、志賀五作、△長谷川、村山勇一郎、小島喜藏、統城藏、作、兒玉三郎、○樓谷周吾、松藏、恒、若槻清作、伊藤彦造、加賀田勝一郎、佐藤佛一郎、○渡邊浩太郎

【町名】白山浦　旭町通　古町通　東堀前通　營所通　下旭町　南濱通　田中町　學校町通　東中通　横一番町　本町通　寺裏通　宮居町　東大畑通　北濱通　學校裏通　西堀通　一番堀通　上大川前通　南濱橋町　南大畑町　西大畑町　磯町通上二ノ町　醫學町通　西堀前通　東堀通　秋川岸通　西中通　西大畑町　北大畑町　新潟町通　磯町通　雪町　東蒲島町　北蒲沙門町　東港町通　西港町　西愛地町　四屋町　寺山町　濱町　鷺田町　元祝町　沼垂　鷺又　二葉町　下大室町　並木町　見方　川前通　南多門町　魚町　柴附町　烏帽子町　笠谷町　元下島町　東八幡町　山田町　西　船見町　蒲原　流作場　川端町　花町　北多門町　住吉町　相生町　本町　緑町　早川町　富根町　横七番町通　榮町　祝町　新川岸町　附舟町　入船町通　海濱町　長嶋　關屋　柳島町　月町　西蒲島町　南蒲沙門町　芳町　湊町通　松岡町　田町　東愛地町　翠町　鷺町　孫洲町　稻荷町　忠藏町　船見町　山ノ下　馬越　水道町

長岡市

（電一、〇〇一）

豫算　一、一七四、三二四円
市長　鶴田義雄
助役　今井太市
收入役　缺

【課長】總務佐治郎△教育青木鶴治△經濟金子金五郎△厚生小松崎一郎△戶籍兵事長形伊七△稅務高橋孝吉△水道高橋七太郎

◇各種團体長

議會　佐藤彥二郎
警防團　神山榮一
合同信　高橋博
長岡信　布川卯八
千手信　長部榮吉
同志信　地野忠吉
愛壯　星野俊三
青少年　鶴田義雄
郷軍　星野俊三
日婦　三芳野清子

縣社　蒼柴神社、金峰神社、平潟神社
村社　八幡神社、神明神社、少彦名神社、神明宮、御嶽神社

◇市會議員（三六、缺八）

長瀨堅治、大瀨茂一郎、○駒形清一、衞、角田吉次郎、○高橋徹、高岡源次郎、小熊松五郎、金井良吉、古川福治、石黑喜一郎、○笹井清、松、瀨澤義一、滝邊常作、山崎九郎二、太田和作、白井仁吉、松田保治郎、○坂井一郎、○本田熊八、佐藤朝次郎、菊地庸八郎、○田中東一、○土田繁一、西山幸次郎、○星野太一郎、高橋仁一郎、○永、橋喜之助、▲內山田藏、○佐藤、次、△新保忠藏

【町名】坂之上町　觀光院町　四郎丸本町　西長町　袋町　東神田町　東千手町　荒宮町　表町　關東町　上田町　宮原町　東坂之町　玉藏院町　學校町　旭町　古町　西神田町　西千手町　小瀨町　柳原町　濱町　大工町　生蓮町　坂下町　藏町　弓町

高田市

（電一五）

市長　六四三一八〇円

助役　川中　潤治

吏員　吉澤　傳次郎

【電話】医師　竹内雄樹治　金澤　水

【同名】寺町　高本町　本城町

高野町　高士町　長坂　仲町　北

新町　馬場町　寺町　新町　南本

町　大町　西城町　柴町　寺町

大手町　北城町

三條市

（電一・〇・八一・八三）

市長　六八三一七九三円

[illegible]

[illegible]

◇市會議員（三〇）

[illegible]

◇市會議員（三〇）

[illegible]

柏崎市

（電三・六八〇）

市長　六八三一六七円

助役　[illegible]

收入役　[illegible]

（同）　[illegible]

【醫師】[illegible]

[illegible]

◇市會議員

[illegible]

◇市會議員（三〇）

[illegible]

【同名】[illegible]

[illegible]

町村要覽

[illegible]

北蒲原郡

◇安田村（電四）

[illegible]

◇安田村（電六三一四）

[illegible]

【醫師】一一八一[illegible]

[illegible]

◇[illegible]（電一五三

[illegible]

◀[illegible]村（[illegible]）

[illegible]

（[illegible]）

（[illegible]）

（[illegible]）

[illegible]

◀[illegible]村（[illegible]）

[illegible]

（[illegible]）[illegible]（[illegible]）[illegible]（[illegible]）[illegible]

NB

高田市大町五丁目

有澤製作所

大町工場　電話三二三番甲
南本町工場　電話一六四番
幸町工場　電話四九三番
東本町工場　電話〇四番
北城町工場　電話四五〇番
仲町工場

東京出張所
東京都淺草區桂町三一ノ二
電話淺草六八八三番

（農）長谷川太三勇（書）長谷川太三勇（貿）田村松平（商）長谷川太三勇（郷）大竹農市（婦）藤川キワ

【職員】一二一須藤彼吾　濱邊佐一郎　和泉重　齋藤賴太郎　遠藤一次　中野慶太郎　長谷川太三男　濱邊傳一郎　高橋庄一　石山信郷　田嶋清佐吉　田邊藤松

▲濱卷村（電一三）

引越　西笠卷西笠卷新田　○東笠卷新田　鷲ノ木新田（豫三九、五四四円）（長）齋藤穂平（助）田部昇五郎（收）丸山喜平

（農）眞柄重（書）齋藤穂平（郷）高崎新市（婦）眞柄タカ

【職員】一一八一眞柄重　遠藤昭三郎　安澤安平　長澤榮　田村繁二　北原安太郎　阿部誠一郎　渡邊五治　田村清太郎　高橋田備太郎　丸山清吾　羽貝榮助　那田一夫　那賀勝藏　小石權四郎　那田六一（一名欠）

▲根岸村（電白根二二九）

郵便　下山崎　高井異野　○山崎　異野　北田中　夏原新田　中高井　上高井　上鹽後　中鹽後　下鹽後（豫四〇、六九五円）（長）小林正二（助）石田鷲五郎（收）濱谷

（農）小林正一（書）橋本傳吾（書）古田幸三郎（商）小林正一（郷）長谷川常吉（婦）小林トイ

【職員】一二一上杉勝一　橋本傳吾　杉柳伊七　鵜倉彦市　池田仁治郎　石田鷲五郎　横山精一郎　田中末次　石田初太郎　遠藤久太郎　石黒松平（一名欠）

△白根町（電白根一）

○白根　上諏訪木　下諏訪木　能登　助次右工門組　鑄鳴　十五間　神屋　小坂　保坂　七軒（豫一四四、九八一円）（長）野澤吉太郎（助）中山作次郎（收）木村平一郎

（農）相澤成治（書）長谷川喜藏（商）野澤吉太郎（郷）吉川繁作（婦）野澤キイ

村社　白根神社

【職員】一一八一安達收作　安達眞市　笹原源太郎　市島孫藏　志川貞吉　伊藤茂作　宮崎佐七　向井友治　田中由三郎　尾竹鷲藏　中澤又一　野崎榮二郎　鷲藤惣一郎　長谷川喜藏　川瀬文藏　湯川保市（一名欠）

▲小林村（電白根二三三）

平潟新田　平潟　万年　鷲王　龍　富戸頭　上末山　○下末山　鶴　潟　和泉　浦梨　田七

（豫三七、七〇二円）（長）谷川喜惣太（助）田中吉平（收）藤宮惣松

（農）谷川喜惣太（書）田中吉平（商）谷川喜惣太（郷）池田六郎（婦）谷川タミノ

【職員】一二一金子惣平　明村秀夫　細貝貞吉　谷川秀吉　小林喜平　田中吉平　池田傳之介　森山勇平　藤山新明　吉田藤松　泉藤松

▲矢曾根村（電月潟三五）

○矢曾根　東竜場　下道潟下新田（豫四〇、六五七円）（長）竹山久七（助）石崎雄雄（同）關根利助（收）田見義之助

（農）竹山久七（書）關根慎一郎（商）關根五左衛門（郷）同（婦）竹山久七（郷）同（婦）關根郁子

村社　諏訪神社

【職員】一二一山田利市郎　關根惣三郎　關根鶴市　關根五左衛門　關根慎一郎　關根藏三郎　關根利助　長崎忠治　竹山久七　川田藤治　山際孫太郎（一名欠）

▲小須戸町（電二七）

水田　小向　横川瀧　新保　龍玄　新田　鎌倉新田　矢代田　天ケ澤　新田　○小須戸

（豫一〇〇、三六七円）（長）川村隆太郎（助）長谷川藤太郎（收）川田藤

（農）川村隆太郎（書）村山吉五郎（商）川村隆太郎（農）田中四郎（商）川村隆太郎（郷）村山條次（婦）田中康

村社　諏訪神社

【職員】一一八一田中四郎　加藤彌七　村山條次　保科清作　村山吉五郎　鷲和清之十　丸山兵一　笹原平四郎　小林孝治　渡邊良助　平間卷二　岡田鷲吉　佐藤直一郎　鈴木市助　加藤與吉　保科榮吉　岡田長吉（一名欠）

▲小合村（電新津三四）

小合場　浦興野　河根　大秋　梅之木　子成場　出戸　四ツ興野　藤會根　小戸上組　○小戸下組　翠宮　大鹿

（豫四九、四七八円）（長）石月鷲造（助）吉田富三郎（收）高野榮市郎

（農）石月鷲造（書）石月恭平（農）樋浦登吾（商）石月鷲造（郷）廣瀬精藏（婦）石月ムツ

村社　八幡宮

【職員】一一八一早川文平　大橋林太郎　古田忍　佐藤新一郎　山田大藏　今井市郎　鵜木茂　小藤長三郎　吉田京助　江口千代二　吉川勇朗　土屋虎三郎　石川猪平　大竹喜市　本間仙一郎　岩井鷲吉　田中虎次　高橋傳吾

▲金澤村（電新津二三八）

福島　中村　東島　古澤　○朝日　鶴町　鶴谷　金澤　西島　滝ケ澤　新田

（豫九八、五〇一円）（長）和氣一郎（助）小川安太郎（收）川田茂男

（農）和氣一郎（書）和氣省一（農）和氣一郎（商）和氣一郎（郷）金子安藝一（婦）小川吉子

村社　日飯野神社

【職員】一一八一小川庄吾　渡邊次郎　田村源吾　中野弘一　日島庄作　中村作太郎　高塚儀平　田勝芳　古田益平　佐藤重造　藤昌一　槇木松平　渡邊作平　新保常藏　青山源作　青野順一　渡邊一（一名欠）

▲新津町（電三九・七七）

北上　下興野　竜道　田家　吉田　○新津　西金澤　東金澤　栖目　○鶴城　大安寺　中新田　大鶴　七日町　瀧願寺　川口　結　北鶴　田島　鶴島　市之瀬　鶴場　中鶴

中央電氣工業株式會社

本社　東京都日本橋區江戸橋一ノ一五
電話　日本橋五四一二番(7)

田口工場　新潟縣中頸城郡名香山村田口
電話　妙高五番、五二番

六日町工場　新潟縣南魚沼郡六日町
電話　六日町五五番

高田モーターズ

(自動車修繕)

高田市仲町五丁目(電話七五九番)

高田ステーションホテル

高田驛前(電話七七番)

飯塚組

社長　飯塚信太

高田市西城町一丁目(電話四一一番)

農商省農機具第一種指定工場

大島合名會社

新潟縣高田市北城町
電話三三〇・五九〇・甲七四二番
振替長野三〇番

荻島 長路澤
（豫三八一、二九六円）（長）桂圭三（助）高橋弘（同）石川鶴太郎（收）吉川吉次郎
（長）桂圭三（警）宮腰金吾（書）
岡本省三（書）桂圭三（郷）立花
勝一（婦）桂エク
村社 堀出神社 秋葉神社 稲荷社
【議員】一三〇―荻川惠一 逸山實 田中德藏 高野武治 鈴木實五郎 砂原俊一 大塚與一 栗原平作 松岡路喬 菊地文次 坂上七三郎 石川知平 石川鶴太郎 高橋弘 本多信一 桂圭三 石崎文吾 川內巧 太田富次 渡邊新太郎 明間啓作 本間正雄 鈴木良平 宮腰金吾 長谷川秀市 鍵田吉平 赤塚藤內 石川常一

▲新鶴村（電五原二一七）
○下新 小口 南田 大鶴 新郷 豊 市新 下條 船越 田屋 渡 次屋 金屋 羽下 安寺 湯澤 安部新 北 牧ケ鼻 六郷
（豫四四、一八七円）（長）林信實（助）佐藤岩雄（收）土田文治
（長）林信實（書）同（書）林豊三郎（婦）林節
村社 神明宮
【議員】一二―伊藤平穂 遠藤辛次郎 山田敬一郎 林信實 瀬倉善太郎 吉田藤太郎 星軍一郎 豊島武一郎 佐藤藤蔵 松田新作 本間修 佐藤岩雄

▲五泉町（電一・一五三）
○五泉 太田 赤谷 川瀬 五十嵐新田 荻曽根 二ツ柳 三本木 能代 土淵 吉澤
（豫二〇三、九四七円）（長）近藤義一（助）欠（收）關塚長治
（長）本村儀一郎（書）小出 瀬
（信）本村儀一郎（書）板橋利邦
（郷）關塚長治（婦）近藤マス
村社 八幡宮（五泉）八幡宮（川瀬）
【議員】一二四―渡邊善太郎 酒井準治郎 松田邦太郎 田中藤一郎 吉田徳太 今井良馬 藤野小平 佐藤源吉 石川義雄 三宅九二三 堀野清一 渡合徳之進 佐原忠藏 佐藤藤藏 坪川一藏 長谷川太郎 近藤義一 加藤多三郎 石塚雄峰 齋藤清次郎 吉田松三郎 松田福次郎 渡藤菊次

▲蒲田村（電五原二二八）
山崎 丸田 小熊 石倉 ○橋田 荒澤 民上 大澤 西四ツ屋
（豫四三、二四五円）（長）星三千藏（助）藤田信雄（收）藤田鶴
（郷）星三千藏（婦）松尾久代
村社 中山神社
【議員】一一六―丸山太井吉 外 石仁一郎 田代松司 樋口富太郎 樋口正作 渡邊正宗 辻川又五郎 吉井隆義 阿部三司 關谷榮治 樋口孝治郎 加藤藏 內藤治 立川津之助 中野信一 鬼島市榮 ○石貫根 木越 町屋 千原 今泉
（豫五四、〇三六円）（長）戸井田金藏（助）黒井伊助（收）中川正藏
（長）松島名平（書）佐藤宏
（長）同（書）關谷貞一郎（郷）黒井信作（婦）羽田ムツ
村社 石貫根神社
【議員】一一六―石黒平藏 戸井田金藏 斎藤丑太郎 羽田昌平 黒井信作 伊藤傳七 長谷川周一 佐藤宏 羽田清作 太村長之助 高橋保全 高橋吾郎 鈴木熊男 松田貞雄 鶴倉吾

▲大蒲原村（電村松一七四）
新野町 長橋 中名澤 羽羽 中野橋 豊橋 ○南田中 上野 寺田 牧 下大蒲原 上大蒲原 高松
（豫六九、五七〇円）（長）中山林次（助）小島一（收）欠
（長）小出松次郎（書）中山林次
（長）岡田富彌（書）中山 林次
（郷）安中一夫（婦）中山ヌエ
村社 八幡宮 八幡宮
【議員】一二一―鈴木省藏 志田三郎次 田邊正一 阿部永藏 中山林次 小柏平次郎 鈴木治一郎 小出松次郎 畑榮藏 阿部虎松 水戸藤一 布施一郎

▲七谷村（電加茂四〇七ノ甲）
宮寄上 上土倉 下土倉 長谷 下大谷 中大谷 下高柳 上大谷 西山 ○黒木 上高柳
（豫四三、七九六円）（長）山崎武二郎（助）泉田淳一郎（收）坂上真幾次
（長）山崎武二郎（書）外山藤亀平（書）笹原正男（書）山崎武二郎（郷）亀山軍太郎（婦）山崎八ナ
村社 長瀬神社 日吉神社
【議員】一一四―外山藤亀平 小柳吉次 中野藤平 鶴巻辰次郎 小野崎福 阿部榮吉 坂上久三郎 長谷川啓三郎 難波鶴五 吉田久雄 泉田淳一郎 梅田敬治 渡藤 石太郎 笹原正雄

▲十全村（電五三）
上戸倉 下戸倉 ○安田 大口 別所 蛭野 中島 新國 大原 山谷
（豫三一、四二九円）（長）神保多工藏（助）長崎信吉（收）馬場久三郎
（長）神保多工藏（書）中山榮次
（長）神保敏郎（書）神保多工藏
（郷）永井携二郎（婦）神保ノブ
【議員】一二一―高岡忠弘 金山又三郎 安中末七 小林榮之助 亀山金一 大橋與三郎 新保修一 阿部忠太郎 馬場八太郎 高岡實三郎 中山軍左衛門 神保多工藏

▲村松町（電一三〇）
（豫二二四、三五二円）（長）茂野藏藏（助）岡村解雄（收）高野榮一
（長）茂野藏藏（書）茂野藏藏
（長）同（書）茂野藏藏（郷）風間高一（婦）木村ツウ
郷社 日枝神社 村社 住吉神社 春日神社
【議員】一一八―茂野藏藏 谷藤一郎 成田久八郎 山崎藤三郎

村社　八幡宮

【祭神】一一八一住吉大　神功皇后　応神　仲哀　武内宿禰　住吉三　石椎尺一　鹿島神　天之忍穂耳　天之忍穂耳　天之忍穂耳　今宮一　瓦　鹿島三　鹿島七　米田十郎　安部宇　中村作大郎　青柳宇　安部宇　八幡宮　鹿島

◀[illegible]村（[illegible]三〇・二五）

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　丸[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　

村社　郷社　國幣中社　縣社

【議員】一一八一鈴木喜四郎　笹川忠三郎　高橋勝次　湯浅武七郎　鶴見嘉一　林部佐吉　武石勇吉　小林始　渡邊愛三郎　安藤藤一　石橋喜作　岩川義雄　渡邊政司　本間生平（二名缺）

◀國上村（戸数千二百四）

○中島　國上　鶴郷　鳳木山　源八新田　駒新　新堀　新田村新田　敷外花　佐藤鶴　鶴石新　牧外花　新田　佐藤村新田　佐藤鶴七　愛　鶴鶴新田

（農一七二、四一円）（畑）佐藤喜治（郵）國田源藏（牧）鶴屋

【議員】一一八一佐藤喜治（郵）佐藤喜治（郵）佐藤喜治（郵）

（員）土田茂義（員）田口[illegible]
（員）[illegible]（員）[illegible]
社社 [illegible]社 [illegible]社
【議員】一二一[illegible]市 [illegible]
[illegible]天 小林[illegible]郎 [illegible]
[illegible]田 佐藤[illegible]一 五十嵐[illegible]
[illegible]七 [illegible]郎 小[illegible]
[illegible]山 [illegible]

◀本[illegible]村（[illegible]五七）
○[illegible]本[illegible] 牛[illegible] [illegible]
[illegible]西[illegible] 中新[illegible] [illegible]
内 井 北[illegible] 上[illegible] [illegible]
[illegible] 下[illegible]
（[illegible]六七、七三八円）（長）本[illegible]
竹三郎（助）[illegible]（助）[illegible]
[illegible]
（員）五十嵐[illegible]（員）[illegible]
（員）山田[illegible]（員）大[illegible]
（員）大[illegible]（員）[illegible]
社社 中山[illegible]社 [illegible]
【議員】一一六一五十嵐[illegible] [illegible]
[illegible] 金子[illegible]郎 大[illegible]
[illegible]郎 [illegible]郎 山口[illegible] [illegible]
[illegible]郎 [illegible]郎 [illegible]
[illegible]郎 [illegible]郎 [illegible]
[illegible]郎 [illegible]郎

東濃區郡

◀瑞川町（瑞一）

（後九七、六五一円）（長）平田
松次郎（助）矢島惣太（多）竹村貞
（愛）平田八郎（書）石島治作郎
（愛）竹村藤之助（書）平田八郎
（愛）青木城右衛（多）平田八郎
都証　生駒神社　古志呂神社　村
社　鳴鹿神社

【瑞貞】一二二一岡島金蔵　藤
藤陽平　田邊市平　藤沢吉右衛門
藤島治右衛　藤井武代多　長谷川
又二　藤田知太郎　藤藤吉二　鈴
藤友吉　藤山久治　宮本長蔵　久
住定次郎　石塚新太郎　西田建二
丸山清司　安藤吉太郎　信信次
堀彦助　藤本藤蔵　中嶋藤治
大久保藤二郎　藤藤蔵二　大谷藤
次郎　藤藤六二郎

中魚沼郡

◀千隆村（瑞一六）

○上組　○上新田　中新田　下組
吉藤新田　村山新田　青木下組
（後四〇、九五五円）（長）山口
藤孝一（助）有賀田総（多）小倉山
藤孝一（助）有賀田総（多）小倉山

（後八、一二九円）（長）佐藤
藤吉郎長太（助）中藤藤蔵（多）中
藤金二郎

（後）佐藤藤助郎太（後）中藤藤
藤（後）佐藤藤助郎太（後）中藤藤
（後）佐藤藤助郎太（後）中藤藤
（後）佐藤藤助郎太（後）中藤藤

（略）（略）（略）

（郷）桑原勇太郎（同）鶴野久四郎（郷）桑原熊太郎（郷）松澤さく

【議員】一二一鶴野久四郎　岡村義雄　村山藤吉　島田伊一郎　作藤國三郎　藤貴明晴　高橋和長治　高橋鶴治　高野清松　鈴木善太郎　桑木一栄

南魚沼郡

▲三國村（電一國二）

○宮部

（豫二〇、一七二圓）（長）富澤初男（助）富澤太三郎（收）村長

【議員】（長）富澤初男（警）富澤初男（農）富澤初男（同）富澤善治（郷）富澤吉三郎（郷）富澤ヒサ

【議員】一八一梅澤鶴二　小澤藤治郎　富澤初男　富澤英藏　富澤太三郎　高野藤吉　林千代吉　鶴岡内藏之輔

▲三俣村（電二）

○三俣

（豫二一、三四五圓）（長）鶴岡（助）森下國太郎（收）鶴岡一

【議員】鶴不二男（警）鶴不二男（會）鶴不二男（同）鶴岡一（郷）

信越線二本木驛前（電話一六番）

株式會社

花田組

取締役社長　武田晴四郎

常務取締役　高田市寺町二　建築部長　鈴木三藏　電三七五

高田支店長

常務取締役　土木部長　花田三郎

信越安治（郷）鶴クラ

村社　南鳥山伊米神社

【議員】一二一鶴岡一　森下國太郎　鶴春次　鶴彦雄　池田章　鶴不二男　鶴力作　池田晴治　池田八助　森下忠臣　鶴弘　鶴源作

▲神立村（電湯澤七四）

○神立

（豫一五、〇四〇円）（長）南雲政實（助）上村千代吉（收）鈴（議）南雲政實（警）同（信）同（郷）宮下文平（同）南雲政實（郷）吉田昇（郷）角谷ミカ

村社　魚沼神社

【議員】一二一吉田清太郎　角谷藤藏　吉田藤吉　上村軍作　角谷宮久次　南雲晴吳　南雲菊太郎　南雲松次郎　南雲良太郎　南雲丞助（一名缺）

▲土樋村（電土樋二）

○土樋

（豫三一、一八〇円）（長）南雲恒太郎（助）原澤政吉郎（收）南雲一郎

（議）南雲伯太郎（警）原澤善一（會）南雲伯太郎（郷）南雲興三郎（郷）南雲ブン

同山神社

【議員】一二一鈴木治平　九郎　鈴木安好　鈴持藤一郎　半澤安好　角谷重次郎　南雲芳定　宮澤安藏　田村虎雄　南雲直次郎　小野寺今朝一　南雲安藏　高澤祇茂

▲湯澤村（電一）

○湯澤

（豫五〇、一八六圓）（長）樋口永雄（助）田村彦太郎（收）樋口行雄

（議）樋口永雄（警）高橋勝三郎（會）茂野辰平（郷）樋口永雄（郷）高橋ヨキ

村社　春日神社

【議員】一二一樋口正太郎　高橋仁太郎　南雲勝次　鈴三四郎　高橋貞平　高橋勝三郎　田村貞次　高橋國一郎　井熊八左ヱ門　高橋要吉　高橋半左ヱ門（一名欠）

▲石打村（電石打二一　電一〇二）

○下一日市　關　關山　上野　上一日市　宮野下　君澤　大澤　大瀧　南田中

（豫五〇、〇一〇円）（長）八木完三（助）阿部勉（收）木村正雷

（議）八木完三（警）上村晃一（會）土田義平（同）八木完三（郷）阿部源作（郷）梅澤ハツ

村社　石打神社

【議員】一二一八木完三　野上和一郎　阿部一作　鈴形勝治　片山鎮平　山岸善吉郎　高橋研三　木村直男　木村正三　上村晃一　高橋貞治（一名欠）

▲湯澤町（電四二・五八）

○湯澤　中　目來田　天野澤　樺野澤　樺野澤新田　泉盛寺　竹俣竹俣新田　片田　思川　十二日町　島新田　飯塩　吉里

（長）鈴木逸三郎（助）原澤善吉（收）高井宗藏

（議）鈴木逸三郎（警）青木直治（郷）鈴木逸三郎（郷）森原健兒（同）鈴木逸三郎（郷）林正一（郷）大塚テイ

【議員】一二〇一鈴木雄太郎　林哲一郎　森原健兒　阿部改良　笛木久作　林明一郎　寺口勝太郎　宮田有二　鈴木四男造　田村德太郎　高橋恒一郎　吉田政一郎　上村守策　鈴木恭輔　宮田助衛　矢口貞逸　山田定辰　今井德政　原澤義一（一名缺）

▲中之島村（電湯澤一〇四）

○中子新田　舞子　万條新田　姥島新田　丸池新田　仙石　福田新田　五郎丸　大木六新田　中野　大木六　吉山新田　小彩新田　久平　八幡新田　小木六

（豫六一、六七三円）（長）鈴木藤治（助）上村計治（收）林常七

（議）鈴木藤治（警）鈴木藤治（會）野上徹治（同）鈴木藤治（郷）片桐益一（郷）鈴木ユミ

村社　石上神社　木六神社　一宮神社

【議員】一八一小野澤幸　小林惣次郎　石神光治　今井房吉　平賀郷七　小出秀一　片桐栄　高橋貞治　岩井水作　鶴越國　須藤好文　阿部元吉　中島祝郎　阿部政藏　長瀬高重郎　片桐巻佐久　平賀郷利　青木直治郎

▲上田村（電越後上田二）

○長崎　鶴谷　鶴澤　清水　蛭澤新田　一ノ澤　三郎丸　早川　枝吉　長瀬

（豫五二、八四二円）（長）長崎藤八郎（助）貝瀬定吉（收）貝瀬勝治

（議）長崎藤八郎（警）常根清一（郷）須藤弘一郎（同）長崎藤八郎（郷）山田彦一郎（郷）野口文チヨ

村社　天滿宮

【議員】一二一　阿部義藏　小野澤藤五郎　貝瀬鶴八郎　貝瀬治

川端製作所高田工場協力工場

高田合同木製品工業株式會社

社長　飯塚信太

事務所　高田市驛前

電話四二四番

中村鐵工所

場主　中村末太郎

高田市東本町五丁目

電話一六六番

上村水吉　木村摂一　須藤弘毅
高橋正好　高村英一　長谷鶴八郎
長谷川正三九　平賀忠吉

▲六日町（電二）

○六日町　坂月　大月　東泉田
小泉山　餘川　君瀬　久ノ上　川
澤　八幡　美佐島　西泉田
（議）今成幸一（助）遠藤利一
（收）阿部弘義
（議）今成幸一（警）遠藤喜四郎
（議）岩野良平（商）遠藤喜平
（郷）宮内正雄（婦）佐藤逸子
八幡宮
【議員】一一八一　林李吉　戸田
繁三郎　山口傳治　久保田又助
山田太郎平　本田好勝　雲尾東岳
若井直太郎　岩野長平　小河一雄
山本戎　湯本逸太郎　遠藤孫四郎
遠山義雄　南木仁眞志　小島京平
中俣義重　豊田京次

▲五十澤村（電二）

○宮　津久野　津久野新田　二百
町　岩崎　宮村下新田　茨澤　山
谷　中川　中川新田　京岡　京岡
新田　永松　姥川　原　畔地新田
畔地　舞台　野中　清水端　上澤
小川
（豫五〇、二五一円）（長）桑原
市太郎（助）角田定左衛門（助）
桑原元家（收）長松豊勝
（議）桑原市太郎（警）野木康太
郎（義）若井澄（商）天海繁吉
（郷）小杉清天（婦）五十嵐ハン
村社　坂本神社
【議員】一二一桑原市太郎　大
平荘吉　若井朝則　西潟鶴一　大
津彌助　横又菊太郎　板倉宛作
關一人　小澤吉明　若井雅藏　石
田政喜代　石田房一郎

▲城内村（電城内二）

○上原　上出浦　下出浦　上藥師
堂　野際　妙音寺　岡　下藥師堂
山口　田崎　法宝寺　藤原　新堀
新田　新堀　藤　長森　上原　上
原新田　泉　泉新田　長森新田
下原　下原新田
（豫四五、五二〇円）（長）井口
繁吉（助）久川藏一（收）高橋勇
（議）南雲　浩一（警）上村　正義
（義）上村　武雄（商）井口　繁吉
（郷）佐藤政吉（婦）南雲カウ
村社　八幡神社　日吉神社
【議員】一一八一松田喜三九・林
雅　田鍋義治　南雲健歳　加藤善
左久　河澤昌春　並木喜久平　戸
田利治　高橋義治　阿部政藏　丸
山一郎　久川儀治　上村止義　栗
田藤平　横木國三郎　小澤清吉
上村慎悟（一名欠）

▲六巻村（電五日町三二）

○横木新田　奥　寺尾　大杉新田
四十日　北田中　宇津町新田　野
田　五日町
（豫四〇、五五八円）（長）内山
知藏（助）中澤義治（收）富所章
（義）内山知藏（警）富所助定
（義）内山知藏（商）同（郷）櫻
井清（婦）野澤タウ
村社　八幡社
【議員】一二一富所宗吉　中俣
英一郎　佐藤勝太郎　笹原京藏
島田繁榮　島田齋明　中澤道一
野澤方太郎　駒形賢　井口義三郎
神上藏太郎

▲岐神村（電浦佐五〇ノ乙）

○一村尾　城山新田　名木澤
今町　九日町　市野江　芹田
（豫四一、四五六円）（長）小川
泰次（助）桑原喜代二（收）千喜
良重藏
（義）小川泰次（警）鄭野智保
（義）大久保靖臣（商）小川泰次
（郷）渕本貞（婦）青木勝子
村社　若宮八幡宮
【議員】一二一小島隆太郎　青
木正義　清水榮太郎　千喜良繁松
遠藤喜久吉　桑原喜代二　山田房
吉　小川泰次　遠藤福松　豊野延

▲浦佐村（電一）

○浦佐　五箇　鍛冶
（豫四〇、六〇二圓）（長）湯本
榮平治（助）井口盛昌（收）關喜
三郎
（農）關眞一（警）川島好平（義）
關久治（商）湯本榮平治（郷）井
口盛國（婦）牛木ウメ
【議員】一二一關眞一　小島熊
雄　牛木金平　關文平　坂西芳太
郎　北村菊平　關久治　井口綜弐
井口亮平　岡村長吉　羽賀鶴五郎
（一名缺）

▲大崎村（電一一）

○大崎　邨古新田　今町新田　海
士ケ島新田　穴地　穴地新田　水
尾　水尾新田
（豫四〇、九一三圓）（長）中島
龍太郎（助）秋山國虎（收）田代
喜一郎
（農）中島龍太郎（警）田邊武次
（義）山田止義（商）原鍵次（郷）
駒形善秀（婦）大久保トシエ
大前神社　八幡神社
【議員】一二一米山與三　佐藤
牛松　中澤作一　高橋德則　上村
藏藏　林車利　田邊武次　中島善
一郎　梅村福太郎　上村政義　松
浦久

▲東村（電大崎甲三）

○茗荷澤　黑土新田　黑土　大倉
船ケ澤新田　茗荷澤新田　荒金
堂島新田　桐澤　荒山　山崎　大
桑原　門前　赤羽　芋川　湯谷
雷土　雷土新田　山崎新田
（豫四三、三九九圓）（長）佐藤
五市（助）駒形壮一郎（收）鳳野
貯吉
（農）上村覺之助（警）（副）大
平竹治（信）上村覺之助（義）同
（商）佐藤五市（郷）佐藤正秀
（婦）岡村ナカ
八海山坂本神社
【議員】一二一上村覺之助　山
崎常松　關平一郎　櫻庄豊治　戸
田昇司　石田榮治　石田龍吉　小
澤喜一郎　駒形方治　上村勝次
小澤藏治　小林久次

▲伊米ケ崎村（電伊米ケ崎甲二）

○出野　十日町　岡新田　大浦新
田　大浦　千溝　板木　鳴出野新
田　伊勢島新田
（豫五三、三一〇圓）（長）高橋
駒虎（助）桑原宇介（收）南雲総
吉郎
（農）高橋駒虎（警）大平勝田（義）
梅田有利（商）高橋駒虎（郷）荒

笹川鐵工所

工場長　笹川孝一

機械工場　高田市東本町一丁目
鑄造工場　高田市幸町
事務所　高田市幸町（電話二九八番）

北東沼郡

◆今宮村

（戸二・四四人）

○今宮　宮生　宮内　西平　山本　占貝　沙戸　能平新田　鷹巣（郵）田五十嵐信治（助）米岡平八郎（助）田中熊作郎（役）田中新八郎（郵）五十嵐信治（郵）長谷川利兵衛（郵）五十嵐上治（郵）吉澤三郎（郵）平澤目郎　長谷川忠次郎　澤田平太郎

村社　諏訪神社　無社　二澤神社

【議員】一二一今宮定吉　西澤三郎　四人

【議員】一二一平谷　大澤治　大澤重三郎　高橋治　高橋重三郎　高橋平太郎　高橋重三郎　高橋平太郎　高橋重三郎　高橋平太郎

[illegible]

◀[illegible]村（[illegible]四二〇八九）

[illegible]寺　[illegible]　中[illegible]　○西[illegible]貞　[illegible]貞　谷内　[illegible]　[illegible]

[illegible]

（[illegible]三〇、二五九円）（長）山代[illegible]

（助）中川[illegible]介（役）新井[illegible]

（[illegible]）山代[illegible]（[illegible]）同（[illegible]）[illegible]

田[illegible]作（[illegible]）山代[illegible]（[illegible]）泉[illegible]

[illegible]二（[illegible]）佐々木マツイ

[illegible]

村社　[illegible]

【[illegible]】一二一小林[illegible]　佐々木[illegible]郎　[illegible]郎　[illegible]郎　